

2017 年度

パリ・コミュニケーションにおける人民主権の展開  
—公教育をめぐる区行政組織と民衆運動の  
考察から—

指導教授： 近江吉明  
研究科： 文学研究科  
専攻： 歴史学専攻

氏名： 高橋則雄

# 目 次

序 章	1
第 1 節 問題の所在	2
第 2 節 先行研究	5
第 3 節 史資料状況	20
第 4 節 本論文の構成	28

## 第 I 部 パリ・コミューンにおける公教育の検討

第 1 章 パリ・コミューンの権力構造	31
第 1 節 議会、教育委員会	31
第 2 節 区行政組織、区教育委員会、民衆	74
第 2 章 パリ・コミューンと民衆組織	126
第 1 節 民衆組織の形成	127
第 2 節 民衆組織の活動	151

## 第 II 部 フランス革命期の公教育検討とパリ民衆組織 —モンターニュ派国民公会期（1793～1794 年）を中心に—

第 3 章 モンターニュ派国民公会期における 公教育案の検討	191
第 1 節 「ルペルティエ案」の検討	194
第 2 節 「ブキエ案」の検討	220
第 4 章 民衆組織が求めた公教育案	238
第 1 節 民衆組織の要求	242

第 2 節 ブキエ法の施行と民衆組織 .....259

終 章 .....266

参考文献

## 資料一覧

(資料 1)	第一次委員会構成表 .....	40
(資料 2)	第二次委員会構成表 .....	50
(資料 3)	初等教育教科科目の比較表 .....	114
(資料 4)	コミューン選挙結果 .....	149
(資料 5)	第 11 区区役所小委員会委員リスト .....	186
(資料 6)	パリ・コミューン期教育運動関係の動き (1871 年 3 月～5 月) .....	276

序 章

パリ・コミューンといえば、まず最初に思い浮かべるのは社会主義運動から連想する労働者政府やプロレタリア独裁といった言葉ではないだろうか。パリ・コミューンは一面、それほどまでに政治的で固定的な概念に結び付けられる傾向が強かったからである。その原因のひとつに、パリ・コミューン後に展開した社会主義運動の過程において、多くの活動家たちが革命の成功や権力の奪取を目的化しつつ、パリ・コミューンを神格化し、それを一種のプロパガンダとして利用してきたことがあげられる。

そのため、パリ・コミューンの評価をめぐっては、時代状況に応じて特定の党派がくだす教条主義的なパリ・コミューンの解釈が生まれた。すなわち、社会主義あるいはプロレタリア独裁との関係性においてとらえようとする解釈に基づき、一定の型に当てはめて単純化するということがおこなわれてきた。そして、この社会主義モデル化、単純化は、同時に多くの事実を闇のなかに埋もれさせるという結果を生じさせたのである。

他方、パリ・コミューンが実行しようとした社会改革の多くは、第二帝政下において進められた施策や共和派の改革運動をも継承していたことから、帝政から第三共和政へ移行する時期の過渡的で、一時的な運動の役割を果たしたに過ぎないという、発展史観的な解釈の枠内にとどめられてきた。

本論文は、パリ・コミューン期の教育運動をテーマとして取り上げ、パリ・コミューンの議会、委員会、区行政、民衆組織等を構造的に分析することを通して、この運動に果たした民衆の役割を確認することによって、パリ・コミューンの解釈に新たな視座を提供することを目的とする。

併せて、その公教育観、すなわち義務制、無償制、非宗教性が、フランス革命期における公教育の検討過程と連関していることを確認する。

## 第1節 問題の所在

パリ・コミューンにおける公教育の検討に関する先行研究は、従来、パリ・コミューンの中枢機関である教育委員会等の意志決定に関心が集中してきた。コミューン執行部、教育委員会が地域（各区）の活動を指導して教育行政をすすめ、それにインターナショナル・パリ支部が大きな影響を与えたという言説が中心をなしてきたのである。すなわち、パリ・コミューンの教育運動は上からの指導による「社会主義的」教育運動の先駆的な事例という、極めて一面的な視点に基づく歴史事象として位置づけられる傾向があった。

しかし、パリ・コミューン期の教育運動の特徴は、教育委員会という、いわばパリ・コミューンの中枢で検討された教育施策と併行して、各区の教育行政、地域の教育活動家たちが独自に教育活動をおこなっていたことにある。これは、パリ・コミューンを構成する議員が各区から命令的委任という形式で選出されていたことに深く起因している。議員たちは、各区の「代表」として選ばれたのではなく、議会において各区の選挙民たちの意向を忠実に伝える「代理人」としての任務を課されていた<sup>1</sup>。

命令的委任 *mandat impératif* という概念は、フランス革命期、とくにモンターニュ派国民公会期においては、選出議員と選挙人または人

---

<sup>1</sup> 『ル・プロレテール』紙、第3号（1871年5月19日）。

民との関係を、「代議制のもとで主権者人民と議員との意思の同質性を確保する為の最も確実に徹底した手続」として規定されていた<sup>2</sup>。命令的委任について、辻村みよ子は、実際に適用した時の困難さを、憲法委員会の草案を国民公会に提出した折（1793年2月15日）のコンドルセの演説を引用して説明しつつ、パリの48セクションにおける第一次集会あるいはセクション総会における民意の結集活動が、国民公会とコミューン（パリ市政）に対抗する政治組織となり、実際に1792年10月以降実践に移され、1793年5月31日の蜂起などにおいて重要な歴史的機能を果たすと指摘し、命令的委任が実行されたと述べている<sup>3</sup>。また、辻村は、1871年のパリ・コミューンについても言及し、「パリ・コミューンにおいて「命令的委任」が採用されていた」としたうえで<sup>4</sup>、「パリ20区共和主義中央委員会」の宣言（1871年3月27日）をその説明に充てている<sup>5</sup>。しかし、1793年のモンターニュ派国民公会期と1871年のパリ・コミューンにおいて、命令的委任を実施に移す際に何が困難で（1793年）、どのように実施したのか（1871年）、その具体的諸相は明らかにしていない。

---

<sup>2</sup> 辻村みよ子「「命令的委任」法理に関する覚え書き：フランス革命期の議論を中心に」『一橋研究』2(3)、1977年、88頁。

<sup>3</sup> 同上、85頁；井上すず『ジャコバン独裁の政治構造』御茶ノ水書房、1972年、128頁。

<sup>4</sup> 同上、89頁。

<sup>5</sup> 同上、96頁。



パリ・コミューンは 1871 年 3 月 26 日の選挙によって成立した。男子普通選挙によって市議会の議員を選出し、選挙の過程で命令的委任を受託させたのである。

本論文の第一の課題は、この選挙によって命令的委任された議員と選挙民の諸関係とその構造を明らかにすることである。具体的には、議会（教育委員会）—区行政（区教育行政組織）—教育組織（学校）という中央行政を垂直に貫徹する一連の公教育の組織と制度のなかで、民衆の意志はどのように表明され、反映されたのかを検討する。

二番目の課題は、これらの民意を育み、支えた民衆組織の構造を検討することである。民衆の存在はパリ・コミューンの中央組織ではなく、むしろ市内各区、各地域の監視委員会 *Comité de Vigilance* や民衆クラブや等の民衆組織において、水平的な相互関係となって表れていたからである<sup>6</sup>。史資料の面からも、ヴェルサイユ側によって押収された民衆クラブ等の議事録が、コミューン参加者に対して抑圧をおこなった軍法会議へ証拠物件として引き渡され、その後陸軍省文書館に収蔵されたことは、パリ・コミューンにおける民衆組織の重要性を傍証するものである<sup>7</sup>。

三番目の課題は、パリ・コミューンの議会や民衆組織における運動理念とモンターニュ派国民公会期の民衆運動との連関について検討することである。なぜならば、互いに敵対し合うパリ・コミューンと草創期の第三共和政は、それぞれの体制内に共和派という共通の基盤を有してお

---

<sup>6</sup> P.リサガレー（喜安朗、長部重康訳）『パリ・コミューン・上巻』（現代思潮社、1968年）288頁。

<sup>7</sup> J. Bruhat et al. *La Commune de 1871*, Paris, 1960, p. 153.

りながら、パリ・コミューンは民衆運動に基づいた教育制度の改革を目指し、第三共和政内部の教育改革者たちは体制内改革を進めたからである。この折、パリ・コミューンには民衆組織を中心に、たびたびフランス革命期、特にモンターニュ派国民公会期の民衆運動への言及がみられる<sup>8</sup>。本論文では、フランス革命期のパリ市内の各セクション、民衆協会における教育に対する要求に言及した先行研究を手掛かりとし、国民公会による公教育案検討の推移と民衆組織による請願、決議の比較分析を通じて、この時期の議会と民衆との関係を確認する<sup>9</sup>。

以上、本論文は、パリ・コミューンにおける民衆組織による公教育の改革運動の考察を通じて、人民主権の展開の過程を明らかにし、その運動の思想的連関がモンターニュ派国民公会期の公教育の検討過程にあることを確認する。このような問題意識に基づき、次に先行研究を確認しておく。

## 第2節 先行研究

本論文の課題が、パリ・コミューンにおける人民主権の展開を、民衆組織による公教育の改革（義務、無償、非宗教化）運動を考察すること

---

<sup>8</sup> 井上すず、前掲書、222頁。井上は「フランス革命におけるコミューンあるいはセクションの概念は、1871年のコミューン、ロシア革命におけるソヴィエトの先駆的形態である」と指摘している。

<sup>9</sup> A. Soboul, *Les sans-culottes parisiens en l'an II*, 2. éd., Paris, 1962 ; A. ソブール（井上幸治監訳）『フランス革命と民衆』（新評論、1988年）。

によって検討するという前提からすれば、先行研究としては当然のことながら人民主権にかかわる民衆組織の活動に関する研究を取り上げる必要がある。しかし、ここでは最初に、パリ・コミューン期の公教育検討と民衆組織に関する研究を取り上げ、それに続けてパリ・コミューン期の人民主権と民衆組織に関わる研究について触れ、最後にフランス革命期の公教育検討と民衆運動についての研究に言及する。なお、パリ・コミューンの参加者たち、J. アレマヌ、G. ルフランセ、P. リサガレー、M. ヴイヨームたちによる回想録の中には客観的な評価に耐えうる叙述も多くみられるが、本節で取り上げる先行研究の対象とはしなかった<sup>10</sup>。

パリ・コミューン期の公教育検討と民衆運動との関わりについて、初期の研究は社会主義労働運動の一部として論じられる傾向がみられる。

G.デュヴォー (Duveau) の『第二共和政及び第二帝政の時期における教育に関する労働者の思想』(1948)<sup>11</sup>は第二帝政期下の労働運動を中心に、変遷する労働運動組織ごとに具体的な教育構想を集約した実証的な研究である。パリ・コミューン期の教育問題についてはごく僅かな頁を割いているに過ぎないが、パリ・コミューンによって設置された教育委員会だけでなく、他の教育運動についても言及している。ここで

---

<sup>10</sup> J. Allemane, *Mémoires d'un communard*, Paris, 1910 ; P.

Lissagaray, *Histoire de la Commune de 1871*, Bruxelles, 1876 ; G. Lefrançais, *Étude sur le mouvement communaliste à Paris en 1871*, Neuchâtel, 1871 ; M. Vuillaume, *Mes cahiers rouges*, Paris, 1908-1914.

<sup>11</sup> G. Duveau, *La pensée ouvrière sur l'éducation pendant la second République et le second Empire*, Paris, 1948.

は、教育委員会で計画された職業教育の背景が、労働運動組織における教育構想と密接につながっていることが強調されている<sup>12</sup>。

同様の観点から、旧ソ連のパリ・コミューン期教育問題の研究者 S. フルーモフ (Froumov) の『パリ・コミューンと学校の民主化』(1958) は、パリ・コミューンにおける教育運動の展開を、社会主義運動の一環としてとらえて叙述し、パリ・コミューン官報、新聞等の出版物から非常に多くの記事を抜粋、解題した資料集という特色をもっている。解題の内容が、ソビエト型社会主義国家の建設に基づくイデオロギーの大きな影響があるにもかかわらず、他の研究書に類をみない、豊富な教育関係の一次資料を収録していることの意義は大きい<sup>13</sup>。このような成果が、その後の研究の深化に結びつくことになる。E. シュルキンド (Schulkind) の論文「1871 年パリ・コミューン期の民衆組織の活動」(1960)<sup>14</sup>では、民衆運動における教育の非宗教化問題が扱われており、民衆クラブの集会では、「イデオロギーとして宗教と戦い」、「宗教を破壊する」ことが議題として取り上げられたとされている<sup>15</sup>。しかし、E. シュルキンド自身が引用している史料 (第 11 区選挙ビラ等) を精査すると、公教育の非宗教化や修道会系学校による教理問答を中心とする初等教育、教会財産に対する批判など、カトリックの教権主義に

---

<sup>12</sup> *Ibid.*, pp. 42-46.

<sup>13</sup> S. Froumov, *La Commune de Paris et la démocratisation de l'école*, Moscou, [s.d.].

<sup>14</sup> E. Schulkind, <The activity of popular organization during the Paris Commune of 1871>, *French historical studies*, v. 1, n. 4, 1960.

<sup>15</sup> *Ibid.*, p. 408.

反発する民衆組織の姿勢はみられるが、宗教そのものを否定する言説はみられない。パリ・コミューンによる非宗教化政策と民衆による反教会権力という感情を結びつけてステレオタイプ化した言説が、これ以降の研究において度々繰り返された。

M.ドマンジェ (Dommanget) の『コミューン下の教育、子供、文化』(1964) は、タイトルが示す通り、幅広いテーマを扱っているが、その中でも、教育運動を担った人物としてパリ・コミューン執行組織の教育代表委員 E.ヴァイヤン<sup>16</sup> (Vaillant) を中心に取り上げ、教育委員会の構成と役割、各区における教育運動について論じている。パリ・コミューンが、中央組織だけでなく、各区、地域の組織が存在したことによって初めて機能し得たという指摘は大きな意義を有する<sup>17</sup>。一方、教育委員会代表 (E.ヴァイヤン) と各区の教育運動の間における親和性あるいは背反性に関しては、直接的な評価を避け、それが「協同」*collaboration* という関係にあったと説明している<sup>18</sup>。

この他、部分的にパリ・コミューン期の教育問題を論じた研究が何点かある。A.ドクフレ (Decouflé) の『パリ・コミューン (1871)』(1969) は、同書の第 6 章を教育委員会と E.ヴァイヤンが主導するパリ・コミューンの教育行政の実態についての論述にあて、実際の現場、すなわち各区における教育行政がそれぞれ独立性を有する活動であった

---

<sup>16</sup> Edouard Vaillant (1840-1915) 医学博士、第 8 区選出コミューン議員、第二次教育委員会代表、インター会員。(D.B.M.O.F., t. 9, pp. 251-257)

<sup>17</sup> M. Dommanget, *L'enseignement, l'enfance et la culture sous la Commune*, Paris, [1964], pp. 32-40, 58-74.

<sup>18</sup> *Ibid.*, p. 24.

ことを史料に基づき論じている<sup>19</sup>。同書は、人民による「革命政府論」を主眼としているため、教育運動についての論述は十分に展開されているとはいえないが、パリ・コミューンにおける中枢（執行部）と地域（区行政組織）の関係を一次史資料等に基づき論じている点で、実証的研究として重要な位置をしめる。

J.ルージュリ（Rougerie）の『1871年の自由パリ』（1971）では<sup>20</sup>、「（前略）教育にかんしては、コミューンはすみやかに世俗・無償・義務教育を、そしてさらにそれ以上のものを設けた。当時の絶対自由主義的な雰囲気の中なかで、もろもろの改革に備えるのはまさに区当局の役目であった。E.ヴァイヤンの指導の下にあった教育委員会は活動を監督 *superviser* し、または活動の促進・調整 *hâter, harmoniser* に努めた（後略）」と述べ、区単位、地域での改革がおこなわれていたことを指摘している。しかし、一方で、E.ヴァイヤンが主導する教育委員会の「監督」や「促進・調整」が図られたという論述<sup>21</sup>は、実態と微妙なずれがあり、とくに、教育の世俗化、義務制についてのコミューン中枢部、教育委員会と各区の間には相当の認識の差異が生じていたことについては、言及がみられない。J.ルージュリは、論文「1870-71の時

---

<sup>19</sup> A. Decouflé, *La Commune de Paris(1871)*, Paris, 1969, pp. 262-275.

<sup>20</sup> J. Rougerie, *Paris libre 1871*, Paris, 1971（以下、Rougerie, *Paris libre* と略記）；J.ルージュリ（上村祥二、田中正人、吉田仁志訳）『1871 民衆の中のパリ・コミューン』（ユニテ、1987年）（以下、「ルージュリ『1871』」と略記）。

<sup>21</sup> *Ibid.*, p. 169；同上書、158-159頁。

期における A.I.T. (国際労働者協会) とパリの労働運動」<sup>22</sup>においても、第 17 区における行政組織の中に教育を担当する部署があったこと、その担当者 J. ラマ (Rama) について言及しているが、区行政の意義やパリ・コミューン議会と区行政の間における整合性については論じていない。

M.P. ジョンソン (Johnson) の『アソシエーションのパラダイス』(1996)<sup>23</sup>は、議会、各区の監視委員会、国民衛兵委員会、民衆クラブが一種の連合 *association* によって結ばれ、それぞれの組織がもつ「政治文化」*political culture* によって機能していたと解釈したうえで、特に監視委員会と民衆クラブについて資史料を用いて詳細な分析をおこなっている。教育運動については、新教育協会 *Société de l'Éducation nouvelle* の教員たちによる請願や活動を取り上げ、議会の教育委員会代表委員である E. ヴァイヤンと協力関係にあったとの評価を与えている。

国内に目を転じると、尾上雅信は、論文「近代フランスにおける『教育の世俗化』に関する考察 —パリ・コミューンを具体的事例として—」<sup>24</sup> (1984) の中で、パリ・コミューンにおける教育の非宗教化政策を

---

<sup>22</sup> J. Rougerie, < L'A.I.T. et le mouvement ouvrier à Paris pendant les événements de 1870-1871 >, in *1871, Jalons pour une histoire de la Commune de Paris*, Assen, 1973.

<sup>23</sup> M.P. Johnson, *The paradise of the association*, Ann Arbor, 1996.

<sup>24</sup> 尾上雅信「近代フランスにおける『教育の世俗化』に関する考察 —パリ・コミューンを具体的事例として—」『筑波大学教育学系論集』第 8 巻第 2 号、1984 年、101-113 頁。

論じた。尾上は、「労働者層による非宗教教育への要求」を集会における発言の記録に求め、これらパリ市内の各区において醸成された民衆の「集合心性」とコミューン議会における政策によって、「宗教教育と修道会学校の徹底した廃止が行なわれたことを論証した」と述べている<sup>25</sup>。その際に、パリ・コミューン官報やビラを集めた出版物に掲載された記事を中心とした史料に基づくことによって、従来のイデオロギー的パリ・コミューン解釈からの脱却を図ることを意図したとしている。しかし、一例を挙げると、パリ・コミューン議会におけるインターナショナル派の議席数などについて、インターナショナル派の議員の人数については様々の異なる見解を示した先行研究があるにもかかわらず、既存の数値を任意に適用した形跡がみられる。この他、J.アレマーヌの著作からの引用や第5区の教育施設の世俗化措置の叙述に関する記述においても、事実と異なる錯誤がみられる<sup>26</sup>。これらの論述中でも、パリ・コミューン下において、「宗教教育と修道会学校の徹底した廃止」が行なわれたという主張の根拠は脆弱である。J. ルージュリや P. リサガレーを引用した、コミューン議会と区行政との関係についての論述も、事実関係の錯誤が随所にみられ、あいまいな表現に終始している。

牧証名の論文「パリ・コミューンと人民の教育権」（1998）では、G. デュヴォーや S. フルーモフたちの著作において展開された教育思想を祖述することによって、「まさに人民の政治に奉仕する公教育、それ

---

<sup>25</sup> 同上、108 頁。

<sup>26</sup> Allemane, *op. cit.*, p. 95-105 には、第5区において区長 D.T. レジェール (Régère) の一派と非宗教化措置を推進する J. アレマーヌの一派とが対立したことが述べられている。



がコミューンの教育の本質的性格であった」と、パリ・コミューンにおける教育運動の背景と性格を位置づけている。さらに、「ルイズ・ミシェルを典型とする、革命に献身的な女教師たちに指導されて、子どもたちの多くは、この革命戦のなかで、おとなたちにまけない戦士に育った」と述べるなど、社会主義イデオロギー色の濃い解釈を、パリ・コミューンが取り組んだ公教育に対してあてはめている<sup>27</sup>。

川口幸宏の論文「*la Commune de Paris 1871*における近代公教育三原則の成立に関する研究」（2001、2002）は、パリ・コミューンが求めた公教育の三原則（義務・無償・世俗化）の成立について、具体的に個々の資料を提示しつつ確認している。この論文では、主にパリ・コミューン官報、ポスター等に掲載されたコミューン執行部・教育委員会、各区の布告、声明等の資料を列挙し、それらを説明および解説することにとどまっているが、従来の理念的な研究方法からの転換を試みており、具体的な資料を提示した意義は大きい<sup>28</sup>。

以上が、国内外におけるパリ・コミューン期の公教育問題を論じた主な先行研究である。

このように、先行研究においては、イデオロギー的論述の問題はさておき、パリ・コミューン期の公教育について議会やその下部組織である教育委員会からどのような教育施策が発せられたのかという現象面に関

---

<sup>27</sup> 牧証名「パリ・コミューンと人民の教育権」（『牧証名教育学著作集』第1巻 エムティ出版、1998年、所収）、61-76頁。

<sup>28</sup> 川口幸宏「*la Commune de Paris 1871*における近代公教育三原則の成立に関する研究」、(1)、(2)『学習院大学文学部研究年報』48輯、49輯、2001年、2002年。

心が集中し、それらの教育施策を実行しようとした組織、すなわち教育委員会と実際の教育現場とがどのような関係性を維持し、構造を有していたのかという議論の深化はほとんどみられなかった。そのような関係性、構造に関する議論は、もっぱら議会における内部分裂、すなわち公安委員会の設置をめぐる内紛について関心が集中し、権力の集中の是非をめぐる議会内の多数派と少数派の対立という議論に収斂してきた。A. ソブールも、「人民独裁か少数の前衛の掌中への権力の集中か。フランス革命は、19世紀に革命国家の問題を遺していた。相矛盾する諸傾向—そのうちあるものは歴史を猿まねしていた—に四分五裂して、パリ・コミューンはそれをはっきりと解決しているとは思えない」と述べ、フランス革命期の公安委員会の前例を引用しつつ、パリ・コミューンにおけるネオ・ジャコバン派のフランス革命への追憶を批判的に論じている。さらに、教育委員代表 E. ヴァイヤンの主張をそのまま引用し、「革命的な権力の手本であるべきコミューンは、その考えと行動、精力を統一することなく」と前置きしたうえで、二十区中央委員会や民衆クラブが行動よりも議論に熱中していたと指摘し、地域の民衆組織による活動を批判的に論述し、人民主権としての民衆たちの要求、少数派の要求の本質を矮小化する傾向がみられた<sup>29</sup>。

次に、パリ・コミューンにおける人民主権の展開と民衆組織の活動に関する研究をみていく。

R.D. ウルフ (Wolfe) の『パリ・コミューンの起源 - 1868～71年の民衆組織』(1965)は、第二帝政末期から国防政府期そしてパ

---

<sup>29</sup> A. Soboul, <De la révolution française à la Commune de 1871 >, *La Pensée*, No. 158, 1971.

リ・コミューンの成立直前までの過程における、監視委員会や民衆クラブ等の民衆組織の動向を広範な史料を用いて論じており、民衆運動を構造的に明らかにした学位論文である<sup>30</sup>。しかし、同論文ではパリ・コミューン総体としての構造に対する視点が欠落しており、民衆組織が地域の自治組織であっただけでなく、議会や議員たちと密接な相互関係にあったことが看過されている。

先に取り上げた A.ドクフレの『パリ・コミューン（1871）』（1969）では、同書の第 2 章でパリ・コミューンと人民主権について論じている。A.ドクフレは、帝政崩壊後の民衆運動においてフランス革命期モンターニュ派への追憶を積極的に評価したうえで、それが 1871 年 2 月 23 日の監視委員会による宣言にみられるとし、人民主権の理念が明らかにされていると指摘している<sup>31</sup>。

これに対し、J.ルージュリ（Rougerie）の『1871 年の自由パリ』（1971）は、上記の監視委員会による宣言を引用しているが、状況説明のための史料としての位置づけにとどめ、ことさら人民主権に焦点を合せてはいない<sup>32</sup>。

また、M.P. ジョンソン（Johnson）の『アソシエーションのパラダイス』（1996）では、民衆組織による集団的意志の決定を、「政治文化」と位置づけ、政治プロセスとしての評価を避けている。従って、パ

---

<sup>30</sup> R.D. Wolfe, *The origins of the Paris Commune : the popular organisations of 1868-71*, Harvard Univ., 1965. Thesis (Dr.) (以下、Wolfe, *The origins* と略記)。

<sup>31</sup> Decouflé, *op. cit.*, p. 73.

<sup>32</sup> Rougerie, *Paris libre*, pp. 78-80.

リ・コミューンは、インターナショナル派を含めた、さまざまな民衆組織の連合 *association* による「政治文化」であったと強調している。

次にフランス革命期のモンターニュ派国民公会期における公教育検討と民衆運動に関する主な先行研究について確認する。

最初に、国外における研究をみると、前述した M.ドマンジェは、『コミューン下の教育、子供、文化』（1964）の中で、フランス革命とパリ・コミューン（1871年）は対外戦争に関わる軍再編と教育改革という共通の課題があったと指摘し、モンターニュ派国民公会期とパリ・コミューン（1871年）における公教育の検討を比較し、「共和暦第2年と1871年の革命の比較」*Résultats comparés des révolutions de l'an II et 1871* というテーマで論述している。教育について両者は「自由」*liberté*、「人間性」*humaine* と「国家的枠を超える」*supranational* という性格を共有し、国際主義的 *internationaliste* な世界共和国 *République universelle* を希求していた、と指摘している。また、パリ・コミューン期の教育運動がフランス革命における教育思想と深く連関していると述べ、共和主義思想との連続性を強調している。この点では、1960年代以降の多くの研究において、パリ・コミューンの教育運動の歴史的位相を19世紀中葉から活発化する労働運動や社会主義思想の興隆と重ね、フランス革命期における公教育思想との関連を軽視しがちであることとは対照的である。

A. ソブール (Soboul) の『共和暦第2年のパリ・サンキュロットたち』<sup>33</sup> (1968) は、本文の第2部 (*La sans-culotterie parisienne* ;

---

<sup>33</sup> 前掲書の A.ソブール (井上幸治監訳) 『フランス革命と民衆』は、原著の第2部のみを翻訳版であり、教育問題に言及している部分が他の箇所にもあ

*tendances et organisation*)、第2節 (*Les aspirations de la sans-culotterie parisienne*) の第4項 (*Pour le droit à l'instruction*) で、モンターニュ派国民公会期のパリ市内の民衆組織について言及し、その多くは48の各セクションにおける活動に触れている。しかし、論述は個々の活動のごく簡略な記述にとどまり、その意義づけ、すなわち、民衆組織における教育に対する要求の内容と国民公会における教育案検討との連関について詳細に言及するまでには至っていない。

B. バチコは『フランス革命事典 I』(1992)において、フランス革命による新しい国家理念は、「国民の再生なしには、市民の育成なしには存在しえない」と述べたうえで、「公共精神が全力をあげて発揮されるのは、ただ教育によってのみである。だから、革命の将来は巨大な教育事業と不可分」であるとした。そして、「教育者である国家と教育されるべき人民のあいだの社会的役割の明確な割り当てについての表象と、仮にこの人民が提供される教育をわがものにしないとすれば、それは人民の偏見と僧侶のせいだという幻想」に起因する、と公教育の項で述べている<sup>34</sup>。

---

る。翻訳版は、原著全体からみると分量的には約三分の一で、本文頁の脚注、巻末の資料編、索引などが割愛された抄訳版である。

<sup>34</sup> B. Baczko, *Instruction publique*, in, *Dictionnaire critique de la Révolution française*, Paris, 1992, pp. 275-297 ; B. バチコ (阪上孝訳) 「公教育」(F. フュレ, M. オズーフ 編著『フランス革命事典・1』 みすず書房、1995年、所収)、721、736頁。

G. ルフェーヴルは『革命的群衆』（1934年）において、これといった社会的結合関係をもたない「群衆」*foule*が、一定の条件を経ることによって「集合体」*agrégat*へと変化し、さらに組織的な枠組みを得ることにより「結集体」*rassemblement*になると考察している。同書の観察対象は、フランス革命を中心とするものの、G. ルフェーヴルはパリ・コミューンについてもその考察方法を同様に適用し、「1871年のコミューンの蜂起は、さらに複雑な性格を示すことになるだろう」<sup>35</sup>と指摘している。

G. リューデは『イデオロギーと民衆抗議』（1980年）において、1792年から95年にかけてのサン-キュロットたちの活動を、「これらの「たたかいの日々」とそれに先立つ日々との記憶は生き続け、われわれは、その記憶がその後のフランス史における多くの革命や「事件」に息吹を与えるのを見ることになるだろう。（中略）パリのサン-キュロットが先導した大衆的民衆行動と「直接」民主制の伝統、ならびに彼らと共に歩んだ理念の多くは、その後も生き続けたのである」と述べ<sup>36</sup>、具体的にパリ・コミューンを挙げていないものの、その後に続く民衆運動に対するフランス革命の影響を指摘している。

---

<sup>35</sup> G. Lefebvre, *Foules révolutionnaires, Annales historiques de la Révolution française*, 11. Année, No. 61, 1934, p. 3; G. ルフェーヴル（二宮宏之訳）『革命的群衆』（岩波文庫）（岩波書店、2007年）14頁。

<sup>36</sup> G. Rudé, *Ideology and popular protest*, London, 1980; G. リューデ（古賀秀男等訳）『イデオロギーと民衆抗議』（法律文化社、1984）142頁。

次に、本邦における、フランス革命期の公教育と民衆を論じた先行研究をみていく。松島鈞の『フランス革命期における公教育制度の成立過程』（1968）は、公教育検討委員会を構成する委員の分析等、議会、委員会に提出された種々の公教育案に関する緻密な論述がみられる。しかし、モンターニュ派国民公会期に検討された教育案について「多くの持たざる民衆を主体とする社会の建設を志向したモンターニュ派政策」（同書、213頁）や「無産者のための革命を志向している点において、すぐれてモンターニュ的であり、革命議会に提案された多数の教育計画中もっとも社会主義的な性格を有するものであった」（同書、212頁）と述べるなど、イデオロギー的解釈に基づいた記述が随所にみられる<sup>37</sup>。

梅根悟監修の『フランス教育史 I』（1975）は、本邦におけるフランス教育史の古典ともいえる著作であり、革命期の国民公会における公教育の検討についても、その概要が総合的に述べられている。本書では、モンターニュ派国民公会期における公教育の検討の特徴について論じるなかで、ルペルティエ案について、「革命政府は私的な欲望を抑え、公共の利益をもっぱら追求すること、この公共の利益の追求を革命の祖国への献身奉仕を媒介にして具体化すること、一言にして革命的共和国・徳の共和国の実現を恐怖政治に求めたのであった。徳の共和国、これこそ民衆救済の唯一の道とされた。これを志向するがゆえに恐怖政治はその存在の正当性と妥当性との根拠を保証されたのである。（中略）この徳性の涵養こそ教育のまさに担当すべき課題であった。（中略）ロベスピエールがかつてルペルティエ案に示した感動は、彼がそこに徳性涵養

---

<sup>37</sup>松島鈞『フランス革命期における公教育制度の成立過程』（亜紀書房、1968年）212頁。

の無二の方策を発見したからにはほかならなかった。」<sup>38</sup>と述べ、モンターニュ派国民公会期における公教育の議論の中に、革命指導層による人民像を定置している。

松浦義弘の論文「フランス革命と〈習俗〉」（1983）では、B. パチコによる指摘を引用して、公教育の手段を学校だけでなく、広く社会のなかに求める動きがあったことの重要性を指摘し、「教会から学校へのイデオロギー装置の転換の企図が修正を迫られた1793年、共和第2年における民衆運動の激化と対応する時期に、何よりも、現存の人民自体を緊急に教育する必要性を痛感させられたことから、初等学校に加えて、国民祭典等の多様な教育手段が新たに〈習俗〉の再生を担うことになっていた」<sup>39</sup>と述べた。

小林亜子は、論文「フランス革命期の公教育と公共性」（2003）のなかでこの時期の社会における民衆の立場について、「民衆が「政治的な主体」と考えられることはありえなかった。（中略）「職人と農民」からなる民衆こそが、「つねに国民のもっとも大多数で、もっとも不可欠の部分」をなしていると考えられているが、助言と代表をかいして統治に参加することができるとは考えられていない」<sup>40</sup>と述べ、さらに、コンドルセ、マルモンテル、ダランベール等の見解をひきあいにして、〈公論〉とは「最高の権威、究極的な調停者」、「安定していて、単一

---

<sup>38</sup> 梅根悟監修『フランス教育史Ⅰ』（世界教育史大系9）（講談社、1975年）171頁。

<sup>39</sup> 同上、78-82頁。

<sup>40</sup> 小林亜子「フランス革命期の公教育と公共性」（安藤隆穂編『フランス革命と公共性』名古屋大学出版会、2003年、所収）102頁。



であり、理性に立脚するもの」とみなされており、〈公論〉を形成する主体として、〈民衆〉は位置づけられえなかった」と指摘している<sup>41</sup>。

このように、いずれの先行研究においても、国民公会期、モンターニュ派等の時期を問わず、フランス革命期における公教育の検討は革命政府とその検討組織が主体となっておこなわれたとされ、そこには民衆、あるいは民衆を構成員とした組織からの要求について言及したものは、前述したソブールの『共和暦第2年のパリ・サンキュロットたち』を除くと、ほぼ皆無であった。その傍ら、共和政国家における人民主権という課題が残り、それは第三共和政の成立まで継続した<sup>42</sup>。本邦においては、これまでフランス革命やパリ・コミューンそれぞれについては多くの論考がある。しかし、この両者の関連を論じた研究は、ごくわずかな例をみるだけである。そのような意味では、これまで本邦では未だ十分に検討されてこなかった分野を、本論文は論ずることになる。

### 第3節 史資料状況

#### 1. 文書館、図書館等

パリ・コミューンに関する、手稿類、文書資史料については、コミューン側による記録文書の多くが崩壊前後の火災と混乱のため消滅したとされている。しかし、事件後に押収されたものが残り、軍事法廷関係文書とともに陸軍省史料部図書館に所蔵されている。その他、フランス国

---

<sup>41</sup> 同上。

<sup>42</sup> P. Rosanvallon, *L'état en France de 1789 à nos jours*, Paris, 1990, pp. 100-103, 108-110.

立文書館、パリ警視庁文書館、パリ市文書館、パリ歴史図書館、アムステルダムの社会史国際研究所にも所蔵されている。

フランス革命期のパリにおける民衆組織による教育運動については、パリ市内において当初は選挙集会として設置され、後に自治組織として形成されたセクション *section* や民衆協会 *société populaire* における民衆の動向に関する史料を主に使用した。フランス国立文書館 *Archives nationales* には、これらセクションの活動が記された文書が所蔵されている。また、国立図書館フランソワ＝ミッテラン館が所蔵する史料、同図書館リシュリュール館にも関連の文書が所蔵されている。専修大学ミシェル＝ベルンシュタイン文庫は、関連の史資料を収録しており、同大学図書館 OPAC よる書誌検索では、約 440 点を確認した。

## 2. 史資料

本論文は、以下のような史資料を使用する。

### (1) 印刷資史料

第 2 節で挙げた先行研究等のほか、以下の印刷資史料を使用する。

#### ①法令集

*La Législation de l'instruction primaire en France depuis 1789 jusqu'à nos jours, recueil des lois, décrets, ordonnances, arrêtés, règlements... suivid'une table... et précédé d'une introduction historique, par Octave Gréard,.... t.3 : 1848-1863, t.4: 1863-1879, t.5 : 1879-1887, Paris, s.d.*

MICHEL, Henry, *La loi Falloux, 4 janvier 1849-15 mars 1850*,  
Paris, 1906.

②統計書

*L'enseignement primaire et ses extensions: annuaire statistique, 19e - 20e siècle*, Paris, 1987.

Chambre de commerce et d'industrie (Paris). *Statistique de l'industrie à Paris : résultant de l'enquête faite... pour... 1860*, Paris, 1864.

LOUA, Toussaint., *Atlas statistique de la population de Paris*, Paris, 1873.

Ministère du travail et de la prévoyance sociale, *Statistique générale de la France, Salaires et coût de l'existence : à diverses époques, jusqu'en 1910*, Paris, 1911.

③書誌

*Guide des sources de la Commune de Paris et du mouvement communaliste (1864-1880)*, Paris et Île-de-France, Paris, 2007.

LEQUILLEC, Robert, *Bibliographie critique de la Commune de Paris 1871*, Paris, 2006.

④国民議会調査記録

BRAME, Jules, *Enquête parlementaire sur les actes du  
Gouvernement de la Défense nationale*. Déposition de M.  
Jules Brame,.... Paris , 1872.

⑤ 議事録

*Archives parlementaires de 1787 à 1860, premier serie(1787-  
1799)*, Paris, 1899-1912.

*Les Comités d'Instruction Publique sous la Révolution,  
Principaux Rapports & Projets de Décrets*. Québec, 1992.

GUILLAUME, M.J.(éd.), *Procès-verbaux du Comité d'instruction  
publique de la Convention nationale*, 6vols., Paris, 1891-1907.

Id., *Procès-verbaux du Comité d'instruction publique de  
l'Assemblée législative*, Paris, 1889.

BOURGIN, G. et HENRIOT, G., *Procès-verbaux de la Commune de  
1871*, 2 vols., Paris, 1924, 1945.

⑥ 官報

*Réimpression du Journal officiel de la République Française  
sous La Commune*, Paris, 1871. (略、J.O.) .

*Les séances officielles de l'Internationale à Paris pendant le  
siège et pendant la Commune*, Paris, 1872.

⑦ 布告・声明ポスター集

MAILLARD, Firmin, *Elections des 26 mars et 16 avril 1871 : affiches, professions de foi, documents officiels, clubs et comités pendant la Commune*, Paris, E. Dentu, 1871.

*Les murailles politiques françaises*, Paris, 1874. (略、M.P.F.1874) .

*Les murailles politiques de la France pendant la Révolution de 1870-71*, Paris, s.d. (略、M.P.F., Clarétie).

*Les murailles politiques françaises : depuis le 4 septembre 1870*. Paris, 1873-1874. (略、M.P.F., Chevalier).

Bibliothèque nationale de France, *Collection de Vinck*. (略、C.V.) .

ROSSEL, A., 1871 *La Commune ou l'expérience du pouvoir par l'affiche et l'image*, Paris, 1970.

⑧新聞

*Le cri du peuple*. no. 1(22 fév., 1871)-83(23 mai, 1871).

( *Journaux de la période de la Commune de Paris*. [microform] Paris, 1967).

*Le vengeur*. no. 1(20 mar., 1871)-56(24 mai, 1871) [microform] (ibid.).

*La commune*. no. 1(20 mar., 1871)-60(14 mai, 1871) [microform] (ibid.).

*Le réveil du peuple*. no. 1(18 avr., 1871)-34(22 mai, 1871) [microform] (ibid.).

*Le père duchène*. ( S.Froumov. *La Commune de Paris et la*

*démocratisation de l'école.* pp.109, 126-128,150-151,158-161,192-195,200-203).

*La montagne.*(*ibid.*, p.181).

*Le rappel.*(*ibid.*, pp.123-125).

*Bulletin communal.*(*ibid.*, p. 211).

*Le prolétaire.*(*ibid.*, pp.111).

*La révolution politique et sociale.*(*ibid.*, p.119-120).

⑨モンターニュ派国民公会期の公教育委員会委員の主著

ルペルティエやブキエの教育案を中心に、専修大学所蔵ミシェル=ベルンシュタイン文庫を利用した。

⑩J.ヴァルレの主著

モンターニュ派国民公会期の民衆活動家 J.ヴァルレの主要著作を参照した。専修大学所蔵ミシェル=ベルンシュタイン文庫を利用した。

## (2) 文書史料

以下の所蔵機関の文書史料を利用した。

①パリ・コミューンの教育行政、教育運動全般に関連する史料

A.パリ市文書館 (Archives de Paris, A.P.)

VD3-0013.

VD3-0014.

VD3-0015.

VD6-0570.

VD6-0568.

VD6-0696.

VD6-0704.

B. パリ警視庁文書館 (Archives de la Préfecture de Police,  
A.P.P.)

Ba364-4.

Ba364-5.

Ba364-6.

C. 国防省文書館 (Centre historique des archives du Service  
historique de la Défense, A.H.G.)

Ly20.

Ly26.

Ly27.

②パリ・コミュン期の民衆組織に関連する史料

A. 国防省文書館 (Centre historique des archives du Service  
historique de la Défense, A.H.G.)

Ly16.

Ly22.

Ly27.

個別容疑者ファイルとして、以下の史料を利用した。

8J 10 d126.

8J 10 d548.

8J 147 d1256.

8J 187 d458.

8J 345 d48.

B. パリ市歴史図書館 (Bibliothèque historique de la Ville de Paris, B.H.V.P.)

Ms. 1125.

③フランス革命期の公教育検討とパリの民衆運動に関連する史料

A. フランス国立文書館 (Archives nationales, A.N.)

C258, dossier 533, pièce 19.

C261, dossier 573, pièce 2.

C261, dossier 573, pièce 18.

C272, dossier 673, pièce 47.

CW76, dossier 3, pièce 195.

D XXXVIII 2, dossier 17.

B. フランス国立図書館フランソワ=ミッテラン館 (B.N., site F.Mitterrand)

Lb 40 2131

C. フランス図書館リシュリユー館 (B.N., site Richelieu)

N.A.F.2704.p.146

D. 専修大学図書館所蔵ミシェル=ベルンシュタイン文庫



tome 100[59].

tome 1711.42.

tome 1750.5.

tome 1750.6.

tome 1776.9.

tome 1866.

tome 1925.5bis.

tome 2292.7.

#### 第 4 節 本論文の構成

本論文は、第 I 部において、パリ・コミューンにおける人民主権の展開を公教育の検討を通じ考察する。第 II 部では、その思想的連関がフランス革命期の公教育の検討過程にあることを考察する。

第 1 章では、パリ・コミューンの権力構造について、教育委員会の活動と各区の行政組織や民衆組織の動向を分析することによって、教育問題を軸に、その構造を考察する。第 1 節では議会の発足と教育委員会の設置について、その経緯を考察し、第 2 節では教育をめぐる中央と地域、コミューン議会や教育委員会と地域の区行政や教育現場における活動の関連を考察し、公教育の主体である保護者の職業、経済状況、生徒の就学状況の分析を通じて、地域における公教育の実態と民衆の公教育観を明らかにする。

これによって、パリ・コミューンにおける人民主権が議会と地域行政の間で、どのように実行されようとしたのか、その構造が明らかになる。

第 2 章では、地域社会における教育に対する意識や取り組みを、民衆組織の自律的な活動を中心に検討する。第 1 節では、帝政末期から臨時国防政府期における公開集会の開催状況について、開催テーマや集会の運営方法を考察し、パリ・コミューン下の民衆組織へと継承されたことを確認する。第 2 節では、パリ・コミューンが成立した後も活動を継続した民衆組織、すなわち監視委員会や民衆クラブにおける集会について、その議題や運営方法などについて比較、分析し、その実態を考察する。併せて、監視委員会や民衆クラブの議事録に記録された発言者とクラブ会員を照合し、地域メディアとして発行されていたクラブ機関紙『ル・プロレテール』紙の編集者、記事、購読予約者の分析から、クラブを構成する会員たちの社会的結合関係を考察する。これによって、パリ・コミューンにおいては、主権の行使が地域を主体として構造的に遂行されたことを確認する。

以上から、各区、地域の行政が住民と直接的な関係を持ち、民衆組織と密接な関係を維持することによって遂行されたことを明らかにする。

第 3 章では、モンターニュ派国民公会期の公教育案を代表する「ルペルティエ案」と「ブキエ案」の検討過程における議会と議員たちの公教育に対する姿勢と彼らが抱く「民衆像」について検討する。第 1 節では、「ルペルティエ案」の検討過程を分析することによって議会、議員の民衆イメージを確認し、第 2 節では「ブキエ案」の成立過程を、モンターニュ派国民公会が形成される 6 月初旬まで遡上し、考察する。

第 4 章では、パリ・セクションの民衆組織で検討された具体的な教育案（オブセルヴァトワール、フィニステール、サン・キュロット、パンテオン-フランセ、アミ-ド-ラ-パトリ、フェデレ等の各セクションとリュクサンブール愛国者協会）を確認し、民衆組織においては、自律的

な活動、集会を通じて、経済・社会的基盤をもつ現実的な公教育案を作成していたことを明らかにする。

以上から、第 3 章および第 4 章の検討を通じて、議会と民衆をめぐる関係の変化を、「ルペルティエ案」から「ブキエ案」の検討過程に投影させることによって、モンターニュ派国民公会期の公教育検討の特質を明らかにする。すなわち、議会、議員たちが徐々に民衆たちから離反し、やがてはテルミドールの反動によって凋落を迎える過程において、人民主権の棄却と革命の終焉が関連していたことを明らかにする。

終章では、各章の結論を総括し、その中でパリ・コミューンとフランス革命における民衆運動においては、人民主権の実現という政治的、社会的課題が通底していたことを確認する。

第 I 部

パリ・コミュニケーションにおける公教育の検討

## 第 1 章

### パリ・コミューンの権力構造

## はじめに

パリ・コミューン期の公教育に関する研究は、従来、中枢機関である各種の委員会等における意志決定に関心が集中してきた。しかし、パリ・コミューンが、命令的委任という任務を負って、各区から選出された議員によって構成されていたことを勘案すれば、各区における民衆の意志と選出された議員たちの関係を明らかにすることは重要な課題である。

本章では、議会と教育委員会、各区の行政組織や民衆組織の関係を共時的ならびに通時的な観点により分析することを通じて、パリ・コミューンの性格と構造を明らかにし、併せて民衆の公教育観について確認する。

### 第 1 節 議会、教育委員会

本節では、コミューン議会の発足から教育委員会が設置されるまでの経緯や教育委員会の活動と各区の行政組織との関係、民衆組織の動向を考察する。

#### 1. コミューン議会の発足

1871 年 3 月 18 日早朝、臨時国防政府はパリの国民衛兵の武装解除に失敗し、ヴェルサイユへ逃亡。この自然発生的な国家権力の空洞状態において、市内における権力は当初、国民衛兵中央委員会 *Garde nationale, Comité central* が、掌握することになった。最初にとりかかったのは、帝政下で認められていなかったパリの自治権を回復する

ための市議会選挙の準備である。翌日の3月19日、国民衛兵中央委員会は国民衛兵たちに対して、「諸君は、パリおよび市民の権利の防衛を組織するという任務をわれわれに課してきた」と述べたうえで、「コミューン選挙を準備し、ついで施行されたい。そして、われわれが望んできたただ一つのをわれわれに与えてもらいたい。つまり、諸君たちが真の共和国を樹立するのを見ることである」と告げ、「それまで、われわれは、人民の名において市役所を維持しよう」という声明をだした<sup>1</sup>。国民衛兵中央委員会は、市議会（コミューン）選挙が実施され、人民による「共和国の樹立」を将来に望みながらも、あくまでパリ市の自治の確立に向けて市議会選挙を実施することを目指す姿勢を示した。そして、そのために市役所の安全を確保すると宣言したのである。したがって、この時点においては、国民衛兵中央委員会がフランス全土を対象とした国家的規模での権力の掌握を能動的に目指すものではなかったことは明らかである<sup>2</sup>。

---

<sup>1</sup>*Réimpression du Journal officiel de la République Française sous La Commune, Paris, 1871.* (以下、*J.O.*と略記), p. 5. (le 20 mars, 1871).

<sup>2</sup> 杉原泰雄は、この宣言において、「人民主権」が表明されたという意義を強調する一方で、その主権の範囲が国全体に及ぶものなのか、パリ市に限定されているのかという言及はしていない（杉原泰雄『民衆の国家構想』（日本評論社、1992年）60, 61頁）。一方、同日（3月19日）の夜に開かれた国民衛兵中央委員会では、インターナショナル派のE.ヴァルランが「われわれの欲するのは市議会の選挙だけでなく、（中略）合法政府としての共和制の宣言」と述べている（リサガレー、前掲書、145頁）。また、柴

さらに、国民衛兵中央委員会が 3 月 22 日に発した文書<sup>3</sup>では、

パリは君臨することを欲くせず、自由でありたいと思う。パリは地方に実例を示すという独裁以外のいかなる独裁をものぞまない（中略）自分たちの自由を築きつつ他の都市の自由を準備する<sup>4</sup>、

と表明している。ここでは、3 月 19 日の声明の内容をさらに確認するかのように、その行動はパリに限定していることを自ら強調し、地方とは「連携」という関係を持つと述べているのである。

一方、3 月 23 日の夜にはインターナショナル（国際労働者協会）**Association Internationale des Travailleurs** のパリ支部連合評議会 **Conseil fédéral des Sections parisiennes** と労働組合会議

---

田三千雄は、この E. ヴァルランの発言を引用しつつ、「衛兵中央委は反乱も社会革命も意図しておらず、ただパリの権利を擁護するだけである。（中略）しかし、その自治権の内容は民主的共和国であり（後略）」（柴田三千雄『パリ・コミューン』（中央公論社、1973 年）110 頁）と述べ、国民衛兵中央委員会の意向とインターナショナル派の E. ヴァルランの主張とは必ずしも一致していなかったことを指摘している。

<sup>3</sup> *J.O.*, p. 39. (le 25 mars, 1871).

<sup>4</sup> 柴田はこの文書を 3 月 22 日の官報に掲載された国民衛兵中央委員会によって発せられた文書であると述べている（柴田『パリ・コミューン』、108 頁）が、実際には、3 月 25 日付けの官報に掲載されている。



**Chambre fédérale des Sociétés ouvrières** が共同声明をだしている<sup>5</sup>。ここでは、

各コミューンの自立性は、その要求から一切の抑圧的な性格をとり去り **L'autonomie de chaque commune enlève tout caractère oppressif à ses revendications**、共和政をその最高の表現形態において確認する **et affirme la République dans sa plus haute expression**。(中略) われわれは、なにを要求したか。(中略) 無償で、非宗教的で、全面的な教育。(中略) 市行政の観点からの **au point de vue municipal**、警察、軍隊、衛生、統計などの役務の組織。そして、彼らは、彼らの外部から権力によって押しつけられる一切の行政官 **administrateur**、首長 **président** を拒否するであろうように、彼らの願望と無縁の政府によって押しつけられる一切の県知事 **tout préfet**、市長 **tout maire** を拒否するであろう、

と述べている。このように、労働者組織も、パリのコミューン（自治組織）は共和主義に基づく市政体であることを求めると同時に、それに反して政府が任命する県知事、市長を拒否する姿勢を明らかにした。

次に、選挙を実施するうえで、その所管となるべき内務省に相当する「内務省派遣委員」**délégués à l'intérieur** という職務名の下、3月25日に発した文書<sup>6</sup>では、

---

<sup>5</sup> *J.O.*, p. 66. (le 27 mars, 1871) ; 杉原泰雄『人民主権の史的展開』（岩波書店、1978年）372-374頁。

3月18日革命を生み出した正義の要求に基づいて出現した中央委員会は、市役所に居を構えたが、それは政府としてではなく、人民による見張り役であって、(中略)最後に、コミューンの独立と自治を確保し、保証するように、中央政府 *gouvernement central* と市との関係を交渉すべきであろう、

と述べており、選挙を所轄する委員会においても明らかに、パリの市としての自治権の確立を目指していた。中央政府(ヴェルサイユ側)との関係については、声明の文言にもあるとおり、「拒否」ではなく、「交渉」の姿勢で臨もうとしていたのである<sup>7</sup>。また、同日付けで発せられた選挙に関連する第19区の議員数に関する文書<sup>8</sup>も、冒頭の見出しは内務省 *Ministère de l'intérieur* と記されており、末尾に「パリ、1871年3月25日、内務[省]派遣代表委員 *Les délégués de l'intérieur, Ant.アルヌール、Ed.ヴァイヤン*」という職務名がある。

---

<sup>6</sup> *J.O.*, pp. 38-39. (le 25 mars, 1871).

<sup>7</sup> *J.O.*, p. 39. (le 25 mars, 1871).

<sup>8</sup> *J.O.*, p. 47. (le 26 mars, 1871). この文書にも同様に、内務委員 *Ant.アルヌール、Ed.ヴァイヤン* の署名がある。A.アルヌール (*Arnould*) (1833-1895). 元公務員、第4区選出コミューン議員、第二次教育委員会追加委員、インターナショナル会員(以下「インター会員」と略記) (*J. Maitron (dir.), Dictionnaire biographique du mouvement ouvrier français, 6 vols., Paris, 1961-1971 (以下、D.B.M.O.F.と略記), t. 4, pp. 136-137*)).

翌日（3月26日）に実施されるパリ市議会選挙にむけて、「内務省」  
**Ministère de l'intérieur** という職務名を使用していたのである。こ  
の二人はともにインターナショナル派の活動家であった。

3月26日、パリ市議会選挙の当日、二十区共和主義中央委員会はパ  
リ・コミューンの基本構想を発表した<sup>9</sup>。『ル-クリ-デュ-プープル』紙  
（3月26日付）に掲載された無署名の「二十区委員会マニフェスト」  
<sup>10</sup> **Manifeste du Comité des 20 arrondissements** には、コミュー  
ンと中央政府との関係を、

国民を構成している他のすべてのコミューンまたはコミューン  
の結合体と連盟することができるし、また連盟しなければならない。  
（中略）コミューンの理念は、政治形態としては、自由およ  
び人民主権 **souveraineté populaire** と両立しうる唯一のもの  
である共和政を意味する。（中略）[中央政府による]一般支出お  
よび公役務についてパリの分担金を留保して、パリ市にその予算  
をその内部で自由に処理することを認めかつ法と衡平に従い受け  
たサービスに応じて納税者に負担を配分する財政組織。（中略）  
子どもの信仰の自由、利害、権利と家父の諸権利・自由とを調和  
させる、非宗教的な全面的[または]職業的教育の普及」（〔 〕  
内は杉原による補記）、

---

<sup>9</sup> *Le Cri du Peuple*, no. 26. (le 26 mars, 1871), p. 1.

<sup>10</sup> *Ibid.* 杉原はこの宣言を、3月27日の同紙に掲載された記事としている  
が、杉原による誤記と思われる。（杉原『民衆の国家構想』、63-75頁）

と記されている。

このマニフェストは、コミューンを成立させる目的を明らかにしている。すなわち、パリを一都市として、共和主義的な理念に基づいた自治権を認めさせることにあった。と同時に、概念上の中央政府とは、各地方のコミューンが連盟した結合体のうえに成り立つものと想定していたのである<sup>11</sup>。同紙には、「パリは、3月18日の革命により、国民衛兵の自発的で勇敢な努力により、自治を回復した。いわゆる公権力、治安、財政の管理を組織する権利である。（中略）良心の自由と両立する、総合的で、世俗の、職業に基づく教育」という記事がみられる。

こうして、「自治」*autonomie* を回復したパリ市政、すなわちパリ・コミューンはその目的のひとつに、教育改革を掲げた。

## 2. 教育委員会の迷走

3月28日、パリ・コミューンの宣言が、国民衛兵中央委員 G.ランヴィエ<sup>12</sup> (*Ranvier*) によってパリ市庁舎広場でおこなわれた。同時に、

---

<sup>11</sup> 3月29日に設置された各委員会のうち、外務委員会 *Commission des relations extérieures* の任務として国内の自治体との連合を組むことによる友好関係を築くという任務が含まれていた (*G. Bourgin et G. Henriot, Procès-verbaux de la Commune de 1871, 2 vols., Paris, 1924, 1945.*

(以下、*P.V.C.*と略記), t. 1, p. 44)。

<sup>12</sup> *Gabriel Ranvier (1828-1879)*. ラッカー装飾絵師、装飾棚絵師、フリーメソン、ブランキー主義者、インター会員、国民衛兵司令官、第20区選出コミューン議員、3月28日市庁舎広場にてパリ・コミューンの成立を宣言、軍事委員会に所属 (*D.B.M.O.F., t. 8, pp. 283-284*)。

この日は初めてのコミューン議会が開催された日でもある。夜 9 時に開始した最初の議会では、国民衛兵中央委員会の宣言、選挙結果の報告、次回議会の予定議題の確認がなされた。予定議題のなかでは、専任事務局の任命やパリの行政にあたるべき委員会の設置等をあげていたが<sup>13</sup>、最重要課題である市政に関する基本的な方針等は明らかにされなかった。しかし、その翌日、3 月 29 日（昼間）に開かれた議会では、執行体制について具体的検討に入っている。

議事の最後に「執行委員会」*commission exécutive* の設置が議題にあがり、それに続いて新市政の骨格となる「特別な委員会」*une commission spéciale* について議論され、全部で 10 の委員会の設置を決定し、その委員を選出した<sup>14</sup>。議事録には、執行委員会を除く 9 の委員会の設置をめぐる議論の内容はまったく記載されておらず、その経

---

<sup>13</sup> *Ibid.*, p. 26.

<sup>14</sup> *Ibid.*, pp. 35-36. 10 の委員会とは、教育委員会（*Commission de l'enseignement*）とあわせて、執行委員会（*Commission exécutive*）、財務委員会（*Commision des finances*）、軍事委員会（*Commission militaire*）、司法委員会（*Commission de la justice*）、保安委員会（*Commission de la sûreté générale*）、食糧委員会（*Commission des subsistances*）、労働・産業・交換委員会（*Commission du travail, industrie et échange*）、対外関係委員会（*Commission des relations extérieures*）、公役務事業委員会（*Commission des services publics*）である。

緯は不明である。そして、4月1日の官報には、これら委員会 *commission* とそれぞれの委員会を構成する委員名が公けにされた<sup>15</sup>。

こうして、教育委員会が発足するが、その後の情勢の変化にともない、4月20日の議会で委員会の再編が決定され、新たな教育委員会が設置された。以下、最初の委員会を「第一次教育委員会」、再編された委員会を「第二次教育委員会」と呼ぶことにする。第一次委員会の委員一覧表（資料1）を、次に付した。

---

<sup>15</sup> この官報の発行日付は、*Première Année, No. 1<sup>er</sup>, Jeudi 30 Mars 1871* とされている。直前号が *Troisième année, no. 88, Mercredi 29 Mars 1871*、翌日号が *Troisième année, No. 90, Vendredi 31 Mars 1871* と印刷されている。官報の発行日付をめぐって、コミューン内部で何らかの意見の調整と修正があったことの証左である。従来通りに *Troisième année, no. 89* とすべきか議論されたことが推測される。教育委員会は、*Commission de l'enseignement, Jules Vallès, Docteur Goupil, Lefèvre, Urbain, Albert Leroy, Verdure, Demay, Docteur Robinet* と記されている。官報31日号には、J.ミオの名前が遺漏されていたことを注記している (*J.O.*, p. 110)。G. ルフランセの『1871年のパリにおけるコミューン運動の研究』*Étude sur le mouvement communaliste à Paris en 1871* (Neuchâtel, 1871) では、委員として J.ミオの名前が欠落している。『ル-クリ-デュ-プープル』紙 (1871年3月31日号) では、R. ユルパンの名前が欠落しており、代わりにブランシェ *Blanchet* (*Jean Baptiste Pourille*、通称 *Blanchet*、第5区選出) と J. ミオの名前が委員として掲載されている。

(資料 1) 第一次委員会委員一覧表

(定員 9 名) 在任期間：1871 年 3 月 29 日～4 月 20 日

委員	出身区	地元(区)との関係	党派	教育運動との関係	職業	年齢	備考
ドメ A. Demay	3区	二十区共和主義者中央委員会第三区代表	インター派、ジャコバン派	なし	彫刻職人	49歳	なし
グピル E.A. Goupil	6区	国民衛兵第115大隊司令官 第115大隊は6区の国民衛兵大隊	穩健共和派	なし	医師	33歳	委員会代表委員を辞任(4/11) パリ市の自治の実現を目指していたという意図と中央委員会の動向とが異なるので辞任したと声明
ロピネ J.F.E. Robinet	6区	6区区長	急進共和派	なし	医師	46歳	辞任(3/30)
ルロワ A. Leroy	6区	6区助役、6区教育委員(1870.9～71.3)	穩健共和派	第6区教育委員	不明	不明	辞任(3/30)
ユルバン R. Urbain	7区	初等学校教師(7区) Pré-aux-Clercs Club(7区) 活動家 二十区共和主義者中央委員会 3月18日は7区役所を国民衛兵として占拠	ジャコバン派	第7区初等学校教員	教師	35歳	なし
ルフェーヴル E. Lefevre	7区	なし	急進共和派	なし	ジャーナリスト	不明	辞任(4/6)
ヴェルデュール A. Verdure*	11区	第11区「教育友の会」で活動する娘M. Verdureをもつ	インター派、ジャコバン派	第11区「教育友の会」で活動する娘M. Verdureをもつ	会計、ジャーナリスト	46歳	La Marseillaise 経理係 流刑地にて死亡
ヴァーレス J. Vallès*	15区	なし	インター派・少数派	なし	ジャーナリスト	39歳	
ミオ J.F. Miot*	19区	第19区の集会所(salle Marseillaise)、民衆クラブで活躍	インター派・多数派(とくに強硬派)	なし	薬剤師	62歳	民衆クラブで活躍

\*A.ヴェルデュール(Verdure)とJ.ヴァーレス(Vallès)、J.F.ミオ(Miot)の3名は再任され、第二次委員会の委員となった。

さて、この第一次教育委員会 **Commission de l'enseignement** は、この 29 日(昼間)の議会で、「公教育を分掌し、教育の改革を担当すること」とされ、「教育を無償、義務、とりわけ非宗教(ライシテ)とするための布告の草案を作成」し、「リセにおける奨学金の額を増加す

ること」が任務<sup>16</sup>とされ、パリ市役所内の第五左側会議室を執務場所として割り当てられた<sup>17</sup>。

このように、議会が教育委員会に与えた具体的な任務とは、教育改革案を作成するという、まさに「委員会」という名称に相応しい任務であった。したがって、教育改革を担当するものの、行政組織として教育改革を実行するという任務ではなく、教育改革の方法や手段については明確な方針は示されぬままであった。

先行研究ではこれらの委員会について、「人民の受任者からなるコミューン議会は、立法と執行を同時に担当する機関であったが、3月29日、執行を具体的に担当すべく、コミューン議会議員からなる10の専門委員会を創設した。（中略）執行委員会を除いた9つの委員会は、従来の省に対応するものであった」<sup>18</sup>と説明し、「委員会」は「省」に相当する組織であったと述べている。

柴田は、3月29日に発足したパリ・コミューン下の行政の体制を、「議員は区長にかわって、各自の選出区の行政責任者となる」<sup>19</sup>と説明し、さらに、

---

<sup>16</sup> *P.V.C.*, t. 1, p. 44.

<sup>17</sup> *Ibid.*, p. 47. 任務に関する、この記述は官報には掲載されていない。一方 G. ルフランセの前記著作には、「教育委員会は公立学校男性教員、女性教員の任命、公立学校の管理、教育方法の検討、等を任務とする」

(*Lefrançais, Op.cit.*, p. 194) との記載がある。

<sup>18</sup> 杉原『民衆の国家構想』、98頁。

<sup>19</sup> 柴田『パリ・コミューン』、116、124頁；*P.V.C.*, t. 1, p. 71. ここでは *une commission* を各選出区に置くことができると定められている。



労働・工業・交換委員会を中心とする社会的な諸方策や軍事委員会の活動は後であらためてみるが、少数の人数で通信業務を再開・維持したインター派のテイスの活躍は特筆されなければならないし、医師のヴァイヤンを中心に詩人のクレマン、文学者のヴァレスのくわわった教育委員会の無償・義務・世俗的教育の努力は、後の第三共和制の方針を先取りするものであった。（中略）  
こうして、各委員会は放棄された諸官庁の業務を再開させるため献身的な努力をした<sup>20</sup>、

と述べる。これら「委員会」が「諸官庁の業務を再開させるため献身的な努力をした」というのである。柴田の論述に従えば、パリの自治を確立するための市議会選挙によって選出された議員たちが、フランス政府の諸官庁業務を担おうとし始めたことになる。

しかし、実際には、議事録から明らかなように、29日の議会において教育委員会に与えた任務には、政府の教育行政の業務の再開どころか、市の教育行政ですらどこまで着手すべきか、明確ではなかった。教育改革草案の作成を任務とすることが確実であったに過ぎないのである。

このような状況の下、4月1日、「市民グピルは、教育委員会の代表委員として、公教育の業務の管理をおこなうこと」を決定し、「市民グピルは、毎日午後2時から4時の間、公教育省 *Ministère de l'instruction publique* へ通って、教育委員会宛ての連絡を受け取る

---

<sup>20</sup> 同上書、124-125頁。

こと」にした、という記事が官報<sup>21</sup>に掲載されている。つまり、この時点で公教育省と教育委員会は組織上、上下関係にあったことが示唆されており、「委員会」が「省」の代わりに、その機能を果たしたという杉原や柴田の説明とは明らかに異なっているのである。

では、選出された教育委員会のメンバーたちはどのような人物たちだったのだろうか。9名の委員の経歴をみると、旧区長経験者など旧体制に近い人物をあえて委員として選任したことが推測される。すなわち、共和派右派の傾向をもちヴェルサイユ政府側にも近く、むしろ共和派左派やインターナショナル派などと政治信念上の確執が生じやすい人物である。委員会は、3月29日に発足したものの、その翌日(30日)には2名の委員(J.F.E.ロビネ、A.ルロワ)が辞職し、さらに4月6日にE.ルフェーヴル(Lefèvre)<sup>22</sup>もこれにつづき、代表を務めていたE.A.グピルも4月11日に辞職した。第6区出身の委員3名(E.A.グピル(Goupil)、J.F.E.ロビネ(Robinet)、A.ルロワ(Leroy))<sup>23</sup>は、全員が辞任する結果となった。委員会の約半数の委員が辞任したのであ

---

<sup>21</sup> *J.O.*, p. 127. (le 2 avril, 1871).

<sup>22</sup> Ernest Lefèvre (? - ?). ジャーナリスト、第7区選出議員、急進派 (*D.B.M.O.F.*, t. 7, p. 85)。

<sup>23</sup> Edmond Alfred Goupil、Jean François Eugène Robinet、A.Leroyの3名。それぞれ、*D.B.M.O.F.*, t. 6, p. 222 (Goupil), t. 9, pp. 10-11 (Robinet), t. 7, p. 135 (Leroy)に記載がある。

る。残ったのは、A.ドメ (Demay)<sup>24</sup>、R.ユルバン (Urbain)<sup>25</sup>、A.ヴェルデュール (Verdure)<sup>26</sup>、J.ヴァーレス (Vallès)<sup>27</sup>、J.ミオ (Miot)<sup>28</sup>の5名である。

辞任の理由について、委員会の代表を務めていた E.A.グピルは「コミューンが市政の運営体であることで支持してきたが、中央委員会が“広範で行き過ぎた範囲”、つまり、ヴェルサイユ側に対する攻撃や出版の自由、聖職者への抑圧へと進んでしまったので支持をやめる」と述べている<sup>29</sup>。折からのパリ・コミューンとヴェルサイユ側の和解調停が不調に終わり、その後の激しい争いを危惧したことも、辞任への道を選

---

<sup>24</sup> Antoine Mathieu Demay(1822-1884). 彫像彫刻工、第3区選出議員、第一次教育委員会委員、インター会員、二十区共和主義者中央委員会第三区代表 (*D.B.M.O.F.*, t. 5, p. 302)。

<sup>25</sup> Raoul Urbain(1837-1902). 教師 (パリ第7区)、第7区選出議員、ジャコバン派、プレ-オ-クレル・クラブ (Pré-aux-Clercs Club、パリ第7区) 活動家、二十区共和主義者中央委員会 3月18日は第7区役所を国民衛兵として占拠 (*D.B.M.O.F.*, t. 9, pp. 247-248)。

<sup>26</sup> Augustin Joseph Verdure (1825-1873). 元教師、第11区選出議員、第一次および第二次教育委員会委員、インター会員、第11区民衆クラブ活動家 (*D.B.M.O.F.*, t. 9, pp. 292-293)。

<sup>27</sup> Jules Louis Vallès(1832-1885). ジャーナリスト、第15区選出議員、インター会員 (*D.B.M.O.F.*, t. 9, pp. 264-266)。

<sup>28</sup> Jules François Mio(1809-1883). 第19区選出議員、インター会員、第11区民衆クラブ活動家 (*D.B.M.O.F.*, t. 7, pp. 371-372)。

<sup>29</sup> *D.B.M.O.F.*, t. 6, p. 222.

扱った理由と思われる。4月2日にはヴェルサイユ側と軍事的衝突が始まり、A.ティエールたち政府閣僚を相手どり、パリ・コミューンはパリに対するこの武力攻撃について裁判所に告発をおこない（4月2日）<sup>30</sup>、E.A.グビル自身が所属していたフリーメーソン団体のヴェルサイユ側との調停が失敗した（4月10日）ことも背景にあったであろう。

こうして、第一次教育委員会は活動開始直後から混乱に陥った。そのため、この委員会には、特にこれといった活動の足跡を示す記録はなく、委員会名による事務的な発表を除くと、第一次教育委員会の名のもとに発令された布告、声明等は1件もない。

一方、発足した議会に対する、民衆たちの期待は大きかったようである。4月1日付の『ル-ペール-デュシェーヌ』紙には<sup>31</sup>、「コミューンの議員たちが坊主どもの待遇を禁止するよう、本紙は大いなる動議を提出する。（中略）同様に、コミューン議員たちが遅滞なく、これを実行することを求める」という記事が掲載された。この記事は、教育における教会勢力の排除をコミューン議会に対して求めたもので、教育に大きな影響をもっていた宗教界を批判したものである。パリにおいては、それが特に顕著であった。私立の修道会系学校はともかくも、市の公的な財政で支えている公立の修道会系学校へ通う児童の割合は、同じく公立の非宗教系学校へ通う児童より多かった。

この時期のパリ全体の初等教育を概観すると、公立初等学校に通う児童の52%（37,411名）が修道会系公立学校に通っており、非宗教系

---

<sup>30</sup>K.マルクス（木下半治訳）『フランスの内乱』（岩波書店、1952年）266-267頁。

<sup>31</sup> *Le Père Duchesne*, no. 17. (le 1 avril, 1871), pp. 1-3.

公立学校に通う児童の方がやや少なく、48% (34,379 名) であった。それ以外に、私立の学校に通う児童が 87,500 名おり、その大半が修道会系学校に通っていたので、全体として児童の多くの教育が聖職者の手に委ねられていたことになる。なお、パリ市は、修道会系公立学校に年間 1,595,253 フランの財政援助をしていた<sup>32</sup>。ちなみに、1856 年の統計によると、パリ第 10 区では修道会系公立学校数 55% に対して非宗教系公立学校数が 45% であった。1857 年の統計によれば、パリ第 12 区では公立学校男子校では児童数の比率は修道会系 60% に対して非宗教系 40%、女子校では修道会系 68% に対して非宗教系 32% であった。一方、フランス全体の初等学校児童数の状況は、非宗教系の初等学校児童数の割合が高く、約 67% である。この数字からも、パリにおける初等教育の状況は歴然としていた。財政的にも、教育体制からみても、パリにおいては教会勢力が初等教育に大きな地盤をもっていたのである。

このような状況の下で、新たに発足した教育委員会は、公教育の非宗教化という議会在が打ち出した方針の下、教会や聖職者教員とどのように対峙したのだろうか<sup>33</sup>。

4 月 9 日の官報<sup>34</sup>には、教職を求める人びとに対して、応募書類を持参のうえ市役所の教育委員会で受け付けているという記事がある。教育委員会の任務は非宗教の公教育をおこなうための布告の草案を作ることとされていたはずだが、この募集には応募資格として非聖職者教員か聖

---

<sup>32</sup> E.Laveleye, *L'instruction du peuple*, Paris, 1872, p. 219.

<sup>33</sup> *P.V.C.*, t. 1, p. 44.

<sup>34</sup> *J.O.*, p. 202. (le 9 avril, 1871) ; A.Decouflé, *La Commune de Paris (1871)*, Paris, 1969, p. 265.

職者教員かの言及はなかった。同様の記事が、1週間後の官報にも掲載されている。

一方、この日（4月9日）の議会では、議員 A.E. ビリオレ<sup>35</sup>（第14区選出）が修道会によって運営されている学校の廃止と非宗教系の学校の設置を提案し、この案に議員 B. マロン<sup>36</sup>（Malon、第17区）と J. マルトレ<sup>37</sup>（Martelet、第14区）が賛成したが、議員 P. ランジュヴァン<sup>38</sup>（第15区）、P. グルセ<sup>39</sup>（第18区）、J. アリクス<sup>40</sup>（第8区）は特にそのための立法措置は必要ないと発言している<sup>41</sup>。このような発

---

<sup>35</sup> Alfred Édouard Billioray (1841-1876). 画家。第14区選出議員  
(*D.B.M.O.F.*, t. 4, pp. 300-301)。

<sup>36</sup> Benoît Malon (1841-1893). ジャーナリスト、インター会員で、インターナショナル・パリ支部創設者の一人、第17区選出議員 (*D.B.M.O.F.*, t. 7, pp. 230-234)。

<sup>37</sup> Jules Martelet (1843-1913). 装飾画家。インター会員、第14区教育委員、第14区選出議員 (*D.B.M.O.F.*, pp. 270-271)。

<sup>38</sup> Pierre Langevin (1843-1913). 金属旋盤工。インター会員。第15区選出議員 (*D.B.M.O.F.*, pp. 13-15)。

<sup>39</sup> Paschal Grousset (1844-1909). 文筆家、ジャーナリスト、『ル-タン』紙、『ル-フィガロ』紙に寄稿、帝政末期には『ラ-マルセイエーズ』紙主筆となり、第18区選出議員 (*D.B.M.O.F.*, t. 6, pp. 252-253)。

<sup>40</sup> Jules Allix (1818-1897). 自称体育教師、第8区選出銀 (*D.B.M.O.F.*, t. 4, pp. 107-110)。

<sup>41</sup> *P.V.C.*, t. 1, p. 154. この日の議会の議事録には、J. ヴァーレスの名前がみられる。このことから、教育委員会に所属する議員が最低1名は同席して

言とともに、注目すべきことは、公教育の非宗教化は、教育委員会に任務として与えられた主要なテーマのひとつだったが、目の前で議題となっているにもかかわらず、教育委員会委員は議会で誰ひとりとして、発言した記録がなかったことである。

4月16日の官報には<sup>42</sup>、コミュン議員と教員たちに対して、「初等教育」という見出しをつけて呼びかけた記事が掲載されている。ここでも、募集する教員の資格として非聖職者教員か聖職者教員かの言及はない。一方、コミュン議員に対しては、それぞれの区において非聖職者教員の需要があれば、それを教育委員会へ連絡するよう依頼している（4月9日）のである。なお、この官報と同じ記事が、4月18日付の『ル-クリ-デュ-プープル』紙<sup>43</sup>にも掲載されている。

4月18日の官報<sup>44</sup>には、公立の初等学校と幼稚園の校長に対して、各自の経歴書、担当している施設の状況について報告するよう通知を出したという記事が掲載されている。これも、4月9日の議会における議員たちの発言との関連が推測される。

---

いたことは確かである。しかし、J.ヴァーレスを含め、教育委員会の議員が発言した記録はない。

<sup>42</sup> *J.O.*, p. 276. (le 16 avril, 1871). 教員の募集では、幼稚園が追加され、応募の受付は教育委員会の事務局 *secrétariat* と記されている ; Decouflé, *op.cit.*, p. 266.

<sup>43</sup> *Le Cri du Peuple*, No. 4. (le 18 avril, 1871), p. 2.

<sup>44</sup> *J.O.*, pp. 302-303. (le 18 avril, 1871).

この日（4月18日）の議会では、フランス国内の地方へ向けた声明文の作成を審議していた。「フランス人民への宣言」<sup>45</sup>である。このなかで、地方自治（コミューン）の権限、機能について述べた個所があり、教育について各自治体は「初等教育の独占的指導 *la seule direction de l'enseignement primaire*」をおこなうという案が浮上した<sup>46</sup>。これに対して、議員 G. ルフランセ<sup>47</sup>（Lefrançais）がこの字句の削除を要求したことが議事録に記録されている<sup>48</sup>。そして、最終的にこの宣言は、単に「教育の組織化 *l'organisation de l'enseignement*」という字句で発表された。修正前の原案が、直面している初等教育に関して各自治体の関与を行政面から決定的に深めるという案であるのに対して、修正された案では教育一般の組織化という抽象的な表現に落ち着いている。4月9日と同様に、この日の議会でも教育委員会の委員がこの件について発言したという記録はない。

このように、第一次教育委員会は委員会あるいは委員として何らの決定や命令を発出することもなく、意見の表明すらしていない。その後、第一次教育委員会は再編されることになり、新委員会（第二次教育委員会）が発足した。第二次教育委員会の代表委員として任命された E. ヴァイヤンは、委員会名あるいは代表委員名の下で次々と布告や声明を発表した。それだけではなく、地域の教育活動家や女性解放運動家たちの協

---

<sup>45</sup> B.N., Collection de Vinck（以下、C.V.と略記）, P46073.

<sup>46</sup> P.V.C., t. 1, p. 278.

<sup>47</sup> Gustave Lefrançais (1826-1901). 教師、第4区選出コミューン議員、民衆クラブで活動、インター会員（D.B.M.O.F., t. 7, pp. 90-93）。

<sup>48</sup> *Ibid.*, p. 282.



力を得て特別委員会を組織し、女子職業教育を含むさまざまな公教育施策の推進を図った。

E. ヴァイヤンが、教育委員会の代表として選出されたのは、教育委員会を含む各委員会の改編がコミューン議会で議題とされた、4月20日のことである<sup>49</sup>。その翌日には、5名の教育委員が新たに任命され<sup>50</sup>、第二次教育委員会が発足した。第二次教育委員会の委員一覧表（資料2）を、次に付した。

（資料2）第二次委員会構成表（定員6→7名）在任期間：1871年4月21日～5月28日

委員	出身区	地元（区）との関係	党派	教育運動との関係	職業	年齢	備考
クールベ G.Courbet	6区	なし	ブルードン主義・少数派	なし	画家	52歳	コミューン発足後 Le Cri du Peuple紙 に寄稿
ヴェルデュール A.Verdure	11区	第11区民衆クラブ活動家	インター派・多数派	第11区「教育友の会」で活動する娘 M.Verdureをもつ	会計	46歳	La Marseillaise紙 経理係 流刑地にて死亡
ヴァーレス J.Valles	15区	なし	インター派・少数派	なし	ジャーナリスト	39歳	Le Cri du Peuple紙 編集長
クレマン J.-B.Clement	18区	第18区国民衛兵 監視委員会 民衆クラブboule noire所属	多数派	なし	作詞家 銅製品 工場労働者	35歳	Le Cri du Peuple紙 編集委員
ミオ J.F.Miot	19区	第19区の集会所(salle Marseillaise)、民衆 クラブで活躍	インター派・多数派 (とくに強硬派)	なし	薬剤師	62歳	民衆クラブで活躍
ヴァイヤン Ed. Vaillant	8区	なし	インター派・プラン キー主義者	なし	エンジニア・ 医師	31歳	委員長
アルヌー A.Arnoold	4区	第4区助役	インター派・少数派	前公教育省職員 父はパリ大学文学 部教授	公務員	38歳	La Marseillaise紙 の創刊に協力 5月4日に追加就任

この再編の原因について、杉原は、「議員の仕事が過重であったうえに、四月に入って軍事的な失敗やその他もろもろの混乱が加わった」ために、「執行体制はうまく機能できなかった」ので、改編に至ったと述

<sup>49</sup> P. V. C., t. 1, p. 330.

<sup>50</sup> Ibid., p. 355.

べている<sup>51</sup>。しかし、これまで考察してきた第一次教育委員会の仕事ぶりをみる限り、「過重な」業務や軍事的な影響等のせいとは思えない。確かに、「その他もろもろの混乱」、つまり委員の大量辞任から誘因される混乱は生じたであろうことは、想像に難くない。

では、このような事態に至ったことへの顧慮は、どのように第二次教育委員会の発足に活かされたのだろうか。4月20日の議会においては、この委員会制度についてさまざまな議論がおこなわれ、その記録が残されている。P.グルセは、「連日のように繰り広げられている権限をめぐる争いを終わらせ、またそれを終わらせるためには根本的な再編が必要」であり、「コミューンの新たな委員を委員会に参加させることが適切」<sup>52</sup>であることから、

第 1 条 コミューンのすべての委員会を、ただちに改組し  
(seront immédiatement refondues)、その権限を定義する。

第 2 条 各委員会は、その委員会が関係する業務の指揮をとるために、委員から 1 名を指名し、その直接の指導のもとで、コミューンに対して責任を負う。

第 3 条 執行委員会は委員会の代表委員による会議により構成される。

---

<sup>51</sup> 杉原『民衆の国家構想』、98頁。柴田の論述「議員たちは過重な任務におしつぶされそうになり、いきおい機構は乱れざるをえない」（柴田『パリ・コミューン』、123頁）と同様の説明がなされている。

<sup>52</sup> P.V.C., t. 1, p. 312.

と提案した。

さらに、J.L.アンドリュウ (Andrieu) <sup>53</sup>が、各委員会の他に「管理委員会(Commission administrative)」を設置するべきとの意見を述べた<sup>54</sup>。各委員会で決定したことを、周知するための委員会という趣旨である。これらの意見について、この議題の直後に第二次教育委員会の代表に指名される E. ヴァイヤンが、「私は、これら二点について賛成する。われわれにこれまで欠けていたもの、それは組織である。これまでは良く機能してこなかった」と発言した<sup>55</sup>。

このように、議員たちは 3 月 29 日に設置された各委員会について、組織上のさまざまな問題があったことを指摘し、その解決を目指して、委員会の再編をおこなったというのである。

特に、前記の第 2 条で言及された、「その委員会が関係する業務の指揮をとるために、委員から 1 名を指名し、その直接の指導のもとで、コミューンに対して責任を負う」という役割を担う代表委員 (délégué) をおくことにしたが、その権限をめぐる多くの議員が発言し、最終的

---

<sup>53</sup> Jules Louis Andrieu (1820-1884). ラテン語教師、インターナショナル同調者、第 1 区選出コミューン議員、公役務事業委員会、執行委員会 (D.B.M.O.F., t. 4, p. 121)。

<sup>54</sup> P.V.C., t. 1, p. 312.

<sup>55</sup> Ibid.

には Ch.ドレクリューズ (Delescluze) が提案した以下の案が承認された<sup>56</sup>。

1. 執行権力が9つの委員会の各代表者に、仮の資格として委ねられる。これらの委員会について、コミューンは業務(*travaux*)と行政上の権限(*attributions administratives*)を振り分けた。
2. 代表委員は、コミューンにより多数決で任命されるものとする。
3. 代表委員は、毎日集まり、それぞれの部局の管轄事項についての決定を多数決でおこなうものとする。
4. 代表委員は、毎日、コミューンの秘密委員会において、決定または実施した措置について説明し、コミューンがこれを裁決するものとする。

続いて、委員会を構成する人数についても議論がおこなわれ、F.ジュールド (Jourde)<sup>57</sup>の案である5名を最終案とし、挙手により決定した。さらに、各委員会の委員については、投票の末、決定された<sup>58</sup>。

---

<sup>56</sup> Charles Delescluze (1809-1871). 自称公証人、国民議会議員、第11区選出コミューン議員、外務委員会、執行委員会、軍事委員会 (*D.B.M.O.F.*, t. 5, pp. 285-286)。

<sup>57</sup> François Jourde (1843-1893). 公証人、銀行員、市公務員、第5区選出コミューン議員、財務委員会 (*D.B.M.O.F.*, t. 6, pp. 403-404)。

<sup>58</sup> *P.V.C.*, t. 1, p. 354.

このように、各委員会に新たに代表委員をおき、強力な執行権力が委任されたのである。そして、これら代表委員が集まる執行委員会 (*Commission exécutive*) は、行政上の具体的な職務範囲と権限、そして具体的な実行方法を決定する組織として定義された。第一次教育委員会から第二次教育委員会への改編は大きな転換点であり、すなわちパリ・コミューンの性格の大きな変更を意味していた。より効果的で、迅速な決定が可能となることの引き換えに、少数の人物へ権限を集中することになったのである。

こうして、教育委員会 *Commission de l'enseignement* は教育代表委員会 *Délégation à l'enseignement* と改称され、所在地もパリ市役所 (第 4 区) から帝政時代の旧公教育省 (官公庁が集中する第 6 区グルネル街) へ移転した<sup>59</sup>。

これらの措置は、パリ市民の民意と議会制度との関係という観点からは、人民から命令的委任を付託された議員によって構成するコミューン議会の軽視であり、特定の議員個人へ権限を集中させることを意味した。パリ・コミューン議会が本来のコミューンとしての機能 (市自治) から政府機能 (国家権力) への転換を目指した最初の歩みだとみることも可

---

<sup>59</sup> これらの委員会の設置場所とは別に、5月10日の議会ではパリ・コミューンの議場について G. クールベの報告がおこなわれ、そこではチュイルリー宮を候補としてあげる。これに対して、賛否両論が展開され、G.L. アルノール Arnold はリュクサンブール宮を候補にあげる。現状のパリ市庁舎を主張したのが、A. アルヌールであった。彼は移転の必要性はないと主張し、これに J.B. クレマンも同調した。結局、この議論の結論はでなかった (*P. V. C.*, t. 2, pp. 313-315)。

能だろう。パリ・コミューンの各委員会が単なる「委員会」ではなく、「省」としての機能を備えた組織であったという杉原や柴田の説明は、この時点から現実に近づくのである。社会主義運動の記念碑として永い間扱われてきた、「歴史上初めての労働者による政府」である。

これらの委員会の変化を踏まえれば、第二次教育委員会が発足するとすぐに、代表委員 E. ヴァイヤンが、自分の署名のない教育関連の命令は無効であるという以下の声明を唐突に出したこと（4月22日）<sup>60</sup>も肯ける。

フランス共和国第 187 号 自由、平等、友愛

パリ・コミューン 教育代表委員会

教育に関わる事柄は、コミューン議員である市民 Ed. ヴァイヤンの署名が無いものは、いかなる命令も有効ではない、それ以前のものは有効性をもたない。

各区当局は、この実施について議員 *délégué* と接触し、できるだけ早急に各区における教育の詳細な状況についての報告をおこなわれたい。

すべての業務は、グルネル=サン=ジェルマン街 110 番地の旧公教育省に最終的に集中化される。

本日より、教育行政 *l'administration* に関することはすべて、

---

<sup>60</sup> *Les murailles politiques françaises, Paris, 1874*, (以下、*M.P.F.1874* と略記), t. 2, p. 334 ; *C.V.*, P46134.

市民 F.ペパン<sup>61</sup>へ連絡してもよい。

総合的職業教育 *enseignement intégral et professionnel* の問題をこれまで研究してきたすべての者は、その改革案を書面をもってパリ・コミューン教育委員会へ提出されたい。

パリ、1871年4月22日 教育代表委員 Ed.ヴァイヤン

国立印刷所 1871年4月。

なお、この声明を、ヴェルサイユ側への対抗措置と解釈する先行研究もある。川口幸宏は「ヴァイ<sup>マ</sup>ヨンは *la commune de Paris* における教育に関するすべての権限は彼にあることを周知させた。これは、直接的には、国民議会において教育法の改定審議が進められており (*Dupanloup* 法案)<sup>62</sup>、また *la commune* の教育改革が無効であるとの「政令」がヴェルサイユ側広報紙に広報される、などの教育改革阻止の動向という現実に対応するためであった。あわせて初等学校における視学官制度を排し、教育の監督権を *la commune* の教育委員会に移した」と述べている<sup>63</sup>。しかし、現実的にはパリ・コミューンが発足した後、第一次教育委員会がイニシアチブをとって進めた教育改革に具体的な実績はなく、その影響力が学校現場に及んでいたとは到底考えにくい。

---

<sup>61</sup> F.Pepin について、*D.B.M.O.F.*, t. 8, p.122 には、「E.ヴァイヤンの命により、旧公教育省に関するすべての事項を任されていた」人物との記載がある。

<sup>62</sup> *Dupanloup* 法案。F.デュパンルー (1802-1878) はカトリック神学者で、カトリック教育の擁護者としてファルー法を推進した。

<sup>63</sup> 川口幸宏、前掲論文、(2)、273頁。

ヴェルサイユ側が危惧するような、コミューン側による「教育改革」がおこなわれている状況ではなかったはずである。第一次教育委員会が発足した3月29日に、委員会の任務としていくつかの課題が与えられただけで、その後は消極的な姿勢に徹していたことは既に考察したとおりである。そのような第一次教育委員会の実態を前提にすると、ヴェルサイユ側の「**la Commune** の教育改革が無効である」という政令とそれへの対抗措置としての E. ヴァイヤンの声明が発せられたという解釈の根拠が希薄なのである。

しかも、この声明（4月22日）では教育改革を志向してきた地域の教育活動家に対して研究成果の提出を要求している。これらすべてがヴェルサイユ側へ対抗するためのパリ・コミューンによる二重権力状況の創出だったのだろうか。もし仮にそうだとすると、コミューン議会の下に新たに改編された教育委員会の代表によるこの声明は、地域でそれまで教育改革の努力を積み重ねてきた一般の教育活動家の眼には、あまりにも空疎な内容の声明と映ったのではないだろうか。

4月27日の議会では、医学校の医師免許許可書について、J. ミオと J. ヴァーレスが改訂の提案がおこなった。この二人はともに、第一次教育委員会から第二次教育委員会の委員として留任した委員でもある。この日、J. ミオは「教育委員会の委員として」**comme membre de la Commission de l'enseignement**、提案をおこなうと述べている。そして、議会は「この提案を教育委員会へ送致する」**la Commune décide le renvoi de cette proposition à la Commission d'enseignement** ことになった、と議事録に記録されている<sup>64</sup>。

---

<sup>64</sup> *Ibid.*, pp. 519-520.



教育委員会の名称を教育代表委員会 *Délégation à l'enseignement* に変更し、すべての権限を、自らが務める代表委員に集中したと E. ヴァイヤンが各区宛てに声明を発した直後の議事録に、このように旧名称が使用されているのである。ここには、教育代表委員会の内部における、代表委員 (E. ヴァイヤン) と一般の委員 (J. ミオ、J. ヴァーレス) との意識の乖離が表れているだけではない。議会内部の全般にわたる不統一性も露呈している。

このような状況の下、A. アルヌールの教育委員会への追加任命が 5 月 4 日の議会で承認された。この日の議事録では、「私は、教育委員会に参加するために、食糧委員会の委員を辞任する。教育委員会で、より多く奉仕できるからだ」と就任の希望を述べ、その場で議場に諮り承認されている<sup>65</sup>。なお、他の議員 H.L. シャンピー (Champy) が同様に、食糧委員会への就任を求め、承認されている<sup>66</sup>。

この翌日、4 月 28 日の議会においては、公安委員会 *Comité de salut public* という、フランス革命の追憶とも結びつく、組織の設置を求めた提案が、激論の末、採択が翌日にもちこされた<sup>67</sup>。この議事を

---

<sup>65</sup> *Ibid.*, p. 118. ヴァイヤン (委員長) とアルヌールは前年 11 月頃の二十区中央委員会の中枢における活動家として旧知の間柄であった。

<sup>66</sup> Henry Louis Champy (1846-1902). 婦人服仕立て屋、貴金属細工職人。第 10 区選出議員。議会議事録 (*P.V.C.*) には、この就任が承認されたという記録はない。しかし、*D.B.M.O.F.*, t. 5, p. 53 によれば、食糧委員会委員として活動したとされている。

<sup>67</sup> *P.V.C.*, t. 1, p. 552.

めぐって、パリ・コミューン内部は大きく分裂したといわれる。多数派と少数派の分裂である。

この公安委員会の設置をめぐる教育委員会委員たちの発言をみてみよう。公安委員会の設置をめぐる議論は、人民主権に対する姿勢の表れでもあり、委員たちがどのような態度をとったのか明らかにしておきたいからである。

この提案をした議員は J.ミオである。彼は、前述したとおり、第一次教育委員会から第二次教育委員会までをとおして委員を務めた 3 名の委員<sup>68</sup>のうちの一人だった。いわば、ほとんど機能しなかった第一次教育委員会の経験者でもあった。平均年齢が 40 歳に達するかかどうかというコミューン議員のなかでは年長者の一人（62 歳）であり、地域の民衆クラブにおける活動家としても有名な人物であった<sup>69</sup>。その人物が、「状況の重大性と、緊急にもっともラディカルな諸方策をとるべき必要性にかんがみて」、次のように布告することを提案したのである。すなわち、

公安委員会がただちに設置される（第一条）。この委員会は、コ

---

<sup>68</sup> 第一次、第二次をとおして継続した教育委員は、J.ミオ、A.ヴェルデュール、J.ヴァーレスである。

<sup>69</sup> J.ミオは、第 19 区の民衆クラブ（マルセイエーズ・クラブ）の主要な発言者だった。このクラブでは、4 月 21 日に公営肉屋の設置を決議し、それがコミューン議会で翌日には承認されている。4 月 28 日の公安委員会設置の提案についても同様だった。J.ミオの民衆クラブでの発言は直接的にコミューン議会とつながっていた。

ミューンによって個別投票で任命される5名のメンバーによって構成される(第二条)。この委員会には、すべての委員会にわたる最大限の権限が与えられ、この委員会はコミューンにのみ責任を負う(第三条)、

というものであった。特に、議論が集中したのは第三条であった。議員たちは、有権者からの命令的委任を受けて選挙されたのである。その議員によって組織された公安委員会が、有権者に対して責任をとらず、コミューン議会にのみ責任を負うと規定されていたからである。

先行研究では、公安委員会の設置をめぐるパリ・コミューン議会と議員たちの行動について、もっぱら多数派と少数派の論議に収斂してきた。すなわち、ジャコバンの少数独裁論とサン-キュロット的人民独裁論の対立とする見方に支配されてきたのである。

杉原はこの点について、「パリ・コミューンは、フランス革命に80年も遅れながら、革命政府の問題については、「バブーフの陰謀」<sup>70</sup>のレベルに到達することもできなかった。コミューン議会は、ロベスピエール型の「少数独裁論」か「人民主権」・「人民独裁」の貫徹かをめぐ

---

<sup>70</sup> 「バブーフの陰謀」とは、総裁政府の転覆を企てた反乱事件(1796年)で、1793年憲法の実施、平等主義、共産主義を運動の理念とした。本事件の推移に関しては、専修大学が所蔵するM.ベルンシュタイン文庫に約70点の史料が収録されている。自身の著作、研究書、肖像画、裁判関連記録等である。

って内部分裂してしまった」<sup>71</sup>と述べている。また、公安委員会の設置が承認された結果、それに反対した議員たちが少数派を名乗り、議会をボイコットした動き（5月15日）<sup>72</sup>について地域の集会で批判されたことを、「この民衆の反応の仕方は何を示しているか。彼らは、基本的には民衆運動を重視する少数派に親近感を示しつつも、同時に、その議会活動を見ずてた行動を、「命令的委任の放棄」とうけとった。彼らがコミューン議員にのぞむものは、民衆運動の尊重であるが、それへの同調ではなく、あくまで民衆の願望を強力迅速に実行することであった」<sup>73</sup>という柴田の論述を引用している。

しかし、この引用とともに重要なのは、柴田が同書の同じページで引用した『ル・プロレテール』紙（5月19日付）の記事である<sup>74</sup>。ここには、こう述べられている。

人民の名において、そして人民にかわって判断し決定することを急ぐな。単なる使用人であるという諸君の役割の分を守り、伝達すべく諸君に課せられている情報を、人民に提供することで満足せよ。人民の奉仕者たちよ。主権者という誤った振舞をするな。それは諸君たちにとってよりも、諸君がとってかわった専制者た

---

<sup>71</sup> 杉原『民衆の国家構想』、108頁；Soboul, <De la Révolution française à la Commune de 1871>, pp. 16-21.

<sup>72</sup> この立場を、自ら「少数派宣言」として公表した（*P. V. C.*, t. 2, pp. 373-374）。

<sup>73</sup> 柴田『パリ・コミューン』、171頁。

<sup>74</sup> *Le Prolétaire*, no. 3. (le 19 mai, 1871).

ちにふさわしいことなのだ。多数派か少数派かが、われわれにとって何の意味があるというのか。所詮、諸君はコミューンの秤のなかであまり重みをもっていないのだ。人民は救済者たちにうんざりしている。今後、人民は救済者たちの行為を討議に付したいと思っている。

『ル・プロレテール』紙の筆者は、議員たちが声高に「ジャコバン主義」や「少数独裁主義」という議論をしていることの不毛を見抜いていたのではないだろうか。事実、少数派も「公安委員会」という名称とは異なるが、権限を集中した、新「執行委員会」案をこの時、提出していたのである<sup>75</sup>。ヴェルサイユ側からの軍事的圧力という、外部から迫りくる危機に対して、多数派と少数派は大同小異の議論を重ねていることを、民衆たちは区選出の議員や官報等の情報で得ていたはずである。

そのような観点から、教育委員会に所属する議員たちの行動を考察してみよう。再度、この4月28日の議会をふり返ってみると、議長はJ. ヴァーレスが務めており、彼はこの時期の教育委員会（第二次）の委員でもあった。この日の発言者のなかに E. ヴァイヤン（第二次委員会代表）もいたが、彼はこの委員会の設置については慎重にすべきであると

---

<sup>75</sup> P.V.C., t. 1, pp. 557-563 (le 28 avril, 1871), p. 587 (le 30 avril, 1871), t. 2, p. 21 (le 1 mai, 1871) ; 柴田三千雄「パリ・コミューンにおける内部分裂について」（岡田与好編『近代革命の研究・下巻』 東京大学出版会, 1973年、所収）267-281頁。

の意見を述べた<sup>76</sup>。その結果、この日は結論を出さず、審議を継続することになった。

4月30日に開催された議会は、午後3時半に開催されたが、一度閉会し、秘密会として午後5時に再開された。議長は、それぞれブランシェ Blanchet と L. メイエ Meillet<sup>77</sup>だった。この議会で、公安委員会をめぐって最初に議論となったのは、この委員会の名称である。

票決では、同数だったため決定は翌日に持ち越されたが、その投票の内訳をみると、J.B.クレマン<sup>78</sup>（第二次教育委員会委員（以下、「第二次委員」と略す）、インターナショナル派）と J.ミオ（第一次教育委員会委員（以下、「第一次委員」と略す）、インターナショナル派）は「公安委員会」に投票し、これに対して、A.アルヌール（第二次委員、インターナショナル派）、G.クールベ<sup>79</sup>（Courbet、第二次委員、ブルードン派）、E.ヴァイヤン（第二次委員、インターナショナル派）、J.ヴァーレス（第一次、第二次委員、インターナショナル派）、A.ヴェルデュール（第一次、第二次委員、インターナショナル派）は「執行委員会」に投票した。このように、教育委員会委員のあいだでも意見は分

---

<sup>76</sup> *P.V.C.*, t. 2, pp. 527, 556, 557.

<sup>77</sup> Léo Meillet (1843-1909). 代訴士事務員、インター会員、第13区選出議員 (*D.B.M.O.F.*, t. 7, pp. 317-318)。

<sup>78</sup> Jean Baptiste Clement(1836-1903). 作詞家、銅製品工場労働者、第18区国民衛兵、監視委員会、民衆クラブに所属、『ル-クリ-デュ-プープル』紙の編集委員、第18区選出議員 (*D.B.M.O.F.*, t. 5, pp. 125-127)。

<sup>79</sup> Gustave Courbet (1819-1877). 画家、第6区選出コミュン議員、第二次教育委員会委員 (*D.B.M.O.F.*, t. 5, pp. 187-188)。

かれていたのである<sup>80</sup>。ただし、この両グループには、それぞれ共通点がある。「公安委員会」に賛成した J.B.クレマンと J.ミオは、民衆クラブにおける活動拠点をもっていたことがあり、「執行委員会」に賛成した全員が第二次委員であったことである。また、G.クールベを除くと、全員がインターナショナル派であった。

5月1日の審議では、委員会名称について「公安員会」賛成が34票、「執行委員会」賛成が28票で、「公安委員会」に決定。この後の包括的な賛否では投票者68名のうち賛成45、反対23で、公安委員会の設置が決まった。教育委員会委員の行動をみると、第一次委員の R. ユルバンが賛成意見を述べ<sup>81</sup>、G.クールベ、A.アルヌール、J. ヴァーレスが反対意見を述べた<sup>82</sup>。そして、最後に設置に関する包括的賛否について投票をおこない、決定した。これによれば包括的賛成に E.ヴァイヤンが加わっていることがわかる<sup>83</sup>。一貫して公安委員会の設置に反対し、第二次委員だった画家 G.クールベは、その反対理由について、

私は 1789 年と 1793 年の革命に属する称号や言葉はその時代だけに適用すべきだと願う。今日では、それらはもはや同じ意味をもたず、また、もはや同じ正当さもち、同じ意味において使用されることはできない。われわれが代表しているのは、われわれを特徴づけ、われわれの体質そのものを際立たせる、1793 年か

---

<sup>80</sup> *P.V.C.*, t. 1, p. 587.

<sup>81</sup> *Ibid.*, t. 2, p. 33.

<sup>82</sup> *Ibid.*, p. 34.

<sup>83</sup> *Ibid.*, pp. 35 - 36.

ら 1871 年のあいだに過ぎ去った歲月である、

と述べ<sup>84</sup>、「公安委員会」という呼称を使用することに対し、フランス革命への追憶と撞着を示すものとして批判するのであった。

以上のように、第二次教育委員会の委員たちは議会内で積極的な発言をおこなっていたことがうかがわれる。委員たちはそれぞれに、議員としては積極的な姿勢をもっていたのである。しかし、教育委員会の委員としての発言はほとんどみられなかった。それは、教育委員会そのものが活動をしておらず、したがって内部における議論もなく、それに基づく委員会あるいは委員としての表明などはありませんでしたからである。

一方、公安委員会をめぐる以上のような議会の混乱の最中にも、教育改革は進められていた。この間に、声明等により新設が予告された公立校は、12 の区に 20 校を数えた。

4 月 29 日の官報には、初等教育と職業教育、教育の非宗教化の実現のために、「教育組織委員会」*Commission d'organisation de l'enseignement*<sup>85</sup>が、教育代表委員 E.ヴァイヤンの名のもとに設置されるという記事が掲載されている。この委員会は、教育委員会を「手伝う *aider*」ための委員会とされ、E.アンドレ以下 5 名の委員で構成され

---

<sup>84</sup> *Ibid.*, pp. 36-37.

<sup>85</sup> *P.V.C.*, t. 2, p. 99 では、*Commission pour l'organisation de l'Enseignement* と記されている。



た<sup>86</sup>。これら 5 名の委員はいずれも、コミュン議員ではなく、地域の教育活動家たちであった。この直後、5 月 3 日のコミュン議会では、ジェズイット教団の施設の扱いが話題になる。この議会に出席していた E. ヴァイヤンは、「コミュンがそれを教育施設として確保することは是非必要である」<sup>87</sup>と発言し、職業学校として使用するために、教団の施設を接収することになった。そして、この教育組織委員会は、5 月 6 日には、第 5 区ローモン街に職業学校の開校を宣言し、併せて同校の教員を募集している<sup>88</sup>。

パリ・コミュンにおける教育施策は、これを機に積極的になる。これ以降、E. ヴァイヤンは地域の教育活動家たちを組織化し、実質的な教育施策を打ち出す。議員を主体とする委員会制度による教育改革路線から、大きく方針を転換し、代表委員 E. ヴァイヤンの意の下に動くアドホックな組織による教育改革の実現へと向うのである。

---

<sup>86</sup> *J.O.*, p. 412. (le 29 avril, 1871)によれば、委員会は、E. アンドレ

(André)、E. ダコスタ (Dacosta)、J. マニエ (Manier(père))、J. ラマ (Rama)、E. サングリエ (Sanglier) で構成された。

<sup>87</sup> *P.V.C.*, t. 2, p. 96.

<sup>88</sup> *M.P.F.1874*, t. 2, p. 438 ; *C.V.*, P46374 ; *J.O.*, p. 487 (le 7 mai, 1871) ; *P.V.C.*, t. 2, p. 95 には、<<18, rue Lhomond, où la délégation à l'Enseignement se proposait, quant à elle, d'établir la première école professionnelle. (Voir, à ce sujet, une note de la Commission pour l'organisation de l'Enseignement, contresignée par Éd. Vaillant, Journal Officiel, 7 mai)>>と記されている。

5月17日の官報には<sup>89</sup>、一般の市民へ向けて職業教育の教師の募集をおこなう記事が掲載されている。この募集は G.クールベが委員長を務める「芸術家連盟委員会」の協力のもとに進められた。この記事には、

教育の再編に協力し、デッサンと塑像の教師の職を得ることを希望する市民は、今月19日、20日、21日の正午から2時に、芸術家連盟委員会（旧美術省、リヴォリ街）へ、証明のための資格書類と作品を提出し、必要に応じて、教育に関する簡潔な論述と方法を内容とするコメントをするために来訪してください。

芸術家連盟委員会 パリ・コミューン議員、教育代表委員

**délégué à l'enseignement** エドゥアール・ヴァイヤン

パリ、1871年5月16日、

と記されている。また、同じ日の官報によれば<sup>90</sup>、音楽関係者との意見交流もおこなわれたようである。この記事には、「音楽コンセルヴァトワールの市民教師は、今月20日土曜日2時に、本機関における改革について、教育代表委員会 **délégation à l'enseignement** 委員との相互理解のために、コンセルヴァトワールに集合されたい。（教育代表委員会 **Délégation à l'enseignement**）パリ、1871年5月15日」と記されている。

それに続いて、前記の5月6日に職業学校の開校を宣言した委員会は、5月22日から授業が始まること、未登録の青年の追加募集をおこ

---

<sup>89</sup> *J.O.*, p. 585.(le 17 mai, 1871).

<sup>90</sup> *Ibid.*, p. 586.(le 17 mai, 1871).

なっていること、これら青年の見習い実習 *apprentissage* を指導する労働者を募集しているという記事が、官報に掲載されている<sup>91</sup>。

一方、女子教育についても、具体的な取り組みが開始された。5月12日には、女子のための職業学校として、既存のデッサン学校を改編し、女子職業工芸学校を第6区デュピュイトラン街に開校することを発表、生徒を募集している。この声明は「パリ・コミューン教育代表委員会」という見出しのもと、パリ・コミューン教育代表委員 Ed. ヴァイヤンの署名で終わっている<sup>92</sup>。さらに、女子教育に関する地域の教育運動家たちを組織化する試みが進められた。この時期、女子の職業教育に対する地域の熱意は、男子のそれに比べて劣らないばかりか、より強かったのである。「パリ・コミューン教育代表委員」という見出しのもとに、アンドレ・レオ (André Léo) 以下5名の女性委員から構成される「女子学校における教育を組織し、監督するための委員会 *Commission pour organiser et surveiller l'enseignement dans les écoles des filles*」の設置を布告したのである<sup>93</sup>。

---

<sup>91</sup> *Ibid.*, p. 632. (le 22 mai, 1871).

<sup>92</sup> *M.P.F. 1874*, t. 2, p. 486 ; *C.V.*, P46511 ; *J.O.*, p. 543. (le 13 mai, 1871). 同日 (5月12日) の議会では、法務委員会代表委員 L. プロト (Protot) が、[夫との]別居を望む女性のための、食事つき宿舎の設置についての法案を提案し、承認されている (*P.V.C.*, t. 2, p. 366)。

<sup>93</sup> *J.O.*, p. 631. (le 22 mai, 1871). 委員は、アンドレ・レオ (André Léo)、ジャクラール (Jaclard)、ペリエ (Périer)、ルクリュ (Reclus)、サピア (Sapia) で構成された。

これら職業教育や初等教育、女子教育に共通する教育理念は非宗教化（ライシテ）であった。5月11日の声明は<sup>94</sup>、公教育のための施設から宗教的シンボル、偶像を除去し、非宗教化を図ることを区当局と教師に求めたもので、「教育代表委員会」という見出しと、末尾にはパリ・コミューン議員、教育代表委員 Ed. ヴァイヤンという署名がある。この声明は、パリ・コミューンの発足と同時に、教育の非宗教化を任務とした教育代表委員会が設置されていたにもかかわらず、一カ月以上を経ても、実際にはその実現が進んでいなかったことを示唆している。いまだに、多くの学校では、十字架や聖母像が教室から撤去されていなかったのである。この3日後、5月14日には、区当局と公安委員会に対して、非宗教化施策への協力を求めるとともに、聖職者たちの取締りを求めている<sup>95</sup>。ここでは、「区当局と一般公安委員はこの方針を早急かつ精力的に行動に移し、教育委員会委員 *délégation à l'enseignement* とそのために相互理解を深めることが求められる」と記載されている。こうして、教会勢力の教育からの排除に努めた。しかし、それでもなお、学校現場の非宗教化は E. ヴァイヤンの思いどおりには進まなかったようである。さらにその3日後、5月17日の議会でも宗教界の教育への干渉について発言しているからである<sup>96</sup>。この議事録だけでは、その実態はわかりにくいだが、区当局との不整合もあったのだろう。それが、5月

---

<sup>94</sup> *Ibid.*, p. 531. (le 12 mai, 1871).

<sup>95</sup> *Ibid.*, p. 574. (le 16 mai, 1871). 本論文の第2章第2節において、第8区における公安委員会と監視委員会の協力による宣誓拒否者の取締りについて論述する。

<sup>96</sup> *P.V.C.*, t. 2, pp. 402-403. (le 17 mai, 1871).

18 日の区当局への強い「命令」<sup>97</sup>にあらわれている。この命令には、「教育代表委員会 *délégation à l'enseignement* からの提案に基づき、コミューンは次のように決定する。48 時間以内に、コミューンの命令に反し、いまだ聖職者の手にある教育施設すべてに関する報告書の作成を命じる。教育の非宗教化の確立に関するコミューンの命令が実行されていない区のコミューン議員の氏名を毎日、官報に公表する。パリ・コミューン パリ、1871 年 5 月 18 日」と記されている。同じ日の『ル・ペール-デュシェーヌ』紙にも<sup>98</sup>、聖職者の教育からの排除を主張する記事が掲載されており、E. ヴァイヤンについて、「教育代表委員は、愛国者のためにとっても理解のある人」であり、「子どもたちを教育するための布告を発し、（中略）それが、教育代表委員がやろうとしていることだ」と解説し、教育代表委員への支持を読者に訴えている。

この他、教師の給与において男女の差別を撤廃し、平等の賃金とすることを決定したことも<sup>99</sup>、パリ・コミューン教育委員会の大きな功績とされている。

---

<sup>97</sup> *J.O.*, p. 602. (le 19 mai, 1871). 本論文の第 2 章第 2 節において、第 14 区の聖職者の取締りについて論述する。

<sup>98</sup> *Le Père Duchesne*, no. 64, p. 8. (le 18 mai, 1871).

<sup>99</sup> *Le Cri du Peuple*, no. 81, p. 2. (le 21 mai, 1871)には、「花月 29 日金曜日の議会において、次のように決定した」との記事がある。ただし、*A.H.G.*, Ly27 の文書（手稿）によると第 7 区では、男性校長の年収は 2,400 フラン、女性校長は 1,200～1,800 フラン、男性教頭は 1,400～1,600 フラン、女性教頭は 1,000～1,400 フランという給与支払い明細書があり、5 月 9 日の段階では男女教員の間には格差をもうけていたことになる。

これらの一連の活動からは、新しい教育委員会（第二次教育委員会）によって、パリ・コミューンの教育体制の立て直しに努める E. ヴァイヤンの熱意が伝わってくる。同時に、強引な手法であり、ややもすると現状を軽視することにより、誤った判断にも陥りかねなかった。

日付は少し戻るが、5月13日には旧視学官の解任と教育委員会がそれに代わる権限をもつという宣言をおこない、区当局に対しても管理下にある学校の教員の実態を提出するように迫っていた<sup>100</sup>。

この宣言の主な目的は、聖職者教員数を把握することだったのだろう。しかし、視学官の権限を教育委員会に委ねるとはどのような意味をもつのだろうか。教育委員会が設置された当初の任務は、教育改革にあったはずである。学校における教育の監督を任務とする視学官という職務は、教育委員会の設置目的とは異なり、行政上の一業務である。それゆえ、E. ヴァイヤンのこの宣言は、命令を受けた区行政担当者との間で、うまく整合がとれたのかという疑問が生ずる。第一次教育委員会から第二次教育委員会へ改編された教育委員会の権限上の変化を、区当局等の関係部署は受容していたのだろうか。前述した、学校現場の非宗教化が遅々として進まなかった理由は、宗教関係の教育施設の抵抗もさることながら、コミューン議会側に立つはずの区当局がコミューンの教育代表の強引な手法に接して戸惑ったという可能性さえ示唆されている。

---

この点について、拙稿「パリ・コミューンにおける公教育の検討」『専修史学』第57号、2014年、96-98頁で論述した。

<sup>100</sup> J.O., p. 557. (le 14 mai, 1871). 声明そのものは5月13日付となっている。

E. ヴァイヤンのこのような行動は、民間の教育運動家に対してもみられる。その一端を示す書簡が、パリ市文書館の文書群に含まれている<sup>101</sup>。この書簡で E. ヴァイヤンは、第二次教育委員会の事務局長 C. マルタン (Martin) を通じて、当時教育運動家として、第 17 区で活躍していた J. ラマに対して、事務局 (C. マルタン) を通じて彼の意を伝え、「女子学校における教育を組織、監督するための委員会」の委員として、教育活動家サピア夫人 (Mme. Sapia) の任命を控えるよう、働きかけているのである。書簡には次のように記されている<sup>102</sup>。

1871 年 5 月 14 日、パリ。市民ラマへ。

市民 E. ヴァイヤンは、私が貴方に対して、市民サピアを任命しないよう要請するようにと伝えてきました。コンスタン・マルタンより。

この文面では、単に、「任命しないように」と書かれているが、この書簡の発信日付である 5 月 14 日から判断すると、その翌週に設置されることになる「女子学校における教育を組織、監督するための委員会」の委員人事をめぐって、E. ヴァイヤンが J. ラマへ要請したものではないかと推測される。5 月 22 日に同委員会が発足し、その委員会の委員としてサピア夫人が含まれているからである。それを前提にすると、パ

---

<sup>101</sup> Archives de Paris (以下、A.P.と略記), VD3-0015.

<sup>102</sup> この書簡には、「Commune de Paris, Délégation à l'enseignement」というスタンプ印が押されている。

リ・コミューンにおける E.ヴァイヤンと J.ラマとの関係の一端を、この書簡から伺うことができる。すなわち、公けにされた布告からみると、この委員会の設置は教育委員会代表である E.ヴァイヤンが設置したことになっているが、この委員会の委員の人選にあたっては、J.ラマが何らかの実質的な影響力をもっていたことになる。さらに、E.ヴァイヤンの意向に反して、サピア夫人が委員として就任していることから、E.ヴァイヤンの意向を J.ラマが無視したのか、あるいはその他の力が働いて、結果的にサピア夫人の就任が実現することになったのか。どちらにしても、教育委員会代表である E.ヴァイヤンの意向が反映されず、その他の力によって人事が決定したということになる。パリ・コミューン教育代表委員会の代表委員と区行政、地域の教育活動家との力関係において、必ずしもパリ・コミューンの中枢組織が主導権を独占していたわけではなかったことがここに示唆されている。

E.ヴァイヤンが議員として、政治家として、あるいは社会主義者として教育改革に取り組む熱意と、各区にあつて地域に根ざして教育改革運動を担った民衆組織のエネルギーとの間隙をたやすく乗り越えることは容易ではなかったのである。

本節では、パリ・コミューンの成立をめぐる経緯を、コミューン議会選挙を準備した国民衛兵中央委員会の声明、パリの自治権を要求した二十区共和主義中央委員会のマニフェスト等に基づき検討し、パリ・コミューンを取りまく状況の推移にともない、パリ・コミューン自体が変化を遂げたことを、教育委員会とヴァイヤンをはじめとする教育委員会委員たちの行動から明らかにした。

なお、教育委員会そのものは、第一次委員会、第二次委員会ともに活発な活動をしたという記録はないが、個々の委員は議員として、積極的



な議会活動をおこなっていたことを確認した。特に、第二次委員会の時期は、先行研究において E.ヴァイアンの下で委員会が実施したとされている教育施策は、E.ヴァイアンが単独で、あるいは議員以外の教育活動家の協力を得て実施したものであることを指摘しておかなければならない。この点からもパリ・コミューンにおける教育改革が、あたかも組織的におこなわれたというような、定式に沿った解釈は成立しにくいのである。

改編された教育委員会の代表者である E.ヴァイアンは、改編前の委員会との継続性を顧みた形跡がなく、コミューンの成立以前から各区、地域において積み重ねられてきた教育改革活動と十分な連携をとることができず、区当局の方針との不整合が生ずる要因となった。

## 第 2 節 区行政組織、区教育委員会、民衆

本節では、パリ・コミューンにおける教育をめぐる議論を、区行政や地域の教育活動、教育現場そして民衆の教育観というの視点から考察する。

### 1. 区行政組織

3 月 30 日のコミューン議会は、午後 4 時と夜 10 時と 2 回開催された。2 回目の午後 10 時の議会は多数の欠席者がいたという。午後 4 時の議会では、F.オスタン (Ostyn)<sup>103</sup>が、区行政委員会 *Commission*

---

<sup>103</sup> François Ostyn (1823-1912). 旋盤工、第 19 区選出コミューン議員、インター会員 (*D.B.M.O.F.*, t. 8, pp.67-68)。

de la municipalité という名称のもとに、区行政の組織化を求める案を、議会事務局に提出した。パリ・コミューンの成立以前にも存在した、市議会と区行政の関係の再構築である。しかし、この提案は他の議案の審議もあり、この議会では結論がでなかった。そして、夜に再開された議会で、再度 F.オスタンの提案がおこなわれた。これに対して、L.ドルール (Dereure)<sup>104</sup>が「各区に、1名のコミューン議員 *délégué* に2名の身分吏 *officier d'état civil*<sup>105</sup>を加えて、コミューンの決定を執行する者を任命する」という案を提案した。これに続いて、J.フリュノー (Fruneau)<sup>106</sup>がこの案(ドルール案)に賛成だが、区委員会 *Commission municipale* の設置には反対であると発言。この後、長い審議の経て、「現時点では区で選挙をおこなうことは危険であり、二重構造 *dualisme* になることを避けるために、コミューンが区行政権力を実質的には維持すること」にし、以下の案が承認された<sup>107</sup>。ちなみに、この件の審議で発言したのは、E.ヴァイヤン、A.アルヌール、R.ユルバン、A.ドメ、E.グピルの各教育委員会委員(第一次、第二次)である。

---

<sup>104</sup> Louis Dereure (1838-1900). 皮革職人、第18区選出コミューン議員、インター会員 (*D.B.M.O.F.*, t. 5, pp. 314-316)。

<sup>105</sup> 戸籍管理を担当。第二帝政下において、戸籍管理は区長業務のひとつに数えられていた(平野宗明「第二帝政期におけるパリ市議会の機能」『人文学報』385、2007年、33頁)。

<sup>106</sup> Julien Fruneau (1827-?)。大工、第12区選出コミューン議員、3月31日議員を辞任。同時に、第12区の小委員会委員に就任。インター会員 (*D.B.M.O.F.*, t. 6, p. 105)。

<sup>107</sup> *P.V.C.*, t. 1, p. 71.

第 1 条 コミューン議員はその選出区の行政管理の指揮をとる。

第 2 条 コミューン議員はその選任および責任の下、業務を遂行する委員会の協力を得ることが許可される。

第 3 条 コミューン議員のみが戸籍簿 *actes de l'état civil* の処理をおこなう資格を有する。

ただし、第 2 条は、議事録では *Ils sont autorisés à s'adjoindre, ...* と記載されているので、「…協力を得ることが許可される」と訳出したが、官報では *Ils sont invités à s'adjoindre* と掲載されており<sup>108</sup>、若干ニュアンスが異なる。議事録では「許可される」のに対して、官報では「求められる」という表記に変わっているのである。「許可される」の場合は、派遣委員の裁量次第で、委員会の協力を求める必要はないとも解釈できるが、「求められる」は、婉曲的な強制表現であり、委員会の協力を求めることになる。官報に掲載する際、区の行政担当者が読むことを前提に、彼ら（区側）の存在を尊重するような表現に改変したのか、それは不明である。そして、「許可される」とは、区当局者の観点からすれば、コムューンという上部の権威によって許可されるというニュアンスが含まれているのに対して、「求められる」

---

<sup>108</sup> *J.O.*, p. 108. (le 31 mars, 1871) に命令 *décret* として記載されている。パリ市文書館には、この官報 (*J.O.*) と同じ文面の手稿文書 (*A.P.*, *Vd3 14, Ms.*) が所蔵されている。*Notification* というタイトルで、パリ・コムューン事務局 C.アムルーの名の下、第 13 区の議員に宛てた 4 月 19 日付文書 (3 月 31 日発令、4 月 1 日公告) である。

とは、下部に組織された区当局者の協力を得なければならないという、まったく正反対のベクトルを意味する。一語 (*autoriser / inviter*) の表記ではあるものの、主権のあり方をめぐってコミューンと地域行政 (区行政) との間で、極めて重要な葛藤が生じていたのである。このような議事録の官報への掲載をめぐる議論は度々あった<sup>109</sup>。

こうして、「議員は区長にかわって、各自の選出区の行政責任者にもなる」<sup>110</sup>ことが決定され、コミューンと区行政を一元化した権力構造の確立を目指すことになった。前年 11 月の区長、助役選挙によって選出された、共和派を主体としつつも、国防政府の息のかかった区行政の体制を一新しようとしたのである。

その後、4 月 13 日の議会では、国民衛兵の中央委員会とコミューンの間で権限の分担をめぐる摩擦が生じて議論がおこなわれた折に、G. ルフランセが前記の 3 月 30 日に承認した第 3 条を改訂することを提案した。F. オスタンと E. ヴァイヤンは賛成したが、A. クレマンس (*Clémence*)<sup>111</sup>、B. マロン、J. マルトレが反対し、否決された<sup>112</sup>。この改訂案は、「各区の区行政委員会 *commission municipale de*

---

<sup>109</sup> *P.V.C.*, t. 2, p. 417.

<sup>110</sup> *Ibid.*, t. 1, pp. 60, 62, 70-71. (le 30 avril 1871) ; R. Bidouze, *La Commune de Paris telle qu'en elle-même*, Pantin, 2004, pp. 94-102 ; 柴田『パリ・コミューン』、123 頁。

<sup>111</sup> Adolphe Clémence (1838-1889). 製本工、第 4 区選出コミューン議員、インターナショナル・パリ支部創設者のひとり (*D.B.M.O.F.*, t. 5, pp. 122-124)。

<sup>112</sup> *P.V.C.*, t. 1, p. 198. ( le 13 avril, 1871).

chaque arrondissement の 1 名を、当該区のコミュン議員が任命し、その監督と責任のもとに、その委員が身分吏 *officier d'état civil* の職務を果たす」というもので、区行政側の権限を拡大することが意図されていた。それは、とりもなおさず既存の区行政への配慮であり、地域（区）の民衆（国民衛兵等）が要求した自治への譲歩だったはずである。それがコムニオン議会で否決されたことになる。これに対して、地域ではどのような対応があったのだろうか。

第 12 区では、コムニオン議会におけるこの決定と同時に、区委員会委員 *membre de la Commission Municipale* の選任を知らせるピラを作成している。「フランス共和国、自由-平等-友愛、パリ・コムニオン、第 12 区」という見出しに続けて、前述した 3 か条を記し、さらに、「第 12 区コムニオン議員は、区委員会委員としてオードベール (*Audebert*)、コンスタン博士 (*Dr.Constant*)、ダンドヴィル (*Dandeville*)、J. デカン<sup>113</sup> (*Descamp*)、デュブルイユ (*Dubreuil*)、フランコニ (*Franconi*)、フリユノー (*Fruneau*)、ガトー (*Gateau*)、ゴワゼ (*Goizet*)、O. ラカット<sup>114</sup> (*Lacatte*)、A. リアズ<sup>115</sup> (*Lyaz*)、L. マゴ<sup>116</sup> (*Magot*)、マガン (*Maguin*)、N.

---

<sup>113</sup> Jacques Descamps (1834- ?). 家具職人、第 12 区区行政委員会委員 *Commission municipale* として活動 (*D.B.M.O.F.*, t. 5, p. 21)。

<sup>114</sup> Onésime Lacatte (1828- ?). 文房具商、第 12 区区行政委員会委員 *Commissionn municipale* で活動 (*D.B.M.O.F.*, t. 6, p. 438)。

<sup>115</sup> Ambroise Lyaz (1815-1891 ?). 弁護士、二十区中央委員会委員、コムニオン議員フィリップの片腕として活躍、教育問題、反教権運動で活動した (*D.B.M.O.F.*, t. 7, p. 204)。

ソヴァジュ (Sauvage)、トニー=モワラン (Tony-Moilin) を任命する」と連記されていた<sup>117</sup>。なお、前述した「3 か条」のうち第 2 条の表記は「求められる」*invité* と記載されている。前日 (3 月 30 日) の議会で承認された区行政における委員会発足の件について、早くも委員を選出して区内に発表したのである。このように、第 12 区ではコミューン議会における決定を、3 月 31 日の時点では肯定的に受け止め、区内に周知した様子がみえてくる。

第 17 区では、「第 17 区区役所委員会規則」 *Commission communale du XVIIe arrondissement* という区行政をおこなう委員会の規則を定め実施した<sup>118</sup>。この規則には、3 月 30 日に審議され承認されたコミューン議会と区行政の件についての記述はない。しかし、規則の内容はコミューン議会で審議された区行政のための委員会組織その

---

<sup>116</sup> Louis Magot (1819- ?). 宝石細工職人、第 12 区区委員会委員 *Commission communale*、クラブで、妻とともに活動 (*D. B. M. O. F.*, t. 7, p. 214)。

<sup>117</sup> *A. H. G.*, *Ly 27*, Ms. によれば区委員会委員として任命された委員には、この日 (3 月 31 日) に議員を辞職した J. フリュノーが、同日に区委員会委員に名を連ねている。議員から区委員会委員への鞍替えともとれる行動は、区委員会におけるイニシアチブを J. フリュノー (インターナショナル派) が握ろうとしたとみなされる行動である。

<sup>118</sup> Rougerie, <L'A. I. T. et le mouvement ouvrier à Paris pendant les événements de 1870-1871> ; *A. H. G.*, *Ly 27*, Ms. には第 17 区のこの規則についての警察調書として、Bozier 文書と Martine 文書があり、その内容は細部において若干異同がある。

ものについての規則である。全部で 7 か条と補則、付記事項より構成されている。

第 1 条では、区役所の主要業務を 11 に分類し、それぞれに責任者名を定めている。公教育 (Instruction communale) は、この第 1 条の第 8 項に定められており、担当者を J. ラマ Rama としている。第 2 条では、委員会の議長をコミューン議員が務めることになっているが、不在の場合は委員同士の互選で議長を選ぶことができるとされている。第 4 条ではコミューン議員はいつでも委員会を召集する権利があること、補則では、コミューン議員は交代で区役所に宿直することを定めている (4 月 13 日決定)。第 3 条と第 6 条は委員の義務を定めたもので、委員会への出席、受け持ち業務に関する文書による報告義務について述べている。第 5 条では、委員はそれぞれの受け持ち業務について、コミューン議会に対して義務を負うとされている。

このように、第 17 区では委員会の運営が、区において選出された委員に一定程度委ねられていた反面、その業務はあくまでもコミューン議会から委任されたものであること (第 5 条) を明記し、区行政が住民に対してコミューン議会から独立して責任を負う体制をとっていない点が注目される。この点、第 12 区とは微妙な差異がある。

一方、第 11 区については、西岡芳彦の論考「パリ・コミューンにおける地域組織の形成」があり<sup>119</sup>、第 12 区あるいは第 17 区の動きとは若干異なっている。西岡は第 11 区において「小評議会」が成立する過程を考察し、区の行政組織を定めたパリ・コミューン議会の決定は「文

---

<sup>119</sup> 西岡芳彦「パリ・コミューンにおける地域組織の形成」『明学佛文論叢』39、2006 年、42 頁。

言自体が曖昧」であり、区の行政組織の権限も「法的にきわめて曖昧」であったと指摘したうえで、区行政組織の創成過程ではコミューン議員は中心的役割を演じておらず、国民衛兵や警察関係の人物たちが軍事、警察権力の立場から区行政組織を形成しようとしたと指摘している。

4月22日のコミューン議会では、各区における公的扶助のために調査委員会 *Commission d'enquête* を立ち上げるべきかという審議がおこなわれた。F.オスタン（第19区選出議員）は「この委員会を、戦闘で亡くなった国民衛兵の妻や孤児となった子どもの救済のために、正式に立ち上げることを要求する。日々、われわれは区行政が機能していないことに気づかされている」と発言している<sup>120</sup>。しかし、この件では、すでに4月10日のコミューン議会で寡婦や孤児に対する年金、養育について議論したうえで布告を出し<sup>121</sup>、4月16日のコミューン議会では、G.ルフランセが戦死した国民衛兵の妻への給付金の支給を提案している<sup>122</sup>。さらに、18日のコミューン議会ではこの委員会を担当する委員としてA.ヴェルデュール、G.ルフランセ、B.マロンの3名を任命しているのである<sup>123</sup>。一方、4月11日に第4区で公けにされたピラには、前日のコミューン議会で決定し布告した命令 *décret* に基づいて、同区における調査委員会の委員を選出するために国民衛兵の出席を要請する声明が同区選出のコミューン議員5名（C.アムルー、A.アルヌール、A.クレマンズ、E.ジェラルダン、G.フランセ）の連名で既に発表

---

<sup>120</sup> *J.O.*, pp. 368-369. (le 22 avril 1871) ; *C.V.*, P46012.

<sup>121</sup> *Ibid.*, pp. 158-162. (le 10 avril 1871).

<sup>122</sup> *Ibid.*, p. 239. (le 16 avril, 1871).

<sup>123</sup> *Ibid.*, pp. 272-275. (le 18 avril, 1871).



されている<sup>124</sup>。そして、4月17日の官報には、第11区において調査委員会が正式に設置され（4月13日）、その事務所を発足させた（4月14日）という声明が掲載されている<sup>125</sup>。さらに決定的なのは、第10区の行政委員 *délégué à l'administration de la Maire*、A.モロー（Moreau）の声明である。コミューン議会における上記決定の3日前、4月7日に公けにされたこの声明ビラには、9日から、戦死した国民衛兵の寡婦、孤児、家庭に対する支援のための特別事務所を開設することを通知しているのである<sup>126</sup>。この他にも第15区が4月18日以来、同種の支援業務をおこなっている旨を住民に知らせる通知<sup>127</sup>、第10区における支援業務の紹介<sup>128</sup>がみられる。こうしてみると、公的扶助を目的とした区行政に関して、コミューン議会自体では議論はあっても実行がともなわず、同時に各区では現状に対応するために組織的な対応がすでに進んでいたことが示唆されている。実際に、警察調書を見ると<sup>129</sup>、第8区では寡婦年金調査委員会 *Commission d'enquête pour pension aux veuves* が設置され、6名の委員が任命されており、第12区でも23名、第19区の調査委員会 *Commission d'enquête* では

---

<sup>124</sup> *C.V.*, P45935.

<sup>125</sup> *J.O.*, pp. 287-288. (le 17 avril, 1871). 第11区は戦死した国民衛兵の遺児のための特別の学校を設置するため調査、委員会を設置し、物理的精神的に支援することを布告。

<sup>126</sup> *C.V.*, P45876.

<sup>127</sup> *Le Cri du Peuple*, no. 69. (le 9 mai 1871).

<sup>128</sup> *Ibid.*

<sup>129</sup> *AHG*, Ly16, Ly27, Mss.

1名が同様に任命されているのである。その委員の構成をみると第8区の委員は、ブシェ (Boucher)、ブレザン (Bouraisin)、プラン (Poulain)、プリュドム (Prudhomme)、リシャール (Richard,)、ヴォワニエ (Voignier) らの名前があがっている。ブシェは3月16日に同区で選挙管理委員会の委員に選ばれた経験があり、同区内における行政活動の実績があった。第19区の委員会はそのための職員を雇用し、E.ブルドゥル (Bourdoul) という名の職員1名が充てられている。

そして、4月26日にはJ.アンドリュウが「[区行政と]行動を統一し、業務を分担し力を合わせるために」(角カッコ[ ]内は本論文筆者の補記。)と前置きして、コミューン議会と区行政の関係について、ひとつの案を提出する<sup>130</sup>。この案は、以前に施行されたはずの区行政に関する規則(3月30日)をさらに具体的に定め、議員の選出区における権限を縮小し、軍事関係以外の業務は区の行政組織に任せようと意図されていた。しかし、この案は十分に審議されることなく、結論も出なかった。それにもかかわらず、5月8日に再度、まったく同一の案が提出されている<sup>131</sup>。それが次の案である。

第1条 各区から選出された議員は選出区において、国民衛兵の食糧供給と組織化という防衛の確保だけに専念すること。

---

<sup>130</sup> P.V.C., t. 1, pp. 501-502. (le 26 avril, 1871).

<sup>131</sup> Ibid., t. 2, p. 258. (le 8 mai 1871). この議事録は5月9日付け官報に転載されている。ただし、この転載記事では、第1条と第2条の「選出された議員」Les élus という語句がクラブ Les clubs という語句に誤って(故意に?)印刷されている。

第 2 条 各区役所の純粋な行政管理 *administration purement municipale des mairies* は、各区から選出された議員が任命する代表者たち *délégués* によっておこなわれること。

第 3 条 週に 3 回以上は会議を開かないこと。臨時会議は、10 人以上の要求によってのみ開催できること。

第 4 条 事前に区委員会 *commissions* での検討を経ずに、命令書草案 *projets de décrets* をコミューン議会に提出しないこと。

それにしても、なぜ二度も議会に提案されたのだろうか。しかも、二度目に提出された上記の案でも承認されなかったのである。一方、5 月 2 日の議会で軍事代表委員 *délégué à la Guerre* の G.クリュズレ<sup>132</sup> (Cluseret) から提案された、小代表委員会 *sous-délégation* の設置が審議されたことは<sup>133</sup>、それまで区行政との関係を審議してきた経緯からするとやや唐突な印象を拭えない。

軍事代表委員が提案した、この小代表委員会とは、各区での住民状況の把握と反コミューン派の調査等のために設置され、その業務は、住民調査、身分証明書の発行、反コミューン派の追跡、地区の馬の数と空き家のアパルトマンの把握、武器弾薬の搜索、砲撃された時の避難場所の明示をおこなうものとされた。また、この小代表委員会委員を各区で任命し、それをコミューンの執行委員会 *commission exécutive* の直接の指示で動かすとされた。この提案については各議員からさまざまな意

---

<sup>132</sup> Gustave Cluseret (1823-1900). 軍人、インター会員、補欠選挙で第 18 区選出議員になり、軍事代表委員、執行委員を歴任。

<sup>133</sup> *P. V. C., t. 2, p. 46. (le 2 mai 1871).*

見が提出された。第 19 区選出議員の F.オスタンは、すでに同区（第 19 区）では同様の組織が存在しているとし、L.ドルールは第 18 区を模範にすべきである主張した。この件は、当初の審議では命令 *décret* という案だったが、最終的に通知 *circulaire* という扱いで処理することに落ち着いた。この議事録には G.クールベの発言が記録されているが、そのほとんどは削除されているという注記が議事録の欄外にある<sup>134</sup>。またこの回（5 月 2 日）の議会の記録の多くは改ざんや修正がなされているという注記もある<sup>135</sup>。これらの錯綜した審議状況は、コミューン議会内の多数派と少数派議員の内紛がその原因であると推測されるが、5 月 2 日の案では区における小委員会を指揮するのは各区選出議員ではなくコミューン議会の「執行委員会」としており、コミューン議会の権限を強化し、区行政の末端まで浸透させる意図があった。同時に、各区の有権者によって選出された議員の権限を縮小することも企図されていたのである。

しかし、このような強硬な議会の姿勢によって、コミューン議会の決定や意思を各区の現場へ円滑に貫徹することにつながったのであろうか。

一例を挙げれば、5 月 17 日の議会で決定された、区行政当局に対する E.ヴァイヤンの宗教施設に関する報告命令も、区行政との関係をめぐる議論のなかで提案されたものであるが<sup>136</sup>、第一節で考察したように<sup>137</sup>、決して円滑な施行にはつながらなかったのである。

---

<sup>134</sup> *Ibid.*, p. 47. (le 2 mai 1871).

<sup>135</sup> *Ibid.*

<sup>136</sup> *J.O.*, pp. 402-403, 407. (le 17 mai 1871).

<sup>137</sup> 本論文第 1 章第 1 節を参照。

その一方で、ある程度は議会における審議が区の行政に影響力をもったことを推測させる区もある。それらの区では、区選出のコミューン議員が区の行政組織、例えば区代表委員会 *délégation municipale* や区行政委員会 *commission municipale* を置き、コミューン議員が区行政委員会に影響力を行使していた。第 7 区もその例のひとつであるが、コミューン議員 R.ユルバンは、委員会を組織し、強力な執行体制を築いた。

区によっては、前記の区代表委員会の代わりに、小委員会 *sous-comité* という名称の組織をおいているところもあった（第 11 区、15 区、19 区）。この名称は多くの区で国民衛兵中央委員会 *comité central* が各区に置いた中央委員会小委員会 *sous-comité* と同一名称なので紛らわしいが、議会では度々、この国民衛兵の小委員会の権限逸脱をめぐって強硬な意見が交わされた<sup>138</sup>。

## 2. 区教育委員会と学校

ここで各区の教育の現場に目を移してみよう。パリ・コミューンの発足から 3 週間が過ぎようとしていた時期、市内各区、地域ではそれぞれに区行政の一部として教育行政に関する組織、その多くは「教育委員会」*commission d'enseignement* という名称の組織を形成していた。第 3 区、第 7 区、第 8 区、第 12 区、第 17 区の 5 区における委員会設置の状況、特色、現場の動向などを考察し、区の教育行政の多様性を確認するとともに、教育行政と学校との関係についても考察する。

---

<sup>138</sup> P.V.C., t. 1, pp. 152-153 (le 9 avril, 1871), p. 473 (le 25 avril, 1871), etc.

第 3 区では、警察調書によれば教育委員会 *Commission d'enseignement* が設置され、マジエンタ大通り 136 番地に居住するブリュイ (*Bruit*) が区教育委員会視学官 *inspecteur* を務めていた<sup>139</sup>。

また、この教育委員会のもとで「学校委員会」*Commission des écoles* が設置され、孤児院の教育を非宗教化することを声明として発表したビラがある。このビラには、委員長にビバル (*Bibal*)、委員にデュバール (*Dubard*) とドディオ (*Dediot*) の 2 名を、事務局長に L. ジャコブ (*Jacob*) を任命したことが記されており、組織的な教育行政を推進していたことがわかる<sup>140</sup>。このビラには声明を発表した正確な日付は記載されていないが、印刷の日付があり、官報に転載された日付 (5 月 18 日) から<sup>141</sup>、E. ヴァイヤンが代表を務める第二次教育委員会の発足の後のことであったものと推測される。第二次教育委員会が発足し、E. ヴァイヤンが「教育に関わる事柄は、コミューン議員である市民 Ed. ヴァイヤンの署名が無いものは、いかなる命令も有効ではない、それ以前のものも有効性をもたない」と宣言し (4 月 23 日)<sup>142</sup>、教育に関わる権限の集中化を図った後でさえも、第 3 区では独自に「学校委

---

<sup>139</sup> A.H.G., Ly27, Ms.

<sup>140</sup> *Ibid.*によれば、ビバルは区の搜索委員会代表委員を、L. ジャコブは事務局長、ドディオは事務局を務めていた。

<sup>141</sup> *M.P.F. 1874*, t. 2, p. 339 に収録されているポスターには「学校委員会」の任命に関する記事の冒頭に長文の声明が付されており、印刷日付は「1871 年 5 月」となっている。同様の記事が官報に掲載されている (*J.O.*, p. 593.(le 18 mai, 1871))。

<sup>142</sup> *J.O.*, p. 348.(le 23 avril, 1871).

員会」を設置し、区の主導による教育体制の確立を目指していたことになる。しかも、E.ヴァイヤンによる、このような宣言がおこなわれたその日に、第3区のコミューン議員たちは連名で、3カ所の学校（フェルディナン・ベルトゥ街、ヌーヴ-ブール-ラベ街、ベアルン街）を非宗教系学校へと改組するために教員の入替をおこない、「私たちの国の未来のため、これらの教師たちが共和国に対する権利と義務を市民に教えること」を期待していると発表している<sup>143</sup>。その後、4月28にも公立学校に通う児童の学用品の無償化を発表し、「今後は教育に必要なすべての学用品は無償にて、市からそれを受け取る教師から与えられる。教師たちは、いかなる口実であろうとも、児童たちに学用品の費用を支払わせてはならない」と宣言した<sup>144</sup>。

この警察調書にはこのほか、18名の男性教員のリストも掲載されている。女性教員についても、L.マニエール夫人（Léonie Manière）<sup>145</sup>がチュレンヌ街38番地に女性の職業教育と学校を兼ねた施設の設置を計画し、

若い女性たちが科学的な教育を受け、修了するための作業場・学校を設置し、本格的な職業教育をそこで実施する。この目的の実現のために、知的な労働や現場の労働ができる労働者グループ

---

<sup>143</sup> *Ibid.*, p. 350. (le 23 avril, 1871), p. 626. (le 21 mai, 1871) には、4月16日に聖職者の教員と入れ替わったとの記事（5月19日付）がある。

<sup>144</sup> *M.P.F. 1874*, t. 2, p. 378 ; *C.V.*, P46207.

<sup>145</sup> FAURÉ, Christine, (ed.), *Political and historical encyclopedia of women*, New York, 2003, p. 246.

を、次に女性教師、教師の資格がある婦人グループを選出して組織する（後略）、

という記事が『ル-ヴァンジュール』紙<sup>146</sup>（4月3日）に掲載されている。また、この計画をその前日に区役所へ既に提出したというのである。なお、同じ記事が、『ラ・コミューヌ』紙<sup>147</sup>（4月4日）にもみられる。

第3区について、このほか、官報に同区内のチュルゴ校で、教育の改革について教師と両親が意見交換をおこなう集会の開催を度々呼びかけた記事（4月9日、14日、19日）<sup>148</sup>、二日間休校にしていたチュルゴ校とコルベール校の授業を、通常時間どおり再開したという記事（5月15日）<sup>149</sup>、チュルゴ校校長名による、博物学の授業を担当するポストが空席であることを知らせる記事（5月18日）<sup>150</sup>がある。

第7区でも、教育委員会 *Commission d'enseignement* が設置され、コミューン議員 R.ユルバンが区の教育代表委員 *délégué à l'enseignement* を務め、ヴェベール (Vebert) が第7区学校視学代表委員 *délégué à l'inspection des écoles du 7<sup>e</sup> arrondissement* として委員会を構成していた<sup>151</sup>。国防省文書館には、R.ユルバンが地

---

<sup>146</sup> *Le Vengeur*, No. 5, p. 2. (le 3 avril, 1871).

<sup>147</sup> *La Commune*, No. 16. (le 4 avril, 1871).

<sup>148</sup> *J.O.*, p. 202. (le 9 avril, 1871) ; *ibid.*, p. 261. (le 14 avril, 1871).

<sup>149</sup> *Ibid.*, p. 575. (le 17 mai, 1871).

<sup>150</sup> *Ibid.*, p. 601. (le 18 mai, 1871).

<sup>151</sup> *A.H.G.*, Ly27, Ms.



区の警視フルニエ (Fournier) に対して公立の宗教教育施設を厳格に管理するよう要請するとの書簡とヴェベールが署名した 4 月中の教員給与支払い状況報告書が 7 通所蔵されている<sup>152</sup>。

R.ユルバンは自身が教員であり、第一次教育委員会の委員でもあったので、特に教育政策には熱心だった。父も姉も教育にたずさわる、教育者一家であった。議会での精力的な活動と併行して、彼のもとにコルドニエ (Cordonnier) という名の個人秘書をおき、友人で国民衛兵中央委員の J.アンドル (Endres)<sup>153</sup> を区行政の執行部に加えて強力な体制を築いた。これらの人物は、プレ-オ-クレル・クラブ Pre-au-Clerc で R.ユルバンと一緒に、前年から活動していた仲間でもある。第一次教育委員を退任した後も、同区サン-ドミニク街の公立修道会系女子学校から女子修道士たちを追放し、公立世俗校に変え、教歴のある姉 Mme.デュポン (Dupont Hortense) を校長に、副校長に J.アンドルの娘を就任させるなど、区教育行政に辣腕をふるった<sup>154</sup>。M.ドマンジェは、「[R.ユルバンが]4 月 17 日から 24 日にかけて区内の学校の宗教的シンボルや偶像を破壊し、聖職者教員の追放と搜索を強引に実施した」(角カッコ[ ]内は本論文筆者の補記による。)と述べている<sup>155</sup>。

---

<sup>152</sup> *Ibid.* これらの報告書には、第 7 区内の公立非宗教系女子学校の教員への給与明細書も含まれている。

<sup>153</sup> Jules Endres (1828- ?). 彫刻家、プレ-オ-クレル・クラブ会員として活動。区行政委員会の委員 (*D.B.M.O.F.*, t. 5, p. 460)。

<sup>154</sup> Mme. Hortense Dupont (1829- ?). R.ユルバンの姉 (*D.B.M.O.F.*, t. 5, pp. 422-423)。

<sup>155</sup> M. Dommaget, *op.cit.*, p.65.

J.ユルバンが署名した、5月20日付の書簡には、宛名は不明だが同区内の数校の公立学校の修繕を要請し、その施設名が記されており<sup>156</sup>、ラモット-ピケ大通り10番地（校長ベルラン）、ドミニク街187番地（校長 Mme.デュポン）、クレール街4番地（保育園）、ラス-カズ街（校長ラグランジュ）の学校の名前があげられている。

なお、前記の4月中の給与支払の明細書には学校名、住所、校長等の名、年収、月収、年金控除額、手取り額、給与受取りの署名欄があり、各教員が受領した際の署名がある。バック街119番地非宗教系公立女子校（校長ルクレル Mme.Leclerc、以下、校長名省略）、ラ-モット-ピケ通り10番地非宗教公立系女子校、ヴァレンヌ街39番地幼稚園、サクス街261番地幼稚園、ルクレル街4番地幼稚園、ヴァノー街48番地幼稚園、バック街119番地非宗教系公立男子校、ラ-モット-ピケ街10番地非宗教系公立男子校、合せて公立男子校2校、公立女子校2校、幼稚園4校で、いずれの明細書も責任者ヴェベールの署名と5月9日という日付が付されている。ちなみに、女子校の校長は全員が女性、男子校は男性である。

これらの明細書によれば、男性校長 *directeur* の年収は2,400フラン、女性校長 *directrice* は1,200～1,800フラン（1校のみ2,400フラン）、男性教頭 *directeur adjoint* は1,400～1,600フラン、女性教頭 *directrice adjointe* は1,000～1,400フランである。この時期の賃金に関する、フランス労働・社会保障省 *Ministère du travail et*

---

<sup>156</sup> A.H.G., Ly22, Ms.

de la prévoyance sociale の統計 によれば<sup>157</sup>、1870 年の 4 人家族の労働者の最低生活費は 1,130 フランであったとされる。それを勘案すると、公立学校の校長、教頭の給与は決して高いものではなかったことが分かる。特に、女性の教頭たちの給与は低く、さらには一般の教員、助教たちの給与を推測すると、教職関係者の社会的、経済的地位の低さを容易に想像できる。

ちなみに、パリ・コミューン議会は、教員の給料が「あまりに薄給であることに鑑み」て、校長の賃金を 2,000 フラン、助教を 1,500 フラン以上とし、男女の差別を撤廃すると宣言したことが 5 月 21 日付の『ル-クリ-デュ-プープル』紙に掲載されている<sup>158</sup>。

第 8 区は、第二次教育委員会代表の E. ヴァイヤンを選出した区でもあり、その組織と活動は多彩であった。

警察調書によれば<sup>159</sup>、区の教育行政を担当するメンバーとして、レヴェク (Lévêque、教師、マルゼルブ街 24 番地の学校の調査担当)、エドゥアール (Edouard、教育担当職員)、E. アンドレ (André、教育組織化委員会委員)、アストリュク (Astruc、コルベール校校長)、F. ペパン (Pépin、教育行政担当)、コンスタン=マルタン (Constin

---

<sup>157</sup> Ministère du travail et de la prévoyance sociale, *Statistique générale de la France, Salaires et coût de l'existence : à diverses époques, jusqu'en 1910*, Paris, 1911, p. 105.

<sup>158</sup> *Le Cri du Peuple*, no. 81, p. 2. (le 21 mai, 1871). ただし、この宣言は、理由は不明だが、議事録 (P.V.C.) には収録されていない。

<sup>159</sup> A.H.G., Ly16.

Martin、教育代表委員会事務局長)、サピア夫人(Mme. Sapia、女性視学官)、ロダン(Rodem、役職不明)の8名が記載されている。

さらに、各学校の男性校長と男性教員の名前が掲載されており、ビアンフザンス街14番地公立非宗教系校(校長オブリ Aubry、以下校長および教員名省略)、フォブール-サン-トノレ184番地公立非宗教系学校、エキュリエ-ダルトワ街39番地プロテスタント系学校、アストル街14番地プロテスタント系学校、マルゼルブ街学校、フロランス街学校、モンソー街学校、ビアンフザンス街学校デッサン教習所である。

続いて、女性校長と女性教員の名前が掲載されている。エキュリエ-ダルトワ街39番地プロテスタント系学校(校長ルポワ Mme. Lepoids、以下ビアンフザンス街14番地校を除き、校長および教員名省略)、アストル街14番地プロテスタント系学校、ポンチュー街47番地非宗教系幼稚園、ビアンフザンス街14番地学校(教員ヴィヴィアン Mlle. Vivien 以下5名)、ビアンフザンス街14番地(教員ジュリー=ユゲ Mme. Julie Huguet 以下4名)、エキュリエ-ダルトワ40番地学校、アットウッチ街35番地学校である。ここで、ビアンフザンス街の女子学校が二つに分けて記載されているのは、区の教育政策として非宗教化が進められており、既設の修道会系女子学校と非宗教系女子学校の途中経過が掲載されていたか、あるいは同じ敷地に建物が二つに分かれて併存していたなどの理由が推察される。ビアンフザンス街学校の教員 G.

ヴィヴィアン (Vivien) <sup>160</sup> は、区長 J.アリクス の命によって、同校の監督 (direction) を任されていた。

第 8 区は、区の教育行政の責任者 (E.ヴァイヤン) がパリ・コミューンの教育政策の責任者を兼ね、区行政の事務局 (C.マルタン) が同じくパリ・コミューンの教育委員会の事務局を兼ね、区の教育行政の委員 (サピア夫人) もパリ・コミューンの教育検討委員会の委員を兼ねていた。パリ・コミューンが推進する教育政策を実行するための最高の条件を満たした、特別な組織上の特徴をもつ区であった。

4 月 27 日には、第 8 区選出議員で「区長業務執行」という職名の下、J.アリクス は声明を發表し<sup>161</sup>、実際の食料の配給数から学校に在籍する児童の数を差し引いた結果、児童の半分以上が学校に在籍していないことを明らかにした。さらに、修道会系学校では男子校、女子校ともに休校状態になっている学校があつて、児童の授業が滞っていることを、以下のように、公表したのである。全文をここに引用する。

#### 第 8 区区役所 公立学校

父兄、教育友の会、児童たちへ。

私たちの区の公立学校は多数あり、うまく運営されています。

しかしながら、児童の数からすると不十分です。

区の統計について肉の配給カードに基づいて作成した明細書に

---

<sup>160</sup> Geneviève Vivien(? - ?). 女性の社会的保護と権利擁護の活動に従事し、女性の労働と教育を組織するための委員会である女性委員会 Comité des femmes の会計係を務めた (D.B.M.O.F., t. 9, p. 335)。

<sup>161</sup> J.O., p. 424.(le 30 avril 1871).

よれば、本区において教育を受けるべき子どもの人数、7歳から15歳の男女は、6,251名になります。

公立の学校が14で、非宗教系、修道会系、プロテスタント系は、しかしながら、男子1,453名、女子1,577名、合せて3,030名しか収容していません。その差、3,221名は…その両親がそのお金で教育しなければならない子どもたちを、ここで差し引かねばならないのは3,221名の子どもたちという差です。確かに考慮の余地はありますが、この差は、3歳から5歳そして5歳から7歳の子どもたちの数を計算したものを足した数字です。しかし、ここでは公立学校、幼稚園、託児所は別の課題であると、触れないことにします。

しかしながら、上記に掲げた3,030名の児童の数字には、3歳から7歳の子どもたちを受け入れている当区の2か所の幼稚園に通う子どもたち271名を計算に入れていません。

当区に設置されている公立学校は、このように不十分なうえに、ピアンフザンス街の女子学校は運営されずに閉鎖されていましたが、この学校を我々は再開しました。

一方、いま我々が置かれている状況は、私立学校がほとんど運営されておらず、公立か私立の学校へすべての児童を入学させることを促すということが急がれています。今週、この重要な事業について声明を出してきました。5歳から7歳の子どもたちはすべて、教育してきたか、あるいはされてきたかを証明できない場合は、意向の如何を問わず、ただちに学校へ入れねばなりません。旧制度の学校について。

旧制度の学校に対しては、我々は我々自身の手で、適切に運営

され機能しているかどうかを確認することができました。

宗教系の学校、3校の男子校は、多数の児童を収容していますが、その原因を知る由もありませんが、教育活動を中止しています。子どもたちを路上に放任することを避けるため、私塾の先生たちに授業をしてもらうよう声明を出さねばならなりませんでした。正規の教員たちが職務を放棄したと思われる教育施設が2校で明らかになりました。このような状態にあって、現在運営されている公立学校は、少なくとも1校ですが、学校自体で教育の変革をおこなうべきとの通知をする必要があります。そして、放棄された2校に必要な再編をこの際提案します。

新制度の学校について。

ピアンフザンス街の女子校は、新制度の学校の第1校目となり、改革を開始することが期待されます。このために、我々自身が実際の教育に寄与することを提案し、児童たちが新しい教育の重要性を最もよく理解している人物であると思われ、天分に恵まれた女性教師であるジュヌヴィエーヴ・ヴィヴィアン校長を選任しました。

予備的な調整が終わり次第、教育課程が公開されることとなります。児童は幼児から始めるので、3歳から受入れることとなります。

5歳から7歳の子どもたちに対しては、読み、書き、計算と正字法がまず修得すべき科目であり、規則に従い、公立学校は7歳の児童以外は現在受け入れていませんが、今後おこなうべき完全に新しい教育における改革ではそのようになります。

この学校の授業は、編成され、両親や教師たちがその意向に従

っておこない、支援できるように、公表されます。

師範学校について。

この種の初等師範学校の設置とともに、すでに体育師範学校を設置しました。

数日のうちに、すべての師範学校における正規科目として体育を取り入れることになるでしょう。

同様の措置は、音楽とデッサンにおいてもとられることになるでしょう。

入学手続きと受入れ手続き。

慣例に従えば、児童の入学手続きは区役所でおこなうこととなりますが、現在は、時間の無駄ですし、不可能でもあります。学校へ行こうとする子どもたちは学校へ直接行って、入学手続きし、受け入れてもらいます。両親と子どもたちは、どうか遅くならないように、自身で手続きに行ってください。

ピアンフザンス街の女子学校については、入学手続きは5歳以上の子どもたちを対象に受け入れをおこないます。

すべての授業の編成について、少しずつ、今後通知する予定です。最後に、結論となりますが、この事業において我々を支援するよう、すべての良心、すべての知性に切なる訴えをおこないます。この事業、すなわち、最後には開花すると期待される「子どもたちのための教育の科学的、実際の改革の同時実現」という我々の一生の夢です。

我々が創設した、パリ社会コミュニケーション協会は、啓蒙と委員を通



じて支援するでしょう<sup>162</sup>。

我々の事業のためであることはもとより、我々が教育することを望み、やがては働いてもらうことを期待する、子どもたちと家庭のために、すべて善意に基づき、これらの教育を勧めるのです。

パリ、1871年4月27日

パリ・コミューン議員、区長業務執行 ジュール=アリクス。

パリ・コミューンの下における第8区の行政は、教育改革、とくに教育の非宗教化（ライシテ）を進めようとしたことが、この声明によく表れている。また、この教育改革においては、行政組織が独善的に推進するのではなく、学校の教員や児童の両親とともに改革をしようと試みる姿勢もこの声明にみられる。その後も、5月5日には、女子のための新教育学校、職業教育のための特別学校の設置、暫定クラスの発足についての声明をコミューン議員 J.アリクスの名で出しており、5月8日には新公立女子学校をピアンフザンス街に設置し、この学校では、5～7歳、7～9歳、9～12歳の女子を受け入れことを発表した<sup>163</sup>。

国防省文書館に所蔵されている、この他の警察調書によれば<sup>164</sup>、第8区の教育担当者の筆頭にあげられたレヴェクの担当はマルゼルブ街

---

<sup>162</sup> 4月23日に、パリ社会コミューン協会 *Société la Commune Sociale de Paris* の女性委員会と新教育協会の合同委員会が第8区役所で、「社会福祉と教育」というテーマで開催されている (*Le Cri du Peuple*, no. 52. le 22 avril, 1871, p. 2.)。

<sup>163</sup> *J.O.*, pp. 502–503. (le 8 mai 1871)

<sup>164</sup> *A.H.G.*, Ly27, Ms.

24 番地の学校の調査とされているが<sup>165</sup>、この学校は修道会系の男子校で、児童数が 260 名を数え、規模も大きい。このマルゼルブ街には 22 番地に、同じく修道会系女子校があり、こちらは児童数 436 名の大規模校だった。さらに、34 番地には、170 名の女子幼稚園があり、3 カ所の施設を合せると 900 名に近い児童数となる。第 8 区の非宗教系女子学校はフォブール-サン-トノレ街 154 番地の女子校のみで、その児童数は 195 名だったのに対して、区全体の宗教系学校は 5 校もあり、その児童数は合計 1,111 名にのぼった。このような状況を前にして、最も規模の大きなマルゼルブ街の学校をターゲットにして調査を進め、非宗教化への改編の道を模索したのである<sup>166</sup>。

なお、5 月 8 日付の官報には、

新制度によって開校するピアンフザンス街 14 番地女子校が 5

---

<sup>165</sup> レヴェクは、クルセル街 34 番地の修道会系孤児院を「新教育」*Éducation nouvelle* 主義の観点から再編し、5 月 8 日の週から男子を受け入れるよう任命されたとされている。この件については、官報 (*J.O.*, p. 500, ( le 8 mai, 1871 ) ) に記事が掲載されている (*D.B.M.O.F.*, t. 7, p. 151)。

<sup>166</sup> 1863 年の統計によれば、セーヌ-エ-オワーズ県の公教育における修道女教員の割合は 64%、オット-ロワール県では 93%、ブシュ-デュ-ローヌ県では 91%であった。地域による差異はあるものの、公教育における修道女教員が占める割合は高かった (*A.T.Quartararo, Women teachers and popular education in nineteenth-century France, Newark, 1995, p. 79*) 。

月 8 日から新入生の登録を受付け、15 日から授業を開始するというお知らせと、デッサン授業をおこなう学校をピアンフザンス街 14 番地からモンソー街 24 番地へ移転しておこなうこと、クルセル街 34 番地の修道会系幼稚園を「新教育」の理念に基づいて新たにレヴェク校長の管理の下で男子校として発足すること、同時にこのモンソー街校の敷地に女性のための作業場を設置し、女子孤児と仕事のない若年女子のための孤児院兼学校を設置すること、教育の義務と無償ということは言葉だけの空事ではなく、教員には満足するという可能性をもたらし、両親にはそれを役に立てるという必要性をもたらすのである、

という記事が掲載されている<sup>167</sup>。

このモンソー街の公立学校の開校は、第 8 区の教育行政にとり、ひとつのメルクマールとする事業であった。この学校で掲揚するための赤旗の交付証<sup>168</sup>があり、助役 A. ルバが署名している。さらに、同区内のメッシーヌ小公園に設置するもう一本の赤旗の交付証には同区教育代表委員の E. レヴェクの署名があり<sup>169</sup>、区の助役と教育代表委員がともに赤旗の受領をおこなっていたのである。

その一方で、E. レヴェクは、フロランス街の修道会系男子校からの学用品の請求に対して、それに応えて査定のうえ、支給を決定している

---

<sup>167</sup> *J.O.*, pp. 502-503. (le 8 mai, 1871).

<sup>168</sup> Bon pour un drapeau rouge, École communale, 34, rue de Monceau (le 6 mai, 1871) (*A.H.G.*, 8J 10 d548, Ms.)

<sup>169</sup> *A.H.G.*, 8J 10 d548. Ms.

170。また、サントノレ街の非宗教系公立校の校長コスト（Costes）が4月8日に書いた欠勤についての弁明の書簡を受け取っている<sup>171</sup>。修道会系の男子校に対する学用品の支給は、修道会系学校に対する第8区の教育行政の厳しい姿勢を示す好機となるはずで、パリ・コミューン自体は非宗教化を強力に進めており、しかも第8区にはE.ヴァイヤンがいて、4月下旬から教育代表委員に就任していたのである。これらの事情を勘案すると、5月に入ってから第8区における教育行政の現場は混乱を避けることができなかつたのではないだろうか。E.ヴァイヤンは、パリ・コミューン教育委員会の代表として、パリ全区の行政に対して数回にわたり修道会系教員を学校から追放するよう命じているのである。しかし、彼の足もとの第8区にあっては、急激な変化を避けながらも、着実に改革をすすめるようとしたコミューン議員J.アリクスや区行政の教育担当者そして現場の教員たちがいた。地域で教育改革を進めていた人びとにとって、一気に改革を進めようとするコミューン議会の教育政策は強引な押しつけと受け止められた可能性がある。

第12区の教育行政は、警察調書によれば、教育監督代表委員 *délégué à la direction de l'enseignement* と教育委員会 *commission d'enseignement* の組織があり、代表委員はドドーズ（Dedoze）が就き、教育委員会の事務局はマニエ夫人（Mme.Manière）が担当していた<sup>172</sup>。この警察調書には同区内の各学校の教員名も記載されており、男子校としては、ナティヴィテ広場5

---

<sup>170</sup> A.H.G., Ly16, Ms.

<sup>171</sup> *Ibid.*

<sup>172</sup> A.H.G., Ly 27, Ms.

番地校（校長ジュール=ボナン Jules Bonnain、以下校長名および教員名省略）、ルイリ街 39 番地公立学校、アリグル街 5 番地、ランデヴー街 53 番地、女子校としては、パサージュ-コルビス、アリグル街 5 番地、ナティヴィテ広場 9 番地、トラヴェルシエール-サン-タントワーヌ街 37 番地幼稚園、ルイリ街 17 番地が記されている。なお、4 月 27 日の官報には、以下のような声明が発表された<sup>173</sup>。

キリスト教系学校の僧、尼僧たちはその職務を放棄した。

すべての非聖職者教師に、区役所の事務総局へ出頭することを要請する。

私たちはこの不備がすぐにも埋められることを望む。同時に、非宗教的で、無償、義務の教育を決定的に成功させることが課せられている、それ以上の重大なことはないと各自が考えるべきであることを期待している。

無知と不正義が今後は啓蒙と法にその席を譲らねばならない。

第 12 区による、公教育の非宗教化に関するこの呼びかけに応じて、教師から求職があり、4 月 27 日以後だけでも、27 日（4 名）、29 日（1 名）、30 日（2 名）、5 月 3 日（以後、13 日まで各 1 名）、5 日、8 日、10 日、11 日、13 日の記録がある<sup>174</sup>。

5 月 17 日の区行政委員の会合議事録 *Séance des Membres et délégués Municipales du 12<sup>e</sup> arrondissement* には、孤児院の職員

---

<sup>173</sup> *J.O.*, p. 396. (le 27 avril, 1871).

<sup>174</sup> *A.H.G.*, *Ly 27*, Ms.

と女性教員への給与支払いの件、ルイリ街公立学校の問題について検討するために L. マゴ、O. ラカット、A.リアズの 3 名からなる委員会を設置すること、などを議題としたことが記されている<sup>175</sup>。ちなみに、この日の区行政委員会は議長をコミュン議員フィリップ<sup>176</sup> (Philippe) が、書記を N.ソヴァージュ<sup>177</sup> (Sauvage)、J.デカンの 2 名、事務局を A.リアズが務めた。議事録の冒頭には、「コミュン議員と区行政委員の連絡を図り、…」と記されている。また、A.リアズは反教権主義の立場から教育の非宗教化活動に取り組み、M. ティネール<sup>178</sup> (Marguerite Tinayre) とともに、フォブール-サン-タントワヌ街の「ウジェーヌ・ナポレオン孤児院」の経営に参加したことで知られている<sup>179</sup>。

第 17 区では、区の行政組織として区委員会 *Commission communale* を設置し、教育を担当する代表委員 *délégué* に J.ラマを

---

<sup>175</sup> *Ibid.*

<sup>176</sup> Philippe (dit, Jean Fenouillas, 1830-1873). 元ワイン仲買人、第 12 区選出コミュン議員、国民衛兵中央委員会委員長。軍事法廷の判決により銃殺に処せられた (*D.B.M.O.F.*, t. 6, p. 34)。

<sup>177</sup> Nicolas Sauvage (1841- ?). 第 12 師団委員会、第 12 区共和主義委員会、第 12 区行政委員会委員 *Commission municipale* として活動 (*D.B.M.O.F.*, t. 9, p. 96)。

<sup>178</sup> Marguerite Tinayre (1831-1895). 帝政下において女子教育の発展のために活動した女性教育運動家、女流小説家。

<sup>179</sup> *D.B.M.O.F.*, t. 7, Paris, 1970, p. 204.

任命したことは、前述した通りである。警察調書には<sup>180</sup>、「教育に関する区委員会規則」 *Réglement de la Commission communale d'enseignements divers* という言及があるほか、4月12日の記録として、「水曜日、午後4時、サルヌーヴ-パティニョル街19番地の孤児院のアタナーズ師、568フラン10サンチーム」<sup>181</sup>、「男女教員数31名」、「学校用地」というメモがある。この「教育に関する委員会規則」は、その詳細が調査では見つからず内容は不明であるが、前述した区委員会規則 *Réglement de la Commission communale*<sup>182</sup>は軍事法廷の調書として現存するので、教育に関する委員会規則も同様に施行され、それに基づいて教育行政がおこなわれたものと推測される。

4月8日、J.ラマが修道会系公立学校について、「税金で維持されている」公教育施設は、非宗教（ライシテ）を基礎とした教育をすべきであると結論づけ、「宗教的、ドグマ的教育」をおこなう施設は、その宗教団体の私的な教育機関とみなすことになった。さらに、公教育施設で教育をおこなう教員は、「公教育における良心の自由の原則の厳格な適

---

<sup>180</sup> A.H.G., Ly 27.

<sup>181</sup> 神奈川大学所蔵、M. ヴイヨーム文庫収録史料 *Collection des Caricatures politiques de la Commune de Paris et Matériaux originaux de Maxime Vuillaume relatifs à la Commune de Paris dans la Bibliothèque de l'Université de Kanagawa* (Yokohama, 1991) に当該書簡がある。

<sup>182</sup> 本論文、第1章第2節で論述した。

用を受け入れる」ものとし、それができない場合は辞職するよう勧告した<sup>183</sup>。

このように、第 17 区では区行政について法的な整備をすすめたうえで、教育行政についてはパリ・コミューンが主張した非宗教化を着実に実行していたことが示されている。

一方、パリ・コミューン自体は、例えば教育施策を例にとると、国家と宗教の分離を布告しつつも、初等教育を含め公教育の非宗教性、無償制、初等教育の義務制を布告することはなかった<sup>184</sup>。

従来、パリ・コミューンの多くの施策が実行に移されなかったのは、政権を維持した期間が 72 日間という短期間であったこと、あるいは、議会内部における分裂闘争等にその原因があったという言説が定着していた。しかし、本節において明らかにしたように、それはパリ・コミューンの成立過程と構造自体にその要因があったのである。

構造という面からみれば、パリ・コミューンは議会で決定した施策の実行を、各区から選出された議員と区委員会に委ねていた。行政府の省庁に相当する各種の委員会（代表委員会）が設置されていたが、そこでは検討や立案をおこなうだけで、施行する権限も組織ももたなかった

---

<sup>183</sup> *J.O.*, p. 253.(le 13 avril, 1871).

<sup>184</sup> 1871 年 3 月 23 日開催のインターナショナル・パリ支部連合評議会で採択された声明には、無償制、非宗教性、総合教育が挙げられている。1871 年 5 月 9 日開催のインターナショナル・パリ支部キャリアール地区では、非宗教性の初等教育と職業教育、義務制、あらゆる教育段階の無償制の要求が掲げられている。



185。例えば、教育の非宗教化をおこなおうとした教育改革においては、教育委員会（文部行政組織に相当）から各区への通達や命令などは、ほとんどみられなかった。教育委員会代表を務めた E. ヴァイヤンが熱心に教育の非宗教化をすすめるようとし、代表委員として命令を執拗に発したが、区によって温度差があり、結果的に実施上で区ごとの大きな差異となって表れたのである。

### 3. 民衆の生活と教育観

各区において、地域の事情に応じ、教育行政がすすめられる中、民衆たちはどのような教育観をもち、学校に集まった児童はどのような実態に置かれていたのであろうか。

1866年に公表された調査によれば、フランス全土の学齢児童 500 万人のうち、90 万人が未就学であり、就学していてもその 34%（約 140 万人）は年に 6 ヶ月足らずしか出席しておらず、就学を終えた時点で 13%（約 53 万人）の児童は読み書きができないこと、26%（約 107

---

185 「コミューンは代議体ではなく、執行権であって同時に立法権を兼ねた行動体であった」（K. マルクス（木下半治訳）『フランスの内乱』（岩波、1952年）95頁）と翻訳されているが、原文は、<<The Commune was to be a working, not a parliamentary body, executive and legislative at the same time.（コミューンは代議体ではなく、実際的な執行体であって同時に立法体であるべきであった。）>>（翻訳および傍点は本論文筆者による）と記述されている。その後、大月書店版（村田陽一訳、1970年）では、「…行動的機関でならなければならなかった」（81頁）と訳されているが、木下訳は、現在も修正されず刊行されている。

万人)の児童は読み書きしかできなかったといわれている<sup>186</sup>。再び T. ルアの統計に戻って、パリの子どもたちの識字率(1872年)をみてみよう。6歳から20歳未満の年齢層約35.4万人の識字率は、読み書きのできない人数が約4万人(識字率89%)、読むことしかできない人数が約2万人(5%)である<sup>187</sup>。

一方、パリ商工会議所の1860年の統計では<sup>188</sup>、16歳未満の就労者は25,540人で、このうち男子の識字率は89%、女子は73%という数字が示されている。男子の識字率は成年男性の就労者の識字率87%をわずかに上回っているが、女子は成年女性の就労者の識字率87%とはかなりの落差がある。なお、この統計は15種の産業別の識字率を表したものであるが、成人男性は印刷業の識字率が98%で最高値、建設業が72%で最低値、平均すると87%になる。成人女性は貴金属産業の識字率が95%、建設産業が60%で、平均が87%となり、成人は男女とも100%の識字率の産業種別はない。これに対して、16歳未満の男子就労者では7種(食品、衣料、金属、精密器械、皮革、馬車、パリ特産品)の産業で識字率100%、女子就労者では12種(食品、建設、家具、衣料、金属、貴金属、精密器械、皮革、馬車、木工、パリ特産品、その他)の産業で識字率100%である。特に女子就労者の識字率につ

---

<sup>186</sup> 梅根悟監修『フランス教育史Ⅱ』(世界教育史大系10)(講談社、1975年)、99頁。

<sup>187</sup> T. Loua, *op.cit.*, pp. 49-53.

<sup>188</sup> Chambre de commerce et d'industrie de Paris, *Statistique de l'industrie à Paris résultant de l'enquête faite par la Chambre de Commerce pour l'année 1860*, Paris, 1864, p.41-43.

いては、解説が付されており、化学・陶器業（マッチ製造業）が 26% であるために全体の平均値が下がった、とその原因にふれている。

以上のとおり、統計表によって調査対象の年齢層、就労・非就労の区別などに相違があって細部では数値の比較や評価をめぐる議論の余地はあるが、おおむね子どもたちが置かれた当時の様相の一部を数値が反映しているといえよう。

次に、労働者の子どもたちの多くが社会に出る時、最初の機会とした徒弟修業 *apprentissage* について触れる。この当時、従来の徒弟修業制度が十分に機能しなくなっていたという指摘もあるが<sup>189</sup>、その実態はどうだったのだろうか。前記のパリ商工会議所の統計では、男子は約 70% が 3～4 年の徒弟修業を経験し、女子の約 75% が 2～3 年の徒弟修業を経験していることを示している。このように、女子の方が短い徒弟期間となっていたという状況はあるものの、徒弟修業自体は広く実施されていたという数字上のデータとなる。しかし、徒弟修業を公的な制度として認めるために、当局は徒弟修業の契約を結ぶように指導をしていたが、男子で契約を交わしていたのは約 26%、女子では約 15% 過ぎなかったという記載もみられる。G.デュビは、「見習奉公はもはや保護されず、職業技術は、同職組合のしきたりと卑劣な搾取とが堪えがたく入りまじったなかで、行きあたりばつたりに習得するしかない」とさえ、指摘している<sup>190</sup>。

---

<sup>189</sup> G.デュビー、R.マンドルー（前川貞次郎ほか訳）『フランス文化史Ⅲ』（人文書院、1970年）145頁。

<sup>190</sup> 同上書。

一方、子どもたちに教育の機会を与える立場上、決定的な役割を果たした両親はどのような社会的状況におかれていたのだろうか。いくつかの統計資料を基に確認する。

再び、T.ルアの統計を参照するが、1872年のパリの人口は約181万人で、20歳以上が131万人、20歳未満が50万人で、その詳細は、幼児（0-6歳）が15万人（8%）、青少年（6-20歳）が35万人（19%）、成人（20-60歳）が118万人（65%）、高齢者（60歳以上）が13万人（7%）である。勤労世代の割合が高い年齢構成となっていた<sup>191</sup>。

統計には、さらに、産業別の人口について、農業、工業、商業、運送業、自由業等、10種類に分類したうえで各区ごとの産業別人口の割合が示されている。それによれば、工業がトップで46%、商業が22%、不動産所有・金利生活者が13%、自由業5%等の割合になっていた。パリ市全体では、工業に従事する人口が圧倒的に多かったのである。

区ごとの特徴では、第11区ではパリ全体の工業の35%を占めており、同区に工業関係の産業が集中していることを示している。商業関係の産業は、第1区（9%）と第10区（9%）に多く、不動産所有・金利生活者は第8区（13%）、第9区（13%）が多い。公務員は第7区（22%）が突出している<sup>192</sup>。それぞれの区によって、行政地区、商業地区、工業地区など、住民と仕事場の関係に応じた特徴がみられる。さらに仕事上の社会的立場を統計化した、雇用主、使用人、労働者、日雇いの4つのカテゴリーに分けた統計では、第8区や第9区は同区全体

---

<sup>191</sup> T.Loua, *op.cit.*, pp. 51-53.

<sup>192</sup> *Ibid.*, p. 59.

に占める雇用主の割合はそれぞれ 64%、58%、労働者の割合は 12%、15%であるのに対して、第 11 区と第 12 区では雇用主が 23%、28%で、労働者は 60%、46%を占めていた。一方、第 5 区では雇用主が 34%で、労働者も 31%で、ほぼ均衡していた。このように区によって産業構造とともに社会階層が異なっていたのである。第 8 区と第 9 区、第 11 区と第 12 区、第 5 区、これらの区を仮に三つのカテゴリーに分けたとすれば、区ごとに住民の政治意識や社会意識、労働観、そして日常生活様式に大きな差異があったはずである。

次に、子どもの教育と直接に関連する両親の識字率を確認しておきたい。ここでは、詳細にみるために、小数点以下 2 位までの割合を示す。不動産所有・金利生活者が多い第 8 区、第 9 区で、読み書きができない 20 歳以上の人口は、それぞれ 1.38%と 2.67%とごく少ないが、第 11 区と第 12 区では 15.97%と 11.10%、第 5 区では 10.24%で、十倍以上の差がある。ちなみに、読み書きのできない人口の多い区としては、第 13 区 (21.82%)、第 15 区 (19.94%)、第 19 区 (19.57%)、第 20 区 (18.78%) があげられる。パリ全体では、平均すると、9.97%であった。

識字率については、前述のパリ商工業会議所の統計にもあるように<sup>193</sup>、40 万人の成人就労者 (16 歳以下を除く) を対象にした調査で読み書きのできない人口は 4 万 8 千人で、全体の 12%を占める。産業別統計では、建築関係 (27%)、皮革関係 (18%)、製糸・繊維関係 (16%)、馬車製造関係 (12%) が読み書きのできない人口の割合である。反対に、印刷業 (3%)、貴金属関係 (4%)、精密機器関係

---

<sup>193</sup> Chambre de commerce et d'industrie de Paris, *loc. cit.*

(5%)、食品関係・家具製造関係・パリ特産品関係(6%)は識字率が高い傾向にあった。これらの識字率は男女の差異もあり、もともと識字率が低い建築関係では男性識字率が約72%で、女性識字率はさらに低く、60%である。皮革関係では、男性が約78%、女性が92%で男女が逆転している。製糸・繊維関係では男性約87%、女性約79%、馬車製造関係では男性約89%、女性約69%である。男性と比較し、女性の識字率が産業ごとに大きく変化するのは、当該の産業における女性の役割が反映しているものと思われる。

同じく、1860年の統計で産業と収入の関連をみってみる。同統計書では、一日あたりの収入を集計し、その人数を示している。成人男性の就労人口は約29万人で、収入を3つのカテゴリーに分け、低所得層(1フラン以下~3フラン)が6万4千人(全体の22%)、中堅所得層(3フラン25サンチーム~6フラン)が21万2千人(73%)、高所得層(6フラン50サンチーム~20フラン)が1万5千人(5%)となっている。さらに、産業ごとの所得分布では、食品産業に占める低所得層は60%以上、化学・陶器業の低所得層は30%、被服業・繊維業・木工業・パリ特産品業の低所得層は25%を占めており、食品業の就労者の収入の低さが目をひく。食品業従事者のパリの区ごとの統計では、第4区、第11区、第18区が全体の22%を占めており、これらの貧困層をかかえていたことがわかる。一方、成人女性の就労人口は10万6千人という数字が示され、こちらも低所得層(50サンチーム以下~1フラン25サンチーム)、中堅所得層(1フラン50サンチーム~4フラン)、高所得層(4フラン50サンチーム~10フラン)というカテゴリで区分され、それぞれが16%、83%、1%の割合で構成されている。産業ごとの収入状況では、男性と同様に食品業では低所得層が45%を

占めており、同様の傾向がみられる。ただし、所得層を三つのカテゴリーに分けてはいるものの、男女間の収入の差に注目すべきであろう。男女の所得の差はこの統計表の作り方そのものからも明らかなように、収入は半分以下である。パリ商工会議所が作成した統計書そのものが、男女の収入の大きな差を是認するかたちで編集されているのである。

関連の統計として、労働・社会保障省 *Ministère du travail et de la prévoyance sociale* の統計<sup>194</sup>もあり、この統計による 1860 年の 4 人家族の労働者の最低生活費が 1,060 フラン（1870 年では 1,130 フラン）であったことを勘案すると、男女ともに前記の低所得層の生活は困難を極めたものと思われる。特に、単身女性の生計はほぼ不可能に近かったはずである。赤司道和は著書『19 世紀パリ社会史』の中で、多くの単身女性が生きていくためには、同棲相手を見つけるか、時には売春をするしかない社会・経済体制におかれていたという論述をおこなっている<sup>195</sup>。

第二帝政末期から第三共和政へとむかうパリの社会は、これら統計資料からも明らかなように、住民の一部は生計を立てることが困難な状況におかれる一方、地域（区）や職業、性差による歴然とした社会的格差が生じていた。

---

<sup>194</sup> *Ministère du travail et de la prévoyance sociale, Statistique générale de la France, Salaires et coût de l'existence : à diverses époques, jusqu'en 1910, Paris, 1911, p. 105 ; Anne Martin-Fugier, La place des bonnes, Paris, 1979, p. 91.*

<sup>195</sup> 赤司道和『19 世紀パリ社会史』（北海道大学図書刊行会，2004 年）92-93 頁。

識字率と職種、収入との関係を見ると、識字率の高い精密機械業や貴金属業では収入のもっとも大きな層が 5 フラン台にあるのに対して、識字率の低い食品産業、建築業、製糸繊維業、皮革業は 4 フラン台にとどまっている。年間労働日数が 300 日だとすれば、年収にして 300 フランの差がある。両親たちが社会のなかで実感するこのような賃金の格差が、その子どもたちに教育を受けさせ、社会的上昇を図るという動機のひとつになったことは想像に難くない。同時に、低所得層の社会意識のレベルが必ずしも高いわけではなく、むしろ、子どもに教育の機会を与える余裕がないことから、貧困層の再生産へと結びついたことも考えられる。

帝政崩壊後、共和派が掲げた改革に初等教育の改善をテーマとしたのは、このような社会的背景と密接に結びついていた。子どもを教育するために出費できる両親は限られており、修道会の影響下にある学校では教理問答などに多くの時間を費やすために実際的な授業が十分ではなかった<sup>196</sup>。それゆえに、教育改革の中心課題として、無償制と非宗教化が掲げられたのである。と、同時にこの社会、経済体制を根底から変革する運動が生まれた。特に、女性の立場の劣悪さは極まっており、これを改革するために女性たち自身が立ち上がり、それがパリ・コミューンの諸局面における女性の活動へと結びついていった。次に、第二帝政期

---

<sup>196</sup> 第 10 区のフォブール=サン=マルタン 157 番地の公立男子校では、非宗教化政策によって、読み、書き、文法、算数、メートル法、幾何学の初歩、地理、フランス史、理性的モラル、音楽、芸術デッサン、工業デッサンを教科科目とすることし、宗教的科目を廃止した(4月22日)(*M.P.F.1874*, t. 2, p. 325)。 (資料 3) として、初等教育教科科目の比較表を付した。



の初等教育を規定していた「ファルー法」の教科科目と、パリ・コミュニューンの後に初等教育の改革をおこなった J.フェリーの教科科目の比較表（資料 3）を付した。

（資料 3）初等教育教科科目の比較表

<b>ファルー法</b> 1850.03.15	<b>パリ・コミュニューン</b> 1871.04.22	<b>フェリー法</b> 1882.03.28
第23条 初等教育はつぎのものを含む。	パリ第10区フォール・サンマルタン157番地の区立男子校に関する声明	第1条 初等教育は次のものを含む。
<b>道徳および宗教教育</b>		
	理性的モラル	道徳・公民教育
読みかた、書きかた	読み、書き	読みかた、書きかた
フランス語の基礎	文法	国語とフランス文学の基礎知識
計算および法定度量衡法	算数、メートル法	
実地の演算に应用される算術	幾何学の初歩	
歴史と地理の基礎	地理、フランス史	地理学特にフランスの地理、歴史とくに現在までのフランスの歴史
		法律学・経済学の若干の日常的な基礎知識
日用に应用できる物理と博物の概要		自然科学・物理学・数学の基礎知識、それらの農業・衛生・工業技術・手仕事・主要な仕事の道具の利用への応用
農業・工業・衛生についての基礎的教育		
測量・水準測量		
用器画	芸術デッサン、工業デッサン	製図・塑像・音楽の基礎知識
唱歌	声楽	
体操		体育
		男子生徒の軍事教練
		女子生徒の針仕事

は必修科目を示す。

パリ・コミューンが形成される前後の社会運動において、女性たちの活動は必ずしも最初から順調に推移したわけではない。この時期のフランスの社会運動にもっとも大きな思想的影響をもっていたプルードンも

ロンドンに本部があったインターナショナルも当初、一般女性の社会的進出を援助するどころか、否定的見解を表明していた<sup>197</sup>。そのため、インターナショナルの影響下にある労働組合でも女性の加入はもとより組合内部の議決権などについて差別条項を設けていたくらいである<sup>198</sup>。このような状況が、戦死した国民衛兵の妻に対する内縁関係を問わない、あるいはその子供の嫡出、非嫡出を問わない遺族年金の受給の権利や女性労働者の協同作業場の設置についての検討、実施を<sup>199</sup>コミューン議会と地域の行政組織の間で進める中で大きく変わっていった<sup>200</sup>。女性の法的、社会制度上の地位改善が、そしてなによりも、女性に対する社会的言説の変化がもたらされたのである。

---

<sup>197</sup> Eugene Schulkind, <Socialist women during the 1871 Paris Commune>, *Past and Present*, no. 106, 1985, p.142 では、インターナショナル・ジュネーヴ大会（1866年）に出席したフランス代表が女性の社会進出について、「女性がいる場所は家庭であり、働く場所ではない」と述べている。

<sup>198</sup> *Ibid.*, pp. 136, 139-140.

<sup>199</sup> *M.P.F.1874*, t. 2, p. 522.

<sup>200</sup> *P.V.C.*, t. 1, pp. 159-161. (le 10 avril 1871).

次に、この時期のパリにおける子どもの実態を確認してみたい。前述した、T.ルアの統計によれば、1872年におけるパリ市内の子ども（6～15歳）の人口は24万人とされている。

第12区の1855年4月1日における初等学校への就学状況は、統計によれば<sup>201</sup>、就学児童数6,883名、不就学児童数1,326名となっており、就学率は84%（男子85%、女子83%）である。男女児童の差はほとんどない。そこで、個別の学校状況を第5区の男子校（公立修道会系校）と女子校（公立非宗教系校）について確認する。第5区のポワシー街27番地男子校（公立修道会系）の1871年7月1日付の視学官への状況報告書によれば、収容人数は348名、入学登録者数338名、平均出席者数295名（対入学登録者数87%）、このうち貧困児童数は222名（対平均出席者数75%）であった<sup>202</sup>。なお、同校の在籍児童の学年別、生年月日、住所、両親の職業が記入された在籍名簿（1872年）があるので、より詳細な状況を知ることができる<sup>203</sup>。これによれば、初級1年次（Cours élémentaire, 1. degré）から3年次、中級（Cours intermédiaire）、障害児童（Classe des sourds, muets ou aveugles）の5つの段階に分けており、それぞれ97名、76名、73名、52名、7名の合計304名で、上級学年へ進級するに従って、漸減している。特に初級1年次から2年次への進級時、初級3年次から中級への進級時の減少率が高く、それぞれ20%強、30%弱で、これらの児童がこの時点で、学校を去っていることになる。各段階ごとの平

---

<sup>201</sup> A.P., VD6 570, file no.3.

<sup>202</sup> Ibid.

<sup>203</sup> Ibid.

均年齢は、8.34 歳、9.78 歳、11.42 歳、12.40 歳、11.43 歳である<sup>204</sup>。両親の職業では、圧倒的に多いのが石工 *maçon* (24 名) で、次に使用人 *employé* (16 名)、皮革業 *cordonnier* (14 名)、軍人 *enfant de troupe* (13 名)、警察 *gardien de paix* (10 名)、警察 *garde de Paris* (3 名)、仕立屋 *tailleur* (9 名)、管理人 *concierge* (7 名)、ワイン商 *marchand de vins* (7 名)、樽商 *tonnelier* (7 名)、指物師 *menuisier* (6 名) が続く。近代的な産業形態の労働者である機械工 *mécanicien* や賃労働者 *ouvrier* は少なく、それぞれ 1 名と 2 名に過ぎない。他には多くの専門的な職人、馬具、帽子、彫金、理容 (美容)、鋳造、組紐、錠前、壁紙、瓦屋など多岐にわたっている。両親の職業と児童の進級率の相関を知るために、その割合を比較すると、石工の児童の中級への進級率は 8% であるのに対して、軍人の児童は 31%、指物師の児童は 50%、仕立屋 44% である。この数字は、両親の職業に必要とされる識字率が、児童の初等教育における進級率に強く反映していることを示している。

次に、同じ第 5 区のヴィクトール-クザン街 12 番地女子校 (公立非宗教系) の 1871 年 11 月 1 日付の視学官への報告書によれば、収容人数は 230 名、入学登録者数 264 名、平均出席者数 230 名 (対入学登録者数 87%)、このうち貧困児童数は 180 名 (対平均出席者数 78%) であった<sup>205</sup>。この女子校にも、在籍児童の学年別、生年月日、住所、

---

<sup>204</sup> 第 10 区のフォブール-サン-マルタン 157 番地の公立男子校の開校に関する声明では、初等・中等教育の就学年齢は 6 歳から 15 歳とされている

(*M. P. F. 1874*, t. 2, p. 325)。

<sup>205</sup> *A. P.*, *VD6 570*, file no. 3.

両親の職業が記入された在籍名簿（1872年）があるので確認する<sup>206</sup>。これによれば、1年次、2年次、3年次以上の段階があり、それぞれ99名、67名、69名とクラス不明（2名）が在籍しており、合計237名である。1年次から2年次への進級時に30%以上が減少し、2年次から3年次以上（1864年入学者から1870年入学者までが含まれている）への進級時の数字にはほとんど変化がないが、3年次以上クラスの中の1870年入学者のみを対象に減少率をみれば54%の減少率となる。各クラスごとの平均年齢は、8.45歳、9.24歳、10.14歳である。両親の職業では、比較的多いのが仕立屋 *tailleur*（15名）で、次に使用人 *employé*（13名）、皮革業 *cordonnier*（12名）、ワイン商 *marchand de vins*（11名）、管理人 *concierge*（7名）、指物師 *menuisier*（7名）が続く。近代的な産業形態の労働者である機械工 *mécanicienr* は6名である。他には多くの専門的な職人、宝石細工師、金細工師、既製服製造、家具、陶器、磁器、造花、生花、石膏など多岐にわたっている。両親の職業として、美容 *coiffeur*、料理人 *cuisiniere*、お針子 *couturiere*、絨毯織 *tapissiere*、助産婦 *sage femme* など、女性の職業と、印刷、マール印刷、製本、本屋といった活字関係の職業が目立つ。後者の職業はいずれも識字率、基礎教育の必要性と密接に関連している。

総じて、同じ第5区であり、サン-ヴィクトールとソルボンヌと地域は異なるが、直線距離にして約800メートル離れた距離にある、この二つの公立校は特に両親の社会階層が大きく異なっていることを示して

---

<sup>206</sup> A.P., VD6 570, file no. 3, Ms.

いる。それは、男子校と女子校という違いだけでなく、教育に対する両親の期待の表れでもあるのではないだろうか。修道会の影響下にある宗教的な色彩の強い初等教育か、世俗教師による実際的な初等教育か、このどちらを、子どものために選ぶかという問題である。少なくとも、この2校の例を見る限りにおいては、識字率が高く、社会階層としてもより幅広い知見をもつ両親は、非宗教系の学校に多いという結果になる。また、女性の社会的位置と意識を具体的に示しているともいえる。さらに、第12区における就学率（80%台）の統計結果を勘案しても、第5区における初等教育への恒常的な就学者は、中途退学率を考慮すると50%以下になるものと推計される<sup>207</sup>。

地域の教師が集い、教育改革運動をすすめてきた「新教育協会」が、1871年4月初旬にパリ・コミューンに提出した請願書には、これらの子どもたちをめぐる教育、徒弟修業そして社会状況が強く反映されている。

請願書では、まず教育の原理について、「自律する若者を育てることが、共和政のもとでは、必要である」こと、そして教育は、「あらゆる政治的、社会的な問題を包含し左右する根本にして包括的な問題であって、教育問題の解決なくしては真の永続的な改革は達成しえない」と述べたうえで、カトリック教会の教育への干渉を排除するために、「宗教的あるいはドグマ的教育はそれぞれの宗派の主導性と一門の独自の指導へと、そっくりそのまま引き渡されること、費用が税金で賄われている

---

<sup>207</sup> 視学官への報告書には、男子校で中級（intermédiaire）まで、女子校では3段階のクラス別人数が示されているに過ぎない。従って、それ以上の段階のクラスについて、その存在の有無を確認することはできない。

すべての学校、すべての施設では、そうした教育は、男女にかかわらず、完全にかつ速やかに、廃止されるべき」であり、「これらの教育の建物においては、どのような宗派的偶像であっても、どのような宗教画像であっても、児童や公衆の目の届くところに展示しないこと。祈り、教義、個人の良心に委ねられるべきことは、公共の場で、教えられ実践されてはならない」としたうえで、「物質的、物理的、精神的、知的など、どのような性質のものであっても、常にその観察に基づく実験的あるいは科学的方法がもっぱら採用されるべき」であると主張している。

徒弟修業についても、「教育の質は、第一に、個人生活、職業生活および政治・社会生活のできるだけ良い徒弟修業 *apprentissage* となるはずの、理性的で、総合的な教育 *instruction rationnelle, intégrale* により決まる」とし、教育の無償、義務制については、

教育が公共事業の第一番目にあること、結果的に、職業的専門性を身につけるための唯一の援助条件として、両性のすべての子どもに対して無償かつ完全であるべきことを表明する。終わりに、教育が義務であることを要求する。つまり、義務教育は、どのような社会的立場であろうとも、すべての子どもの手に入る権利であって、その両親の、保護者の、社会の義務を意味している、

と述べている<sup>208</sup>。

初等教育から徒弟修業を経て、社会へ巣立つという一連の流れのなかで、初等教育における基礎的な知識は重要だったはずである。例えば仕

---

<sup>208</sup> *J.O.*, pp. 129-130. (le 2 avril, 1871).

立屋の仕事に従事する徒弟にとっては、縫製から仕上げ、寸法取りや材質の鑑識、一つの服に必要な布地の量の算出、そして流行についての理解などに必要な読み書き、算術と幾何学の基礎知識は必須だった<sup>209</sup>。先にあげた第 10 区の声明では、世俗の教師による教育をおこない、具体的な科目名を両親に提示して、児童の就学を促した。これらの科目名は、どのような授業が行われていたのかを示している。ファルー法に示された、必修科目の「宗教教育」は廃止され<sup>210</sup>、代わりにファルー法にはなかった「理性的モラル」が加えられ、基礎科目として読み書き、文法、算術、メートル法、幾何学の基礎、職業に結びつく「芸術デッサン」、「工業デッサン」という科目が必須科目として盛り込まれており、新たな理念に基づく実践的な教育を開始しようとする意気込みが表明されている<sup>211</sup>。と、同時に児童の両親をも対象とした公開講座を開講するなど、ここには一般市民の政治意識の向上の働きかけもみられた<sup>212</sup>。

本節では、パリ・コミューンにおける中枢権力と地域（区）の権力との関係を、主に区側の史料と民衆の生活実態を示す各種の統計、児童の学籍史料等に基づいて検討をおこなった。

特に、公教育の非宗教化（ライシテ）という政策は、地域による温度差もあり、必ずしも円滑な執行に結びつくことはなかった。

---

<sup>209</sup> 赤司、前掲書、144 頁。

<sup>210</sup> （資料 3）初等教育教科科目の比較表。

<sup>211</sup> 第 10 区における公立男子校を 4 月 22 日に設置し、開校するにあたっての声明（*M. P. F. 1874, t. 2, p. 325*）。

<sup>212</sup> *Ibid.*



第 7 区のように強力なイニシアチブをとって、既存の、しかも運営中の修道会系学校から聖職者教員を追放するという強行手段にまで訴えて実行したところもあるが、多くの区では聖職者たちによって放棄された学校を非宗教系の学校として再開するなど、徐々にではあるが、着実にパリ・コミューンの教育理念を実現しようとしていたのである。

このような現実を目の当たりにすれば、E. ヴァイヤンのように、教育代表委員でもあり、選出区である区の教育行政が自分の思うままにならなかったことは、大きな苛立ちと焦燥を覚えたに相違ない。5 月中に繰り返し発せられた、各区に対する通知や命令は彼自身の無力さを証明することに他ならなかったからである。

E. ヴァイヤン自身は、公安委員会の設置をめぐる多数派・少数派論争においては、委員会の名称として相応しくないとの立場をとったが、強力な執行権力を集中化させる制度そのものには賛成しており、その後の彼の言動と一致している。議会における、このような行動からも、E. ヴァイヤンが教育代表委員として、各区における区独自の教育行政について不信と不満を抱いていたことは想像に難くない。

第 11 区では、区行政組織の創成過程ではコミューン議員は中心的役割を演じていない。ここでは国民衛兵や警察関係の人物たちが軍事、警察権力の立場から区行政組織を形成しようとしたことを明らかにした。

一方、第 12 区と 17 区では、議会での決定に沿って区行政の整備が進められたことを確認した。第 12 区では、議会の決定の翌日に早くも区行政委員会の任命をおこない、住民にむけ発表している。そして、その後開催された区行政委員会の議事録からも、コミューン議会が決定した運営趣旨を遵守していることが考察される。

第 17 区では同様に、コミューン議員たちが中心になって、区独自の行政組織に関する規則を検討し、制定したことは既述したとおりである<sup>213</sup>。その業務はあくまでもコミューン議会から委任されたものであって（第 5 条）、区行政が住民に対してコミューン議会から独立して責任を負う体制をとっていない点が注目される。行政を担当するすべての公務員の住民（人民）に対する有責性とリコール制の保障が<sup>214</sup>、パリ・コミューンにおける人民主権の担保とされた見解と矛盾するからであり、インターナショナル派が中心となって区行政を推進した代表的な区が第 17 区だったからである<sup>215</sup>。

## おわりに

コミューン議会内部における多数派と少数派の争いは、とかく公安委員会の設置とその権限をめぐる論争という点に収斂されがちであった。公安委員会への権限の集中の是非という政治的課題として扱われてきたのである。そして、この政治論争が不毛な内輪もめであったというような批判にもつながってきた。

---

<sup>213</sup> 本論文第 1 章第 2 節。

<sup>214</sup> 4 月 18 日の議会で承認され、翌日に発せられた「コミューン綱領、フランス人民に対する宣言」では、「司法官または官吏の、選挙または競争試験による責任あるいは専任およびその恒常的な統制権と罷免権」が保障されるとしていた（*P.V.C., t. 1, pp. 282-284*）。

<sup>215</sup> 桂圭男「パリ・コミューン期におけるインターナショナル組織の動向」『神戸大学教養部紀要・論集』、25 号、1980 年、20 頁。

しかし、この論争の根底には人民主権の具体的な実行にともなう課題、すなわち個人から形成される地域とその自治をどう保障しつつ、公権力を打ち立てるかという課題があったはずである。

この点について、柴田は「この公安委員会をめぐる対立を、コミューン以前の二潮流とまったく無関係とみなす解釈は適切ではない。(中略) ジャコバン国家論と連合主義国家論という六十年代の抽象的な議論は、民衆革命という新たな現実のまえで一つのコミューン論に現実化したのである。その意味で、コミューン議会の分裂は、二つのコミューン論の対立ではない」と<sup>216</sup>述べている。しかし、柴田の指摘はここにとどまっている。パリ・コミューンにおける「民衆革命」を、具体的諸相として提出することも、人民主権との関係を説明することもしていないのである。それまでの先行研究のように、パリ・コミューンの権力構造をめぐって、もっぱら議会内部の意見の相違についての解説者という立場から免れていない。

A. ソブールも、「人民独裁か少数の前衛の掌中への権力の集中か。フランス革命は、19世紀に革命国家の問題を遺していた。相矛盾する諸傾向—そのうちあるものは歴史を猿まねしていた—に四分五裂して、パリ・コミューンはそれをはっきりと解決しているとは思われない」と述べ<sup>217</sup>、パリ・コミューンにおけるネオ-ジャコバン派のフランス革命への追憶を「猿まね」と批評した。さらに、E. ヴァイヤンのことばを

---

<sup>216</sup> 柴田『パリ・コミューン』、160-161頁；同「パリ・コミューンにおける内部分裂について」、269-270頁。

<sup>217</sup> Soboul, <De la révolution française à la Commune de 1871>, p. 21.

引用し、「革命的な権力の手本であるべきコミューンは、その考えと行動、精力を統一することなく…」と続けて、二十区中央委員会やクラブが行動よりも議論に熱中していたと指摘した。しかし、問題はこの議論自体とその内容ではないだろうか。パリ・コミューンが民主的な選挙によって生まれ、民衆の付託を受けた議員たちによる、民衆の自立や生活の保障の実現のための政体であったことを勘案すると、民衆たち自身がどのようにそれぞれの地域で共同体を形成し、最低限の生活を保証する自治政府を確立しようとしたのかということを経験した民衆たち、議員たちが議論することは不毛で、意味のないことだったのだろうか。

議会における論争も、地域の民衆組織における議論も、その根底には、人民主権の具体的な実行にともなう課題、つまり個人から形成される地域とその自治をどう保障しつつ公権力を打ち立てるかという基本的課題が横たわっていたはずである。

本章は、区（地域）における区行政、教育行政、さらには民衆たちの教育環境の実態についての分析を通じて、パリ・コミューンの構造の特徴を明らかにするとともに、民衆自身による主権の行使の具体的様相を明らかにした。

## 第 2 章

### パリ・コミューンと民衆組織

## はじめに

本章では、パリ・コミューンにおいて試みられた政治体制が民衆による主権の行使にあったことを、民衆組織の自律的な活動を通して考察し、併せて、地域社会における教育への取り組みについて検討する。民衆の存在は、パリ・コミューンの中央組織ではなく、むしろ各地域の監視委員会 *Comité de Vigilance* や民衆クラブ *club* において明瞭なかたちとなって表れていたからである<sup>1</sup>。

柴田三千雄は、地域における活動の重要性について、

市政ばかりでなく、これまで国家が行使していた発議権のすべてがコミューンの手中におかれた、とマルクスは書く。だが、現実のコミューンの権限はそれほど強力ではない。各区のクラブや監視委員会は独自の決定をおこない、とくに衛兵中央委は自立性を主張してコミューンのまえに立ちはだかっていた<sup>2</sup>、

と述べており、各区、各地域における民衆組織の重要性を指摘している。

資史料の面からも、J.ブリュアは、

これらヴェルサイユ側の警察によって押収されたクラブの議事録は、コミューン参加者に対する抑圧をおこなった軍法会議へ証

---

<sup>1</sup> P.O. Lissagarey, *Histoire de la Commune de 1871*, Paris, 1929, p. 233.

<sup>2</sup> 柴田『パリ・コミューン』、123頁。

抛物件として引き渡され、その後陸軍省文書館に収蔵された<sup>3</sup>、

と述べ、パリ・コミューンにおける民衆組織の重要性を強く示唆している。

## 第1節 民衆組織の形成

本節では、帝政期から臨時国防政府期における公開集会 *réunion publique* の開催状況について、開催テーマや集会の運営方法などを考察する。それによって、パリ・コミューンにおいて民衆運動の核となった監視委員会やクラブは、パリ・コミューンの成立後に活動を活発化させたのではなく、帝政期から臨時国防政府期を経て民衆運動が徐々に組織的成長を遂げ、運動理念を成熟させることによって、パリ・コミューン期の民衆組織へと継承されたことを確認する。と同時に、パリ・コミューンの基盤は、コミューン議会や議員の活動といった、これまで歴史の前面に表れた事象だけではなく、それらを支えた民衆とその活動の場となった各区、各地域との連携によって初めて成立し得たということを確認する。すなわち、パリ・コミューンにおける民衆による主権の行使のプロセスを検討することになる。

### 1. 民衆組織の発足

第二帝政の崩壊（1870年9月）にともない活発化する民衆組織は、そもそもどのような経緯によって生まれたのだろうか。それは、1860

---

<sup>3</sup> Bruhat, *op.cit.*, p. 153.

年代末の労働運動に関する規制の部分的な緩和措置にともなう公開集会の合法化から始まった。1868年6月6日の法律によって<sup>4</sup>、公開集会は「公開非政治集会 *réunion publique non politique*」と「公開選挙集会 *réunion publique électoral*」というかたちで制度的な保証を得るようになった。前者は政治と宗教に関するテーマを扱うことは禁じられており、後者は選挙期間に限られ、集会への参加者は選挙区の有権者住民のみというものであったが、当局側の臨席等の制約はあったものの、労働運動や民衆運動にとっては大きな前進を意味した。社会主義を標榜するインターナショナル派、ブランキ主義者、急進左派の活動家たちが互いに接触することができただけでなく、活動家と民衆を結びつけたのである<sup>5</sup>。加えて、社会問題に関心のある住民同士が顔を合わせる機会を得ることになり、やがてその中に団結の意識が芽生えてくる。公開選挙集会は選挙区の有権者住民のみを対象としたことから、選挙候補者と有権者の関係がより緊密化するとともに、「命令的委任」関係に発展する素地となり、やがては市議会（パリ・コミューン）選挙の要求と「命令的委任」関係を実行段階へと進展させることになった。当然のことながら、「公開非政治集会」は政治集会へと変わった。

1868年6月から1870年5月の帝政下のセーヌ県だけでも、これらの集会は1,000回を超えて開催された<sup>6</sup>。第1区ではジャン-ジャック-

---

<sup>4</sup> A. Rousselle, *Le droit de réunion et la loi du 6 juin 1868*, Paris, 1870.

<sup>5</sup> Wolfe, *The origins*, p. 41.

<sup>6</sup> 木下賢一『第二帝政とパリ民衆の世界』（山川出版社、2000年）170-171頁。



ルソー街のルドウト・クラブ **Club de la Redoute**、第 3 区サン-マルタン街のモリエール・ホール **Salle Molière**、第 19 区フランドル街のマルセイエーズ・ホール **Salle de la Marseillaise**、第 20 区ベル-ヴィル街のフォリ-ベルヴィル劇場 **Folies Belleville** では 4,000 人規模の集会が開かれていた。同じく第 20 区のメニルモンタン・クラブ **Club de Ménilmontant** ではメニルモンタン民衆協会 **Société populaire de Ménilmontant** によって運営されていた。ここでは、教育について論議がおこなわれており、以下のような 17 か条の検討プログラムを提示している<sup>7</sup>。

第 1 条 フランスにおける子どもの教育は、外国人の子どもも同様に、義務制とする。

第 2 条 教育は、公教育もしくは個人教授とする。

第 3 条 公教育は、初等教育学校、中等教育学校、高等教育学校、特別教育学校にておこなわれる。これらの学校は、男女別学とする。

第 4 条 初等学校は、町や村の子どもから近いところに設置する。初等学校は通学生以外は受け入れない。初等学校は年齢に達した子どもを受入れ、そこでは読み方、文法、歴史、地理の初歩を学ぶ。

第 5 条 毎年、初等学校の生徒たちは試験を受ける。これらの試験で相応の成績を収めた者だけが、中等学校へ入学することが

---

<sup>7</sup> T. Moilin, *Programme de discussion pour les sociétés populaires*, Paris, 1868, pp. 3-5.

許可される。怠学、成績不良の生徒は、職業見習の開始の年齢になるまで初等学校に留まるものとする。

第 6 条 中等学校の規則（省略）。

第 7 条 高等学校のへ入学（省略）。

第 8 条 高等学校の規則（省略）。

第 9 条 特別学校への入学（省略）

第 10 条 特別学校の規則（省略）。

第 11 条 公立学校内部においては、いかなる宗教的儀式も実施されてはならない。しかし、ひとたび国の施設の外へ出れば、生徒たちはその両親が望むいかなる宗教的儀式でもおこなうことができる。

第 12 条 子どもの教育は両親にその手段がある時は、両親が負担する。それとは逆の場合は、その両親の住居に近い学校において全面的に、あるいは半額を負担する。

第 13 条 その両親が学校での費用を負担する時は、生徒の卒業の年限は設けない。しかし、学校がその費用を全額、または半額を負担しているの時、この限りではない。国が際限なく負担することはできないからである。

第 14 条 中等学校、高等学校、特別学校への入学年齢について（省略）。

第 15 条 両親は、自宅において自身が個人教育の教育者となって教育をおこなうこと、国に認められ、正式の卒業証を発行できる個人教育の教育者に子どもを委ねる自由を有する。ただし、国の学校と競合するような個人教育施設の設立は禁じる。

第 16 条 個人教授による教育を受けた生徒の中等学校への入学

について（省略）。

第 17 条 上記第 16 条の規定で入学基準に達しない生徒の不服申し立てについて（省略）。

ここに、ひとつの公開集会（1868 年）を例に挙げたが、教育の義務制（第 1 条）、両親の経済的能力に応じた無償制（第 12 条、第 13 条）、非宗教性（第 11 条）としながらも、無償制については児童本人の学習能力に応じて中等学校以上への進学を保証し、非宗教性については公教育施設内に限定している。子どもの両親の裁量による個人教授（私教育）と公教育の比重を同等においていること、が特徴的である。いずれも、この時期の初等教育における現状と改革の課題とされた項目である。同様の要求は、1869 年 5 月に開催された 7 カ所の公開選挙集会（11 日のパサージュ-デュ-ジェニ、12 日のレヴィ街集会ホール、13 日のモンテーニュ通り、同日のジャヴェル街、16 日のフォリー-ベルヴィル、同日のソルボンヌ-体育館、17 日のデュヴィヴィエ街）でもみられた<sup>8</sup>。全体の傾向としては、初等教育の無償制と義務制、非宗教性を求めていたが、一部の発言者は義務制について家庭内における私教育の容認を盛り込み、非宗教性については要求で触れていないこともあった。

このような教育論議を含む、活発な民衆組織はどのように運営されていたのであろうか。コミューン崩壊後に開かれた政府の調査委員会で、国民議会議員デュカール Ducarre はこう証言している<sup>9</sup>。「私がパリを訪れたのは 1869 年の冬のことだったが、しばらく滞在することになり、

---

<sup>8</sup> A. Vitu, *Les réunions électorales à Paris, mai 1869*, Paris, 1869.

<sup>9</sup> A. Dalotel et al., *Aux origines de la Commune*, Paris, 1980, p. 92.

ベル・ヴィルからヴィユ・シェーヌ *Vieux-Chêne*、モンパルナスに至る公開集会を目の当たりにすることになった。リヨンに帰って、友人たちからその印象を聞かれて、こう言ったのです。2～30人の発言するリーダーと、彼らに追従する支持者がそこそこに200人ほどいて、それぞれのカルティエで関心をもつ人以外に、1,500人ほどの個人が集会に参加していました。1カ月の間、集会に通っていたところ、約20回の集会で同じ人物に出会った」というのである。この証言から、パリ右岸（20区）から左岸（5区、14区）において集会を運営する側、聴衆側、どちらも常連が多数おり、議題や発言が用意周到に計画され、当局からすれば危険な企てが準備されていたことになる。集会のテーマや選挙期間という制約をつけた当局の思惑を超えて、これらの集会は着実に民衆組織へと発展していたのである。1868年6月6日法では、集会を開催するにあたって1名の議長と2名の議長補佐からなる事務局を構成するよう定められていた（第4条）<sup>10</sup>。この他に、当局から派遣される議事録作成人がいた（第5条）。これは、当局側からすれば、集会の責任体制を明確にし、違反者を処罰の対象とする意図が働いていたものであるが、逆に運営の主体を明確化し、常連化させる結果となった。

ちなみに、発言により関係の法律に抵触し、検挙されたこの時期の弁士55名は、後に11名がコミューン議会選挙で議員に選出され（20%）、37名がその後のコミューン運動に参加し（67%）、その中にはインター派が14名（26%）含まれていた。この分析結果は、公開選挙集会がいかにパリ・コミューンを成立させた民衆運動へとつながっ

---

<sup>10</sup> Rousselle, *op.cit.*, p. 247.

ていったのかをよく示している。

## 2. 民衆組織の展開

こうして、1870年をむかえる。9月4日、対プロイセン戦争敗北と帝政崩壊を機に成立した国防政府は、共和派を自認することもあって、集会の自由を認めざるを得なかった。これによって、民衆組織は、学校施設で、あるいは包囲期に知事から休業を命じられ全面的に営業を停止していた劇場で、集会を開くことになった。コレージュ・ド・フランス・クラブ *Club du Collège de France* (第5区)、フォリー・ベルジェール・クラブ *Club Folies-Bergère* (第9区) やカジノ・クラブ *Club du Casino* (第9区) 等である。そこでは、それまでの公開集会におけるさまざまな制約から解放され、政治家や軍人の裏切り行為や軍事作戦の失敗、無能などを追及する演説が、制約を受けずにおこなわれた。そして、10月以降になるとこれらのクラブは、第20区の労働者街のベル・ヴィル地区やメニルモンタン地区から発した要求のように、新しい市政、すなわち革命的コミュン *Commune révolutionnaire de Paris* の形成という政治的課題を表明することになる<sup>11</sup>。教育制度に関する改革の要求は、もはや教育の制度的改革という枠を超えて、社会体制に対する変革の重要なキーとして位置づけられることになっていく。

プレ-オ-クレルク公開集会 *Réunion publique du Pré-aux-Clercs* (第7区) では、同区の監視委員会と協力関係を保ちながら、共和国

---

<sup>11</sup> Bruhat, *op.cit.*, p. 153.

防衛と市議会選挙の実施について9月末以降議論が重ねられてきたが<sup>12</sup>、10月5日の集会ではR.ユルバンが提案した、第7区における聖職者による教育の禁止と完全な非宗教的教育の実施が全会一致で議決されている<sup>13</sup>。その後も、教育問題が議題とされ、10月17日の集会では、M.ロシェ<sup>14</sup> (Rocher) が、第11区区長J.モチュ<sup>15</sup> (Mottu) が修道会による教育を禁止したことを称賛する決議を提案し、全会一致で承認されている<sup>16</sup>。そして、10月19日の議事録には、M.ジャンティリニ<sup>17</sup> (Gentilini) が、国防政府によるJ.モチュの区長罷免(18日)に強く抗議することを提案し、この議案も全会一致で決議したことが記録されている<sup>18</sup>。こうして、区や地域における共和派の区長や民衆運動は、国

---

<sup>12</sup>同クラブの9月27日から10月26日まで22回分の集会の記録が国防省文書館が保存されている(A.H.G., Ly27, Ms.)。

<sup>13</sup>*Ibid.*

<sup>14</sup> Marie Antoine Rocher (1833- ?). 『ラ-マルセイエーズ』紙編集者、インターナショナル・パリ支部パンテオン地区委員会を創設(D.B.M.O.F., t. 9, pp. 16-17)。

<sup>15</sup> Jules Mottu (1830-1907). Jean Gaumont, <En marge de la Commune de Paris: Jules-Alexandre Mottu (1830-1907)>, *L'Actualité de l'histoire*, No. 28 (Jul. - Sep., 1959), pp. 27-44.

<sup>16</sup> A.H.G., Ly27, Ms.; 小山勉「教育闘争と知のヘゲモニー」『九州大学法政研究』61(3.4上)、1995年、334-335頁。

<sup>17</sup> Michel Ange Gentilini (1843- ?). 土木技師、インター会員、パンテオン地区で活動(D.B.M.O.F, t. 6, p. 163)。

<sup>18</sup> A.H.G., Ly27, Ms.

防政府と徐々に緊張関係に入り、やがて 10 月 31 日の騒擾事件へと発展していった。ちなみに、帝政崩壊を機に、1870 年 9 月 4 日から 12 月 31 日の期間に、フランス全体の市町村における修道会の経営による学校が 232 校も閉鎖されていることから<sup>19</sup>、パリにおける公教育の非宗教化の動きはフランス全体の動向に呼応したものともいえる。

この時期に活動を開始した第 4 区社会主義者クラブ *Club socialiste du 4<sup>e</sup> arrondissement* も教育の非宗教性、無償制、義務制を求めた。クラブの規約 *statut* の前文では、

普通選挙に基づく共和国とあらゆる政治・経済的真理を求める。国家宗教を認めず、公共におけるその示威を禁止し、すべての学校段階における非宗教的で無償教育と初等教育における義務制を実現する予算を要求する。警視庁の廃止と市警察の設置。行政官の解職と普通選挙による行政メンバーの選出。すべての法律の改訂。資本ではなく、労働に基づく社会の再編。2 年を任期とするすべての公職の普通選挙。高給の減額と不十分な賃金の増額。すべての公務員の責任性を緊急かつ実効性をもって審査すること。常備軍の廃止と 18 歳から 50 歳のすべての男性市民による民兵制度の創設。税制の見直しと入市税の廃止。すべての独占と財政的・貴族的特権の廃止。高利の禁止、年利 6 % を最高限度利子とする。最後に、すべての人身売買制度の根絶。そして、唯一条項として、社会主義者として知られているだけでも、教えをおこな

---

<sup>19</sup> Edouard Lecanuet, *L'église de la France sous la troisième République*, t. 1, Paris, 1910, p. 437.

う会員としてクラブに出席することができる。クラブの綱領原則に賛同し、署名した他のすべての市民は、暫定会員期間（3 か月）の後に会員の三分の二が出席したクラブの総会で入会が認められる<sup>20</sup>、

というのである。ここでは、官職の売買、カトリックを国教とし宗教界の公教育に対する影響力、国民を監視下におく警察制度など、帝政下における諸制度の廃止と教育の非宗教性、無償制、義務制に対する要求等が、規約の冒頭に掲げられていた。なお、これらの要求の中にはそれまで公開集会において議論されていた社会的諸課題を継承した項目もみられる<sup>21</sup>。このように、第二帝政が 1870 年 9 月に崩壊した後、集会の自由を手にした民衆によって設立された監視委員会やクラブにおいては、それまで公開集会において議論されていた公教育と同様の要求、すなわち非宗教性、無償制、一部教育段階の義務制の要求が継承されていたことが示唆されている。それは、先に挙げたメニルモンタン民衆協会が教育制度として求めた項目と比較すると一目瞭然である。

1870 年 9 月に発足した監視委員会、クラブ等の民衆組織が掲げた社会改革の理念を翌年に成立したパリ・コミューンの主要施策と比較してみると、官吏の給与の上限（年額 6,000 フラン）（4 月 2 日布告）、国家と宗教の分離（4 月 3 日官報掲載）、常備軍の廃止と国民軍（民兵制度）の創設（3 月 29 日布告）、司法官または官吏の選挙、競争試験

---

<sup>20</sup> A.H.G., Ly27, Ms. ; Rougerie, *Paris libre*, pp. 74-76.

<sup>21</sup> 拙稿「パリ・コミューンと民衆クラブ —組織、運営、人物—」『専修史学』第 58 号、2015 年、28-30 頁。



による選任（4月19日の「フランス人民に対する宣言」）等、多くの点で共通していることを確認できる。第4区のクラブでは、パリ・コミューンに先行して、4、5カ月前にこれらの社会改革のテーマを活動理念としていた。

次に、これらの要求を生み出した組織が、どのように運営されていたのか、この時期の監視委員会やクラブの運営方法に関する考察をとおして、その構造に注目する。

監視委員会 *Comité républicain de vigilance* は、国防政府が任命した市（区）長と行政官たちの監視を目的とする民衆組織で<sup>22</sup>、国防政府成立の翌日、9月5日から、パリの20区それぞれにおいて形成が呼びかけられ、その中央組織（二十区中央委員会）を第3区のコルドリー一街に設置した<sup>23</sup>。

なお、監視委員会やクラブの運営方法の多くは、それまでの帝政下の選挙集会や公開集会と同じように、任期をともなう交代制の事務局 *bureau* が運営にあたることになっていた。議長と補佐役（副議長）、書記等からなる事務局と聴衆によって成立するという形式を踏襲してい

---

<sup>22</sup> G. Bourgin, *La guerre de 1870-1871 et la Commune*, Paris, 1971, p. 95.

<sup>23</sup> *Les Murailles politiques françaises : depuis le 4 septembre 1870*. Paris, 1873-1874, t. 1(以下、*M.P.F., Chevalier* と略記), p. 91. 二十区中央委員会は、1870年9月14日に発した声明から明らかなように、この時点では包囲されているパリとフランス全土の防衛をいかに遂行するかということに全力を傾けていた。ここには、社会改革、ましてや新しい政治体制への要求などはみられなかった。

たのである。帝政下と大きく変わったのは、集会を開く度にその場限りの事務局を選出するのではなく、任期制の事務局が選ばれ<sup>24</sup>、聴衆参加者が会員制となり、それによって組織が固定化されたことである。その結果、民衆運動は求心力を高め、世論として社会全体に大きな影響力をもち、政治体制そのものを変革するエネルギーを蓄積していった。

10月中旬に、第3区で結成された「人権と市民の権利要求結社」**Société de la Revendication des Droit de l'Homme et du Citoyen**の「人権と市民の権利要求クラブ」も同様に会員制で、その開設目的は「共和国の防衛と確立、すなわち自由と友愛の原理のもとに我々に平等をもたらすこと」であった。会員になる資格は、すでに会員となっている人物2名によって紹介され、調査委員会にかけたうえで、総会の多数決で入会を許可するという手続きで、後述する第18区の革命クラブと類似している<sup>25</sup>。このクラブの事務局はこの結社内部のメンバーから選出されることになっていた。

同じ第3区で、11月に開催された第3区の「団結クラブ」**Club de la Solidarité**は、三つの大きなテーマを運営方針とし、「政治革命」、「社会革命」、「精神革命」というプログラムを掲げ、事務局は議長1名、副議長2名、書記4名、庶務1名、助役1名という構成で、毎月選挙によって多数決で決定することになっていた<sup>26</sup>。会員として新たに入会するためには、クラブ会員2名の推薦の下、申請から10日以内に、

---

<sup>24</sup> Wolfe, *The origins*, p. 45.

<sup>25</sup> MPF, *Chevalier*, t. 2, p. 168.

<sup>26</sup> *Les Murailles politiques de la France pendant la Révolution de 1870-71*, Paris, s.d. (以下、M.P.F., Clarétie と略記), p. 503.

共和主義者であることを確認し、審査の結果を出すことにしていた。共和主義者の確認とは、すべての宗教的束縛から自由であること、領土の不可侵、不可分のために、単一にして不可分の共和国の防衛のために全精力をもって戦うこととされた<sup>27</sup>。さらに、パリ市内のいくつかの区にネットワークを形成することも目的としており、必要に応じて地方にもその輪をひろげていくと述べている。

このクラブのチラシによれば、会員制クラブとして活動することと併行して、一般に公開する集会を定期的で開催し、誰もが出席し発言することが期待されていた。特に、兵士、国民衛兵、遊動隊に所属している市民からの声明や要求を公開講演というかたちで実施したいと述べており、ここには、この翌年（1871年）における一連の動き、すなわち、クラブの連合形成や国民衛兵中央委員会との協力関係の構築へとつながっていく萌芽が生じていた。

第6区では、監視委員会が共和主義者連盟 *Association Républicaine*、インターナショナル・パリ支部と三者共同で「医学校クラブ」*Club de l'École de Médecine* の集会を開催（1870年11月15日、11月21日、12月28日、1871年3月26日）し、パリ・コミューンの成立後もその活動（1871年4月10日、4月22日、5月15日、5月16日）は続いた。その中でも、J. ヴァーレスの活動<sup>28</sup>やA.レヴィの提案（1870年11月15日）<sup>29</sup>、1871年3月26日の決議の発表

---

<sup>27</sup> *Ibid.*

<sup>28</sup> Bruhat, *op.cit.*, p.160.

<sup>29</sup> Rougerie, *Paris libre*, pp.65-66.

(クラブ議長 C.ルソー (Rousseau) )<sup>30</sup>はクラブの活動状況をよく示している。

11月16日～12月30日の期間に、14回に及ぶ集会を開催した第13区の「社会民主主義者クラブ」*Club démocratique et socialiste*<sup>31</sup>の会則(26か条)をみると、クラブの目的(第3条)では、労働と労働者の解放を革命的方法によって実現するための革命的手段とその影響力に関するすべての政治的、社会的問題の研究をおこなうと述べている。討論は議長1名と書記1名からなる事務局の管理のもとでおこなわれるとし(第17条)、議長だけが、質疑応答、弁士の登録を受け付ける(第19条)と定められている<sup>32</sup>。集会に集まった聴衆に運営の流れを委ねるのではなく、議長の強い権限のもとにおくというのであり、インターナショナル地区委員会(ラ-グラシエール、パンテオン-第13区合同委員会、デュヴァル、イーヴリ地区、メゾン-ブランシュ、第13区クラブ)が活発な活動をおこなっていた同区の特徴がよ

---

<sup>30</sup> 荻野豊「公開集会から民衆クラブへ」『西洋史学』125号、1982年、45-46頁；*Le Cri du Peuple*, no. 26. (le 26 mars, 1871).

<sup>31</sup> *A.H.G.*, Ly22.Ms.

<sup>32</sup> Wolfe, *The origins* は、この議長の権限について集会参加者の分派行動による混乱を避けるために、このような規定を定めていたと指摘している(p. 292)。しかし、第13区はインター派が強力な影響力をもち、集会参加者の層からみても、そのような混乱は予想しづらい。むしろ、そのような条項を盛り込むことに、同クラブ内でなんらの異論がないことが、このクラブの特色である厳密な組織性とみるべきである。

く表れている。会員の入会資格、審査等はこれまでみてきた他のクラブと同様である。

第 18 区では、10 月中旬以降、レーヌ-ブランシュ・ホールを会場としたモンマルトル・クラブ Club Montmartre は J.ビュルロ Burlot<sup>33</sup>によって、ほかのクラブはアヴロンサール Avronsart<sup>34</sup>によって、プロ・ホール Salle Perot のクラブは T.フェレ Ferré<sup>35</sup>によって、いずれも監視委員会のメンバーによって主宰された<sup>36</sup>。ロシュシュアル大通りのブール・ノワール劇場を本拠にしたクラブは、第 18 区の監視委員であった J.-B.クレマン<sup>37</sup> (Clément) が会員であり、女性会員には後に

---

<sup>33</sup> Jean Burlot (184- ?). 木靴屋、コミューン下で第 18 区の警視、監視委員を務める。1871 年 3 月 18 日のモンマルトルにおける騒擾に参加 (*D.B.M.O.F.*, t. 4, p. 449)。

<sup>34</sup> Avronsart (?-?) . 第 18 区監視委員、1870 年 11 月に国民衛兵のなかの政府批判勢力が強い軍団の新兵募集の際にクラブを利用し、翌年 3 月 18 日のモンマルトルにおける騒擾でも活動した (*D.B.M.O.F.*, t. 4, p. 163)。

<sup>35</sup> Théophile Ferré (146-1871). 代訴人、第 18 区の共和国防衛クラブ、監視委員会委員で活動、第 18 区選出コミューン議員。コミューン崩壊後、ヴェルサイユ側の人質の処刑を命じたという容疑により銃殺刑に処せられた (*D.B.M.O.F.*, t. 6, p. 38)。

<sup>36</sup> Wolfe, *The origins*, p. 254, 259, 294.

<sup>37</sup> Jean-Baptist Clément(1836-1903). ジャーナリスト、作詞家（「さくらんぼの実のなる頃」）、フリーメソン、第 18 区監視委員会、ブール-ノワール・クラブに参加、第 18 区選出コミューン議員、公共委員会、食糧委員会を担当 (*D.B.M.O.F.*, t. 5, pp. 125-127)。

女子職業学校の設立を試みた S.ポワリエ<sup>38</sup> (Poirier) がいた。革命クラブ Club de la Révolution は、同じように会員制の組織ではあるが、組織のあり方に特色がみられた。会員制となることにより、組織的な求心力を高めつつも、会員を「受動的会員」と「能動的会員」の二つのカテゴリーに分類し、「能動的会員」となるためにはプログラムに署名し、他の能動的会員による公式な投票で認められる必要があった<sup>39</sup>。このクラブでは、能動的会員によってクラブの中のクラブを構成していたのである。「受動的会員」の人数は、「能動的会員」の3、4倍近い数を擁しており、組織としての人員の確保という面からみても、インターナショナル派のような厳密な会員組織に匹敵するものであった<sup>40</sup>。

こうして、1870年の秋から冬にかけて、パリ市内ではクラブ等の民衆組織が活動を活発化させていた。しかし、政治情勢という大局からみれば、10月31日のブランキー派の部分的蜂起の失敗に続いて、11月初旬の国防政府の正当性を問う信任投票においても、民衆勢力は敗北を経験していた。

民衆たちは、これに対して組織のあり方を変化させていった。12月に入り、前述した「第4区社会主義者クラブ」は、クラブの中心とな

---

<sup>38</sup>Sophie Poirier (1830-1879). 第18区監視委員会委員長、同区に女性のための作業場を設置し、女性の職業学校を創設、ブール・ノワール・クラブで活動(B. Noël, *Dictionnaire de la Commune*, 2, Paris, 1978, p. 162)。

<sup>39</sup>荻野、前掲書、45頁；Wolfe, <<The Parisian Club de la revolution of the 18th arrondissement 1870-1871>>, *Past and Present*, no. 39, 1968, p. 97 ; *id.*, *The origins*, p. 294.

<sup>40</sup> Wolfe, *The origins*, p. 391.

る事務局（21名）を構成するにあたって、従前のようなクラブ内の会員による選挙によるのではなく、監視委員会内部の執行委員会（6名）が任命することにした（監視委員会規則第8条、第9条、第10条、第11条）。監視委員会の設置目的を、「社会主義革命の原理 *principe révolutionnaire socialiste* の防衛と、その原理の表明、拡散を公開集会 *réunion publique* を通じておこなうこと」（同規則第1条）とすることにより、監視委員会とクラブの一体性を図った。すなわち、公開集会という場を利用し、クラブの宣伝活動をおこなうことを前提とし、監視委員会を再定置したのである。構造的には、運動の表面には姿を現さない「革命グループ」（監視委員会）が、公然活動としての「集会」（クラブ）を利用して、民衆をクラブ会員として勧誘しつつ、世論の形成を図ったのである。執行委員会という「革命指導部」（6名）の下に「革命グループ」（監視委員会 26名）を結成し、執行委員会が任命した民衆活動家グループ（21名）を公開集会（クラブ）の核とし、革命戦略を実行するという形式であったといえることができる。ここではクラブの集会の議事進行役は集会参加者から選出するのではなく、クラブ会員から選任することになっており、集会の議事進行をコントロールする意図がみられる。

翌年春にむかって、民衆組織はさらに政治的に先鋭化し、組織としての構造が凝縮され強化される。監視委員会はその活動を具体化させ、2月20、23日にパリ全区の合同総会を開催し、決議と原理宣言をおこなった<sup>41</sup>。

---

<sup>41</sup> Rougerie, *Paris libre*, pp. 78-80 ; ルージュリ『1871』、75-76頁 ; Wolfe, *The origins*, 1965, p. 393 ; A.H.G., 8J 147 d1256, Ms.

内容としては、会費や資金の徴収、各区の地区委員会や事務局の設置等を促しつつ、監視委員会の設置の目的について述べ、「監視委員会の全メンバーは、革命的社会主義の党に属する」と宣言したうえで、労働者による政権掌握とブルジョワジーの特権廃止を宣言するなど、インター派の直接的な影響が強くみられる。さらに、ボルドーで議会を開催しているヴェルサイユ政府を牽制して、

共和政を多数派の権利よりも上位に位置付ける。それゆえ、直接的に人民投票という手段によるにせよ、あるいは間接的に、多数派の道具たる議会によるにせよ、多数派が人民主権原理を否定する権利を認めない<sup>42</sup>、

と宣言し、共和政の基盤を人民主権におき、議会における多数派によって否定され得ないとした。政治機構として、市政府（パリ）は「革命的社会主義グループに由来する革命的コミューン」を、国政府（フランス）は「革命的諸コミューンと主要な労働者中心地との代表によってつくられる政治的清算の政府」の樹立を目指すことを表明した<sup>43</sup>。

一方、国防政府側は、このような民衆組織の運動の高まりを前にして、プロイセンとの和平交渉をすすめながら、国内の体制を整えるために国民議会選挙をすでに2月8日に実施していた。プロイセンとの戦争を

---

<sup>42</sup> 1871年2月8日に実施された国民議会選挙では、ヴェルサイユ側が多数派を占め、ここに第三共和政府が発足した。

<sup>43</sup> Rougerie, *Paris libre*, pp. 78-80 ; ルージュリ『1871』、76頁。



継続するか、講和するかを正式に決定するためのプロセスの第一歩である。パリでは、約 55 万人の有権者中、33 万人が投票（投票率 60%）した。その結果、当選者の上位は、民衆の支持が厚いルイ-ブラン、V. ユゴー、L. ガンベッタ、M. ガリバルディなど知名度の高い共和主義者たちが独占し、A. ティエール、J. ファーヴルなど国防政府の閣僚たちは下位でかろうじて当選するという選挙結果であった<sup>44</sup>。国防政府は、首都パリに限っていえば、街頭だけでなく国政選挙においても支持基盤は脆弱だった。パリの多くの有権者は、二つの共和国、すなわち人民主権か国民主権のいずれかを選択する選挙において、前者に基づく共和国に投票したのである。

この選挙に向けても、民衆組織が活動し、選挙運動を組織していた。それが選挙結果となって表れていた。二十区中央委員会クラブ **Club du Comité central des vingt arrondissements**、モンタニヤール・クラブ **Club des Montagnards**（第 10 区の急進共和派系クラブ）、インターナショナル連合会議 **Chambre Fédéral de l'Internationale** といった三つの組織名を冠した公認候補リストを印刷したビラには、43 名の共和派と社会主義運動家たちの名前がある<sup>45</sup>。民衆組織をつうじて地域の有権者たちに配布された、このビラの冒頭には「共和派 & 社会主義者合同」**Fusion Républicaine & Socialiste** と記されており、その名称の通りに G. クレマンソー、L. ガンベッタ、V. ユゴー、E. キネら共和派とともに、C. アムルー、C. ドレクリューズ、G. ルフランセ、J. ミオ

---

<sup>44</sup> 当選者 43 名中、国防政府首班 A. ティエールは 25 位、外相 J. ファーヴルは 34 位であった。

<sup>45</sup> *M. P. F., Clarétie, p. 867 ; Wolfe, The origins, p. 350.*

らインターナショナル派の名前もあり、まさに上記にあげたクラブとインターナショナル派が合同 (fusion) した組織だった。別のビラには、パリ二十区選挙クラブ委員会の革命的社会主義者中央委員会 **Comité central révolutionnaire et socialiste des clubs et comités électoraux des 20 arrondissements de Paris** という組織名が印刷されている<sup>46</sup>。ここには、共和派として L.ガンベッタや H.ロシュフォールの名前はあるが、G.クレマンソーも V. ユゴーも E.キネらの名前はない。代わりに、インターナショナル派として、前記のビラにあった人物に加えて、S.ドルール、J.フリユノー、C.ロンゲ<sup>47</sup> (Longuet)、B.マロンたち、後にパリ・コミューン議会の議員として活動するインター派の多くの名前がある。それに加えて、この選挙に際して、インター派とは直接的な関係をもたなかったが、革命的・社会主義者中央委員会が推薦した人物たち、A.ブランキ **Blanqui** の側近フロット **Flotte** や共和派フリーメソンのグピル博士 **Dr.Goupil** (後に、第一次教育委員会委員になる) が含まれていた。組織の多様性とそれを相互に認め合う民衆の意識が、ここに反映されている。

加えて、武力も民衆の手に移りつつあった。パリにおける公的な武装組織は、軍隊、国民衛兵、警察で構成されており、治安は国民衛兵と警察が中心になって担当していた。対プロイセン戦争が始まる前 (1870

---

<sup>46</sup> *M. P. F. Clarétie*, p. 868.

<sup>47</sup> Charles Longuet (1839-1903). ジャーナリスト、教師、インター会員、第16区選出議員、労働・産業・交換委員会、官報編集者、K.マルクスの娘イエニーと結婚。

年 7 月) までは、国民衛兵はパリ市内西部の富裕層地区を中心に約 60 大隊を擁していたが、戦争開始後は、兵力増強のために国民衛兵制度を労働者地区へ適用せざるを得ず、そのため、国民衛兵の規模も拡大していった。1871 年 3 月には、大隊の数は 260 へと大幅に増加していた。治安の主体は権力側から、民衆側の手へと移っていったのである<sup>48</sup>。

3 月 3 日には、パリ全区を結ぶ国民衛兵の連合組織が結成され、15 日には中央委員会が成立する。そのきっかけとなったのは、公開集会、クラブにおける地域の民衆運動との相互作用である。15 日の中央委員会結成は、第 10 区のティヴォリ-ヴォクサル・ホール Tivoli-VauxHall でおこなわれたが、このホールはそれまで、しばしばクラブや散発的な集会がおこなわれており、「二十区代表団中央委員会 *comité central de la délégation des vingt arrondissements*」「共和国防衛者中央委員会 *comité central des défenseurs de la République*」「共和主義連盟委員会 *comité fédéral républicain*」や「マルセイユーズ集会委員会 *comité de la réunion des Marseillais*」、「モンマルトル中央委員会 *comité central de Montmartre*」などが開催され、民衆の意志を表明する場所となっていた。

3 月 18 日の早朝におけるモンマルトルの正規兵部隊による国民衛兵部隊の大砲奪取作戦は、ここまで追いつめられた政府の反撃でもあった。しかし、それは失敗に終わり、国民衛兵中央委員会は民衆組織の動向を見守りながら、一挙に市議会選挙（以下、「コミューン選挙」と記す。）の準備へとむかっていたのである。

---

<sup>48</sup> 柴田『パリ・コミューン』、48 頁；喜安朗、木下賢一「十九世紀民衆運動の論理」『中央公論』第 86 卷 11 号、1971 年、238-239 頁。

### 3. 民衆組織とコミューン選挙

3月26日のコミューン選挙における民衆組織の役割に関する史料は少ないが<sup>49</sup>、医学校クラブ *Club de l'École de Médecine* (第6区)では議員候補者の選出をおこない<sup>50</sup>、レーヌ-ブランシュ・ホールで活動していたモンマルトル・クラブ *Club Montmartre* (第18区)も、できるだけ早いコミューン選挙の実施を求める宣言を36名の連名でおこなった<sup>51</sup>。このモンマルトル・クラブのピラに日付はないが、署名者のなかには、後にコミューン議員となる S.ドルールの名前がみえる。第3区で結成された「人と市民の権利要求結社」*Société de la Revendication des Droit de l'Homme et du Citoyen* が結成した「人と市民の権利要求クラブ」も同様に、パリ市議会の選挙を要求している<sup>52</sup>。前述した第10区のモンタニヤール・クラブは、共和主義者クラブ *Club républicain* と国民衛兵第10師団が共同して、選挙候補者6名のリストを準備し、P.ラストゥール<sup>53</sup> (*Rastoul*)、F.ピア<sup>54</sup>

---

<sup>49</sup> Rougerie, *Paris libre*, p. 139. J.ルージュリは第11区、第14区、第17区の史料に基づき論述している。

<sup>50</sup> F. Maillard, *Élections des 26 mars et 16 avril 1871 : affiches, professions de foi, documents officiels, clubs et comités pendant la Commune, Paris, 1871*, p. 111 ; *M.P.F., Chevalier*, t. 2, p. 113.

<sup>51</sup> *M.P.F., Clarétie*, p. 255.

<sup>52</sup> *M.P.F., Chevalier*, t. 2, p. 168.

<sup>53</sup> Paul Rastoul (1835-?).機械工、モンタニヤール・クラブで活動、第10区選出議員 (*D.B.M.O.F.*, t. 8, pp. 287-288)。

(資料4) コミューン選挙結果

当選者における監視委員会およびインターナショナル派の比率。(1871年4月16日現在の数値を表す。なお、3月26日現在のインターナショナル派の当選者は24名である。)

区	議席数	監視委員会	比率1	インター派	比率2
1	4	2	50.00%	2	50.00%
2	4	4	100.00%	4	100.00%
3	5	3	60.00%	3	60.00%
4	5	4	80.00%	4	80.00%
5	5	3	60.00%	0	0.00%
6	4	2	50.00%	2	50.00%
7	4	3	75.00%	0	0.00%
8	4	2	50.00%	1	25.00%
9	5	0	0.00%	0	0.00%
10	6	4	66.67%	1	16.67%
11	7	2	28.57%	2	28.57%
12	4	0	0.00%	1	25.00%
13	4	2	50.00%	2	50.00%
14	3	2	66.67%	1	33.33%
15	3	3	100.00%	1	33.33%
16	2	1	50.00%	1	50.00%
17	5	4	80.00%	3	60.00%
18	7	4	57.14%	2	28.57%
19	6	3	50.00%	2	33.33%
20	4	2	50.00%	0	0.00%
	91	50	54.95%	32	35.16%

(1) 各議員をインター派とする選別基準は、*D.B.M.O.F.*に基づいた。(2) 10区は、3月28日では議席5であったが、3月30日には議席6に変更されている(*P.V.C.*, t. 1, pp. 64-68の選挙管理委員会表明)。(3) *comité de vigilance*の各区傾向は *Wolfe, The Origins*, pp. 110-114の分析に基づいた。

<sup>54</sup> Félix Pyat (1810-1889). 文筆家、セーヌ県選出国民議会議員、第10区選出議員となり、執行委員会、財務委員会で活動 (*D.B.M.O.F.*, t. 8, 262-264)。

(Pyat)、C.F. ガンボン<sup>55</sup> (Gambon) たちが高得票率で当選を果たした。選挙の翌日、3月27日には第14区のブーラル街36番地で監視委員会が開かれ<sup>56</sup>、トンプ-イソワール街と区役所広場にある修道院学校、メゾン-デュ・ホールでは監視委員会の後援で集会が開催された<sup>57</sup>。第7区でも、4名の議員のうち監視委員会が支援するプレ-オ-クレル公開集会のメンバー、F.N. パリセル、R. ユルバン、A.A. シカールたち3名が当選した。

この選挙結果にみる監視委員会委員の当選者を区ごとに比較すると、「資料4」の通りとなる。

監視委員会委員の比率を各区議員定数に対する当選者中の監視委員会委員の比率で表し、インターナショナル派占有率は、各区議員定数に占めるインターナショナル派当選者の比率で表した。これらの比率から、監視委員会が選挙において大きな役割を果たしたこと、インターナショナル派による独占的な位置は確立されていなかったこと、地域(区)ごとに大きな差異があったことが示されている。

議席数に占める監視委員会委員とインターナショナル派の比較では、全議席数に占める監視委員会委員は約55%に達している一方、インターナショナル派は約35%であり、議会全体で見れば、監視委員会の影響力がより大きいことになる。監視委員会の内部にインターナショナル派が含まれているため、監視委員会委員とインターナショナル派の比率

---

<sup>55</sup> Charles Gambon (1820-1887). 弁護士、第10区選出議員、法務委員会で活動 (*D.B.M.O.F.*, t. 6, pp. 123-124)。

<sup>56</sup> Johnson, *op.cit.*, p. 170.

<sup>57</sup> *Ibid.*

は概ね比例しているが、比率の差が大きい区がいくつかあり、第 5 区（監視委員会 60%、インターナショナル派 0%）、第 7 区（同 75%、同 0%）、第 10 区（同 67%、同 17%）、第 15 区（100%、34%）、第 20 区（50%、0%）では、インターナショナル派は監視委員会委員の人数比率の半数にも満たなかった。第 12 区では監視委員会委員は皆無で、インターナショナル派も 1 人（25%）だけであった。これらの数値は、監視委員会の発足時（1870 年 9 月）にはインターナショナル派が主導していたが、コミュン選挙時（1871 年 3 月）には共和急進派やブランキー派が監視委員会に浸透していたことを示している。

本節では、1870 年 9 月から 12 月の時期における公開集会が、帝政下における規制から解放され、民衆組織として定着していく過程を、まず考察し、さらに復活した共和国が進むべき方向性をめぐって、王党派を含む旧体制派と決別する中で、民衆組織が革命組織へと変化していく状況を組織運営の規約などから確認した。年が改まり、1871 年 1 月以降になると、民衆組織は 2 月の国民議会選挙、3 月のコミュン選挙を経験することにより、地域の民意を集約する組織として成長し、やがて各区の自治組織、区行政組織への関与を深めていく。

## 第 2 節 民衆組織の活動

パリ・コミュンの発足後、民衆勢力は社会的組織として、各区、地域の行政機構に一員として参加する一方、それまでと同様、集会を通じて民衆の意識形成を図った。

J.ブリュアは、パリ・コミュンと民衆組織、特にクラブとの関係について、二つの側面があったことを指摘し、「根底からの支持と油断の

ない批評精神を同時にあわせもつものであった」と述べている。つまり、クラブの民衆たちは自らが投票し、選出した議員による議会を支持し、役立つ提案をして協力すると同時に、その議会を用心深く監視し、ときには非難さえしたというのである<sup>58</sup>。

### 1. 民衆による主権の行使

パリ・コミューンにおける中央組織と地域間の葛藤は、具体的には議会と地域の国民衛兵や監視委員会、クラブとの関係において考察されるが、それはとりもなおさず人民主権の実行にともなう葛藤と混乱であり、コミューン体制に必然的にもたらされたものであった。この点、R.D. ウルフは、「革命的社会主義は、民衆クラブと監視委員会のなかにおける、独自の見解と活動の間の相互作用から生まれたものであった」<sup>59</sup>と民衆組織を評価し、パリ・コミューンにおける人民主権の実践が民衆間における相互の意思疎通がおこなわれる中で実現されたものであると述べている。

監視委員会やクラブは区を単位とする地域行政や警察権力（警察機構）の一端を担い、国民衛兵は各区ごとに配置された師団組織を背景に、パリ・コミューン自体に対しても大きな影響力をもっていた。本節では、パリ・コミューンにおける人民主権の実行が、地域を主体として構造的に遂行されたことについて、第8区、第11区、第14区を中心に、そ

---

<sup>58</sup> Bruhat, *op. cit.*, p. 166.

<sup>59</sup> Wolfe, *The origins*, p. 388. « ... revolutionary socialism was a product of the interaction between their original views and their activity within the popular clubs and committees.... ».



の実態を考察する。さらに、食糧や燃料の不足、戦死者の増加など、逼迫する日常的課題を突き付けられているなかで、教育あるいは公教育が民衆組織とどのような関わりをもち得たのか、検討を加える。

4月末から5月初旬にかけて、議会を二分する白熱した議論となった公安委員会の設置をめぐる問題では、議会内部に多数派と少数派という分裂を生んだ。

パリ中心部のニコラ-デ-シャン教会（第3区）を会場としたコミューナル・クラブ *Club communal* では、4月30日、コミューン議会に対して公安委員会の設置を要求する決議がおこなわれた。この決議に続きその翌日、5月1日にはコミューン議会の辞任議員の補充選挙のやり直し、公安委員会設置案の支持、パリ市内の教会を公開集会とクラブの施設として夕方に利用することが決議され<sup>60</sup>、この決議は第1区選出議員 P.ヴェジニエ<sup>61</sup> (*Vésinier*) によって3日に開催されたコミューン議会の場において報告、提案された。5日には「民衆へ」という呼びかけのもとで、「コミューナル・クラブの原則の宣言」がおこなわれ<sup>62</sup>、その翌日、6日には B.ランデック (*Landeck*)<sup>63</sup>が要求した、「コミュニ

---

<sup>60</sup> S. Edwards, *The communards of Paris, 1871*, Ithaca, 1973, p. 100; *P.V.C.*, t. 2, pp. 89-90.

<sup>61</sup> Pierre Vésinier (1824-1902). ジャーナリスト、インター会員、第20区監視委員会委員、補充選挙（4月16日）により第1区選出議員となる (*D.B.M.O.F.*, t. 9, pp. 305-307)。

<sup>62</sup> Edwards, *op.cit.*, p. 99.

<sup>63</sup> Bernard Landeck (1832-?). ポーランド出身、インター会員、宝石細工職人、モリエール・ホール、サン-ルー教会クラブ *Club de l'Église St. Leu*、

ンは、人民らの協会を抛りどころにするべきだ」という動議とそれが承認されたことを伝える記事が『ブリュタン・コミューナル』紙に掲載されている<sup>64</sup>。

これらコミューナル・クラブの決議や宣言は、この時期のクラブの態度が明確に示されているので、同「宣言」の一部を、以下に示した。

コミューナル・クラブの目的は、（中略）人民の権利を守り、人民がみずから統治できるように人民に政治教育をおこなわせ、われわれの受任者が原則を逸脱すれば原則を思いださせ、彼らが共和国を救うためにおこなうすべてのことで彼らを支持し、なかんづく、その受任者の行為の監視という権利を放棄すべきでない人民の主権を確立することにある。人民よ。公共集会や出版を通じて、みずからを統治せよ。諸君の代表者たちに圧力をかけよ。彼らが革命の道を行きすぎるということはない。もし受任者たちがためらったり、立ちどまったりすれば、われわれの目標、すなわちわれわれの権利の獲得、共和国の強化、正義の勝利に行きつくように、彼らをかりたてよ<sup>65</sup>。

この宣言は、有権者と議員（受任者）の関係について人民主権に基づくことを明白にし、民衆自身の政治的覚醒をも促している。公安委員会

---

ニコラ-デ-シャン教会クラブ Club de l'Église St. Nicolas-des-Champs 等で活動（*D.B.M.O.F.*, t. 7, p. 8）。

<sup>64</sup> *Bulletin communal*, le 6 mai, 1871.

<sup>65</sup> 柴田『パリ・コミューン』、146-147頁。

の設置をめぐっては多数派と少数派の議論にみられるように、議会の中では意見が大きく分かれる問題であったが、第 3 区のコミューナル・クラブは設置を支持することによって、革命をさらに前進させ、人民主権の実現を目指したのである。この間、同区では、4 月 23 日にフェディナン-ベルトゥ街、ヌーヴ-ブール-ラベ街、ベアルン街に非宗教系学校 3 校を開校し、5 月上旬にはパルク-ロワイヤル街に孤児院を、ヴィエイユ-デュ-タンブル街に非宗教系学校をさらに開校している<sup>66</sup>。

同じくパリ中心部に近い第 8 区では、民衆組織による公安委員会に対するこのような支持の姿勢を、監視委員会委員の活動を地域行政のなかで具体的に示すことによって、その政治的立場を明らかにした。

3 月 20 日、モンマルトルにおける騒擾によって、政府がヴェルサイユへ逃亡し、政治的・軍事的空白が生じた翌々日に、国民衛兵第 8 師団の師団長であった J. アリクスは、第 8 区の区役所を占拠した。その後、コミューン議会選挙（3 月 26 日）を経て議員となり、区長に就任するや、早々と第 8 区の監視委員たちを区業務の要職に就けた。A. ルバ (Lebas)<sup>67</sup>とブラン (Blanc) を助役に任命し、V.P. リシャール

---

<sup>66</sup> J.O., p. 350. (le 23 avril, 1871) ; M.P.F., 1874, t. 2, p. 520.

<sup>67</sup> Adolphe Lebas (1849- ?) .レース店勤務、第 71 大隊に所属、父とともにインターナショナルの会員で、国民衛兵参謀隊長、第 8 区ヨーロッパ地区警視を務めた (D.B.M.O.F., t.7 , p. 50) 。 3 月 29 日に警察、監視代表委員に任命され、4 月には、助役に任命され、軍事関係においても、アリクスの片腕として活動し、通行証の発行、パン屋の夜間労働禁止違反者の摘発等 (5 月 5 日には履行状況を点検する命令書の発行をおこなったが、5 月 10 日にアリクスとともに秘密裏に逮捕され、マザス監獄の独房に留置された。

(Richard) <sup>68</sup>、L. ブルレ (Bourlet) <sup>69</sup>、テシエ-ド-マルグリット (Tessier de Margueritte) <sup>70</sup>、J. ビゴ (Bigot) <sup>71</sup>を区行政委員

---

この留置について、市役所市民警視 commissaire civil の E. ドラシャペル (Delachapelle) の書簡がある (A.H.G., 8J 10 d548, Ms.)。

<sup>68</sup> Victor Pierre Richard (? - 1912) . 乾物屋、ボワシー-ダングラ街 29 番地に居住、共和主義者委員会 Comité républicain、第 8 区監視委員会委員、J. アリクス的主張で助役に就任し、特に軍事と食糧を担当した。L. ブルレとともに、J. アリクスの命令の下、区行政をすすめた。4 月 16 日のコミューン補充選挙では投票用紙の配布を務めた (D.B.M.O.F., t. 8, pp. 337-338)。

<sup>69</sup> Louis Bourlet (1838- ?) . 紳士物衣料品商、行政委員 membre de la municipalité と監視委員 comité de vigilance を務め、特に財務を担当した。財務担当者として区内のさまざまな金庫から資金を確保した、軍事事務所に務めた (A.H.G., 8J 10 d548, Ms.) (D.B.M.O.F., t. 4, p. 389)。

<sup>70</sup> Tessier de Margueritte (1835 - ?) . パリ攻囲が始まった時期から国民衛兵第 69 大隊の大隊長を務めたが、11 月 31 日の騒擾事件で罷免され再任されることはなかった。コミューン下では、区行政委員 (4 月 16 日の選挙により)、監視委員を務めた。貴族の出身で、男爵 (Tessier, baron de Margueritte) であった (D.B.M.O.F., t. 7, p. 256)。

<sup>71</sup> Bigot (?- ?) . 元パン職人親方でありながら、政治に関与することが多かった。コミューン下では区行政委員となり、軍事事務所 bureau militaire に務め、徴兵拒否者の逮捕を進めた。5 月 14 日には警察中央委員 commissaire central de police を務めた (D.B.M.O.F., t. 4, pp. 297-298)。

membre de la municipalité に、シュミット (Schmidt) <sup>72</sup>を局長に、古くからの市役所職員 A.H. コパン (Coppin) <sup>73</sup>を事務長に任命したのである。3月18日の騒擾事件以前から、第8区では、監視委員会が区行政を管理していたという説もあるが、どちらにしてもパリ・コミューンの発足以前に、監視委員会が区行政を把握していたことに変わりはない<sup>74</sup>。また、パリ・コミューンが選挙を経て正式に成立する以前の時点で、第8区の国民衛兵師団長であった J. アリクスが、これら監視委員会の委員を動員して行政の実権を握っていたことは注目に値する<sup>75</sup>。

---

<sup>72</sup> Schmitz あるいは Schmidt(?-?)。軍事事務所 bureau militaire に務めた (*D.B.M.O.F.*, t. 9, p. 105)。

<sup>73</sup> Alfred Hippolyte Coppin(?-?)。フォンタラビ街9番地(第20区)に居住、J. アリクスが区役所では常に中佐の軍服とサーベルを身につけていたと証言し、3月20日に区役所に現れ、彼を補助する職員と一緒に区業務の再編をおこなったと述べている。軍事事務所は外国人の職員を動員し、他の事務所も新しい職員を配置し、E. ヴァイヤンや R. リゴーは戸籍事務所の代表委員を務めていたと証言 (*A.H.G.*, 8J 10 d548, Ms.)。

<sup>74</sup>監視委員会の委員たちは、モンマルトルの騒擾事件があった3月18日の翌々日には、国民衛兵第8師団長であったアリクスによって区の行政を任せられたという説もあるが、それ以前にすでに監視委員会の委員たちの管理下にあったという証言もあり、監視委員会委員たちが区行政の機能を担っていたのは、J. アリクスが区を占拠する以前からであったというのである

(*A.H.G.*, 8J 10 d548, Ms.)。

<sup>75</sup> その翌日3月21日に、J. アリクスは、パリ広場司令官の命令として、フランス-ユジェーヌ兵舎に国民衛兵第3大隊を集合させた。29日には旧警察

5月11日には、4月26日付のコミューンの布告に基づき、同区監視委員会の7名を区内の徴用、武器徴発、宣誓拒否者の捜索に関する任務を与えている<sup>76</sup>。なお、この文書はL.ブルレ、G.ピケ、シュミットの三名が任命者として署名したうえで、第8区選出議員のR.リゴー

---

を解体し、新たに警察、監視代表委員としてビロ (Billot)、A.ルバ、プラン、L.モルトロル (Mortierol) \*を任命した。4月に入り、2日にはJ.アリクスの命令により、区会計局に押しかけ「徴発」をおこなった。この時は、プラン (Poulain)、A.H.コパン、A.ルバ等が現場におり、会計局には8万フランあったと証言。4月11日、区代表委員 *délegué à la Mairie* としてG.ピケを任命し、4月17日には区食糧支援所 *cantines municipales* を立ち上げ、5月7日には避難者のために建物の徴用をおこなった。その後、コムニーンによってJ.アリクスが逮捕されると、V.P.リシャール、L.ブルレ、テイシエ-ド-マルグリットがその代役を務め、J.ピゴーが中央委員 *commissaire central* を務めた。J.アリクスはその後、G.ランヴィエ (公安委員会) の命令により5月22日に解放されている (A.H.G., 8J 10 d548, Ms.)。\*Emile Léopold Mortierol (1845 - ?)は建築家、国民衛兵中央委員会委員、警視を務めた (D.B.M.O.F., t. 8, pp. 7-8)。

<sup>76</sup> A.H.G., Ly27, Ms. 警察文書、7名とは監視委員のJ.ピゴ、E.ピフォ (Piffault)、アグスタン (Agoustin)、ドロリエル (Delauriere)、E.ポーシュ (Bauche)、J.B.ダンヌヴィル (Denneville)、F.ブレスレ (Bressler) である。4月26日付のコミューンの布告とは、コムニーン議会と区行政との間における権限の分担について、軍事関係を除く区行政については区行政機関が担当するという布告を指す。

77と E.ヴァイヤンが承認の署名をしている。このことから、区行政の人事については、監視委員会の自律性を担保しながら、表面的にはコミューン議会の権威を尊重していたことが示唆されている。なお、同日に、国民衛兵としての兵役義務を果さずに逃亡している人物について、不動産所有者、家主、管理人に対して、48 時間以内に区軍事事務所 *Bureau d'armement* に通報することが布告されており<sup>78</sup>、この布告でも、その前文で公安員会の権限が第 8 区監視委員会に委譲されていることが明記されている。この案件は第 8 師団と国民衛兵の協力のもとに遂行すると述べ、監視委員会事務総長という職名とともに、シュミットの署名が付されている。

これとほぼ同様の内容の文書として、5 月 14 日の布告では、国民衛兵の協力の下に調査委員を任命すること、不動産所有者、家主、管理人は調査票の受領から 24 時間以内に記入のうえ提出すること、この調査に支障を与える者に対しては罰則が科されること、とされている。この文書には、監視委員会委員 3 名の署名 (F.ブレスレ<sup>79</sup> (Bressler) E.ボーシュ<sup>80</sup> (Bauche) J.ビゴ) がある<sup>81</sup>。

---

<sup>77</sup> Raoul Rigault (1846 - 1871). 医学生、ジャーナスト、第 8 区選出コミューン議員、保安委員会、検事を務める。聖職者の逮捕と処刑命令を下した (*D.B.M.O.F.*, t. 8, pp. 344-345)。

<sup>78</sup> *A.H.G.*, Ly27, Ms.

<sup>79</sup> Eugene François Bressler (1842 - ?). 行商人、第 8 師団で宿営、軍事事務所委員を担当 (*D.B.M.O.F.*, t. 4, p. 411)。

<sup>80</sup> Emile Bauche (? - ?). 国民衛兵第 69 大隊、第 1 中隊に所属し、第 8 区軍事事務所委員を担当 (*D.B.M.O.F.*, t. 4, pp. 212-213)。

5月14日の監視委員会事務総長としてシュミットの署名がある文書も、同様に公安委員会から権限を委譲されたとしたうえで、監視委員会から J. ビゴを警察中央委員に任命し、G.ピケにその業務指示概要を作成させることを提案することを布告したものである<sup>82</sup>。同日付けの文書として、他にも公安委員会からの権限委譲により業務命令をおこなったものがあり<sup>83</sup>、こちらもシュミットの署名が付されている。

第8区の監視委員会は9名で構成していたが<sup>84</sup>、そのうち E. ボーシュと F. プレスレは区軍事委員会に所属し、E. ピフォ<sup>85</sup> (Piffault) と

---

<sup>81</sup> A.H.G., Ly27, Ms.

<sup>82</sup> *Ibid.*

<sup>83</sup> *Ibid.*

<sup>84</sup> *Ibid.* によれば、<<Bourlet, Piquet, Schmidt(Secrétaire générale), Bigot(commission centrale de police), Bauche(délégué au recensement, membre de comité militaire), E. Bressler(bureau militaire, membre de commission militaire), Pilfault(bureau militaire), Denneville(bureau militaire, secrétaire à la commission militaire), Richard>>と記載されている。

<sup>85</sup> Eugene Piffault (1825 - ?). 文具書籍商、攻囲中は第3大隊第2中隊に所属し、妻とともにクラブへ出席し、1871年4月16日の補充選挙事務を担当し、5月11日に軍事事務所委員を務めた (D.B.M.O.F., t. 8, p. 180)。



J.B. ダンヌヴィル<sup>86</sup> (Denneville) は徴兵業務などをおこなう区軍事事務所で区業務を担当していた。監視委員会事務総長を務めていたシュミットは全体の業務にかかわっており、監視委員会が組織として公安委員会から委譲された権限を区行政の広範囲の分野で執行していたことを窺わせる。

5月16日には、区内に3軒の公設肉店が開設されたことが監視委員会の名の下に布告され、V.リシャールとE.ヴァイヤンの署名が付されている<sup>87</sup>。

監視委員会のメンバー<sup>88</sup>による区役所業務の遂行にあたって、統括したのがテシエ-ド-マルグリット、L.ブルレ、G.ピケ (Picquet)<sup>89</sup>であった。これらの委員たちは、区行政の要である財政と警察をおさえて

---

<sup>86</sup> Augustin Denneville (1841 - ?). 銅製品旋盤工、第8師団軍事事務所委員を務め、第69大隊に所属し、インター会員 (D.B.M.O.F., t. 5, p. 180)。

<sup>87</sup> A.H.G., Ly16, Ms.

<sup>88</sup> A.H.G., Ly16, Ms.の監視委員会リストによれば、<<Bourlet, Picquet(Gustave), Schmidt, Bigot, Bauche, Bressler(Eugene), Piffault(Eugene), Denneville (Jean Baptiste), Richard, Bleine (A), Billot, Morterol, Lebas>>の13名と記載されている。A.H.G., Ly27, Ms.の監視委員会リストによれば、<<Bourlet, Piquet, Schmidt, Bigot, Bauche, Bressler, Piffault, Denneville, Richard>>の9名という記載がある。

<sup>89</sup> Gustave Picquet (1830- ?) .Joseph Piquet とも名乗る。染物職人 (D.B.M.O.F., t. 8, p. 195)。

いた。財政については、L. ブルレが行政委員 *membre de la municipalité* になり、特に財務を担当し、区役所のさまざまな財源から資金を確保するとともに、軍事事務所も管轄した<sup>90</sup>。

その後、前述のように、パリ・コミューンによって、一時期区長 J. アリクスと助役 A. ルバが逮捕されると、V.P. リシャール、L. ブルレ、テシエ-ド-マルグリットがその代役を務め、J. ビゴが警察中央委員 *commissaire central* を務めた。

第 8 区監視委員会は、公安委員会から権限を委譲され、同区内における物資徴発や反コミューン派の搜索とそれに関連する要員の任命をおこない、さらに戦死した国民衛兵の妻や子供への年金の支払いの決定、食糧の確保という範囲まで活動を広げていた。監視委員会の委員たちが区行政のさまざまな部門の業務を分担し、同時にコミューン派遣議員と連携しながら、必要に応じてパリ・コミューンの中央執行組織の權威によって、地域における公的活動を根拠づけた。

この他、監視委員会の後援のもと、区長 J. アリクスと共同シトリアート体育館において女性同盟クラブを開催しており<sup>91</sup>、監視委員会が区業務に密接にかかわっていただけでなく、区内の女性たちの民意の集約をも図っていたことを示唆している。

第 8 区の区行政の下で進められた、公教育の非宗教化については、第 1 章第 2 節で述べたように、区行政における民衆組織が大きな役割を果たした。第 8 区ではコミューンの成立以前より活動していた監視委員会が区行政の中心を担っていたのである。

---

<sup>90</sup> A.H.G., 8J 10 d548, Ms.

<sup>91</sup> Johnson, *op.cit.*, p. 169.

この区行政を中心となって進めたのが J. アリクスと監視委員会の委員たちであった。助役の A. ルバと教育行政の代表委員 E. レヴェクが新しい教育理念に基づく教育制度を確立しようと努め、近接する市庁舎のコミューン議会、セヌ川をはさんで向かい合っている第 6 区の諸官庁との連携を模索しながら活動をおこなった足跡が示されている。

同じ第 8 区選出議員でありながら、コミューンの組織の中でもひときわ存在感があった E. ヴァイヤンと比べ、区行政というレベルにおいてはむしろ J. アリクスの方が実質的な影響力をもっていたこと、そしてそのいきさつがここに示されている。前述した A.H. コパンの証言でも、「ヴァイヤンやリゴーは戸籍事務所の代表委員を務めていた」<sup>92</sup>とあり、コミューン議会においてはそれぞれ発言力があり、要職（教育委員会代表、検事総長）についていた議員であったが、選出母体である地元の区の視線からみれば、区の実権は J. アリクスに握られ、彼が配置した監視委員会のメンバーが表面上はコミューン議会の権威を尊重しつつ、実質的な行政を自らの手で進めていたことが考察される。

第 11 区でも最初に動いたのは国民衛兵の組織だった。前年の 11 月の区長選挙の結果、J. モチューが区長を務めていた。しかし、3 月 18 日の騒擾の翌日、国民衛兵の C.R. カペラロ<sup>93</sup> (Capellaro) と A. ベジ

---

<sup>92</sup> A.H.G., 8J 10 d548, Ms.

<sup>93</sup> Charles Romain Capellaro (1826-1899). イタリア系移民の家系でフランスに帰化、三人兄弟の長男、既婚、三人の子どもの父。優れた彫像彫刻家で、1863 年、65 年、66 年のフランス全国展覧会で三つのメダルを獲得した。第 11 区シュマンヴェール街に居住し、国民衛兵第 195 大隊第 2 歩兵中隊で兵役に就いた。中隊代表になり、後に大隊代表、最終的に師団代表に選ばれ

エ<sup>94</sup> (Bézier) が区役所を占拠し、その指揮の下で、区の行政を担当する委員の選挙を実施し、区の諸業務を監督する民事代表委員会 *Délégation Civile* を結成した<sup>95</sup>。

3月26日のコミュン選挙では、C.R. カペラロは「共和・民主・社会主義中央選挙委員会」の活動に加わった<sup>96</sup>。この委員会には、C.R. カペラロの他に、アンドレ (André)<sup>97</sup>、J. ボー (Baux)<sup>98</sup>、ボケ

---

て、中央委員会委員となった。彼はインターナショナル派とは関わりがないと主張しているが、おそらくは関わっていたものと思われる。というのは、一緒に活動していた仲間であり、インターナショナル派の A. ギョーム

(Guillaume) が4月17日に彼に書簡を書いており、そのなかで師団を組織するつもりなら、同志のフェ (Fée) と連携をとるべきだと助言しているからである (8J 187 d458, Ms.) (*D.B.M.O.F.*, t. 4, pp. 475-476)。

<sup>94</sup> Antoine Bézier (1835 - ?). 会計、国民衛兵バフロワ街小委員会、連盟兵支援、食糧業務を担当 (*D.B.M.O.F.*, t. 4, p. 291)。

<sup>95</sup> A.H.G., 8J 187 d458, Ms.の文書 (1871年12月4日) では、軍事事務所の区行政のなかにおける位置づけについて重要な示唆を与える叙述がある。この文書は、裁判のために証言や証拠を集める過程で、軍事事務所の役割について報告したもので、軍事事務所の設置を基礎にした区行政の再編を試みるというものである。

<sup>96</sup> *M.P.F., Chevalier*, t. 2, pp. 84-85.

<sup>97</sup> André (? - ?). コミュン選挙時に国民衛兵中央委員会、コミュン選挙時に共和-民主-社会主義者合同委員会で活動。連盟兵小委員会に所属し、ギロチンの焼却処分を実施 (*D.B.M.O.F.*, t. 4, p. 118)。

(Bocquet)<sup>99</sup>、クラヴィエ (Clavier)<sup>100</sup>、クザン (Cousin)<sup>101</sup>、  
デュマ (Dumas)<sup>102</sup>、J. リアズ (Liaz)<sup>103</sup>、L. マルティ (Marty)  
<sup>104</sup>、ミシエ (Missier)<sup>105</sup>、ルニヨー (Regnault)<sup>106</sup>、トゥルノ

---

<sup>98</sup> Jean Baux (1820- ?). 機械工、インター会員、サント-マリー街[sic.St. Maur]63番地に居住。第232大隊所属、武器弾薬調達担当。軍事事務所の場所を徴発し設置した、同事務所に5月11日から27日まで務める。消息不明 (8J 187 d458) (*D.B.M.O.F.*, t. 4, p. 221)。

<sup>99</sup> Bocquet (? - ?). 車両装飾画家、オーベルカンプ街委員会委員長第二補佐、アンドレとともに3月26日のコミューン選挙活動に従事 (*D.B.M.O.F.*, t. 4, p. 327)。

<sup>100</sup> Clavier (? - ?). オーベルカンプ街委員会委員、3月26日のコミューン選挙活動に従事 (*D.B.M.O.F.*, t. 5, p. 122)。

<sup>101</sup> Cousin (? - ?). 法律家、オーベルカンプ街委員会委員、3月26日のコミューン選挙活動に従事 (*D.B.M.O.F.*, t. 5, p. 195)。

<sup>102</sup> Dumas (? - ?). 仲買人、オーベルカンプ街委員会副委員長、3月26日のコミューン選挙活動に従事 (*D.B.M.O.F.*, t. 5, p. 407)。

<sup>103</sup> Jean Liaz (1815- ?). パリ20区中央委員会委員、第12区助役、区教育委員 (*D.B.M.O.F.*, t. 7, p. 204)。

<sup>104</sup> Louis Marty(1830- ?). 宝石細工職人、オーベルカンプ街委員会委員、3月26日のコミューン選挙活動に従事、第11区代表委員会、第29大隊長 (*D.B.M.O.F.*, t. 7, p. 287)。

<sup>105</sup> Missier(? - ?). オーベルカンプ街委員会委員、3月26日のコミューン選挙活動に従事 (*D.B.M.O.F.*, t. 7, p. 374)。

(Tournot)<sup>107</sup>たち、後に区の行政を担う民衆活動家が幅広く結集していた。これらの人びとが活動する共通地盤が、主に国民衛兵小委員会である「オーベルキャンプ街 56 番地の 2 委員会」Comité de la Rue Oberkampf, 56bis であったことも、運動の地域性と社会的結合関係をよく表している。

選挙後の 3 月 31 日に開催された第 11 区委員会の会議議事録には、

(前略) マグドネル (Magdonel)<sup>108</sup>とダヴィッド (David)<sup>109</sup>が民事業務代表 *délégué civil* に任命された。市民カペツラロは、代表の一人に就任するよう要請されたが、これを辞退した。  
(中略) 民事業務代表団・マグドネルとダヴィッド、庶務課 *secrétariat*・ギヨーム (Guillaume)<sup>110</sup>、経理課 *caisset*・ベジエ、食糧の調達支給 *alimentation*・リブレ (Riblet)<sup>111</sup>とバ

---

<sup>106</sup> Regnault(? - ?). 時計商、オーベルキャンプ街委員会委員長、3 月 26 日のコミューン選挙活動に従事 (*D.B.M.O.F.*, t. 8, p. 308)。

<sup>107</sup> Tournot(? - ?). 訴訟主査、オーベルキャンプ街委員会委員、3 月 26 日のコミューン選挙活動に従事 (*D.B.M.O.F.*, t. 9, p. 227)。

<sup>108</sup> Magdonel(1832 - ?). 家具指物師、インター会員、第 11 区代表委員会 (*D.B.M.O.F.*, t. 7, p. 211)。

<sup>109</sup> François David(1835 - ?). 石工、インター会員、第 11 区代表委員会、プロレテール・クラブで活動、ギロチンの焼却処分を実施 (*D.B.M.O.F.*, t. 5, p. 241)。

<sup>110</sup> Apollon Guillaume(1839- ?). 教師、インター会員、第 11 区調査委員会書記長 (*D.B.M.O.F.*, t. 6, p. 269)。

ルトウネ (Parthenay) <sup>112</sup>、福祉課 *assistance*・コラ (Collas) <sup>113</sup>、武器と武装の支給管理 *armement et équipement*・パテ (Patey) <sup>114</sup>とサンボゼル (Simbozel) <sup>115</sup>、ただし中央評議員のアヴリアル (Avrial) <sup>116</sup>と協力すること、戸籍管理 *état civil*・ジロー (Giraud) <sup>117</sup>、民警 *Officier municipal*・ジョー (Jaud) <sup>118</sup>、図書館長 *bibliothèque*・イジエーズ

---

<sup>111</sup> Edouard Riblet(1840- ?). 建設、建具職人、第 11 区代表委員会、第 11 区警察警視、司教の逮捕と聖職者の追放を実施 (*D.B.M.O.F.*, t. 8, p. 330)。

<sup>112</sup> Jean Parthenay(1838- ?). 家具職人、第 11 区代表委員会、クラブにおいて活動、『ル・プロレテール』紙に寄稿 (*D.B.M.O.F.*, t. 8, p. 95)。

<sup>113</sup> E. Collas(? - ?). 第 11 区代表委員会で活動 (*D.B.M.O.F.*, t. 5, p. 145)。

<sup>114</sup> Nicolas Patey(1828- ?). 文字装飾職人、第 11 区代表委員会、バフロワ街中央委員会で活動 (*D.B.M.O.F.*, t. 8, p. 100)。

<sup>115</sup> Alfred Simbozel(1840- ?). 木像彫刻家、インター会員、第 11 区代表委員会、フォブール=デュ=タンブル地区委員会で活動 (*D.B.M.O.F.*, t. 9, pp. 131-132)。

<sup>116</sup> Germain Avrial(1840-1904). 機械工、インター会員、第 11 区代表委員会、第 11 区選出コミュン議員、労働・交換委員会および執行委員会で活動 (*D.B.M.O.F.*, t. 4, pp. 161-163)。

<sup>117</sup> Antoine Giraud(?- ?). 第 11 区監視委員会、第 11 区代表委員会で活動 (*D.B.M.O.F.*, t. 6, p. 193)。

(Idjiez) <sup>119</sup>、

という人物たちが区業務を担当することになったと記録されている<sup>120</sup>。

4月5日に発表された国民衛兵小委員会と区代表委員会の共同声明にその名前が見えることから、カペラロは3月28日のコミューン発足当初から、第11区区代表委員会 *délégation municipale* の委員を務めていたものと推測される。この共同声明には、C.R. カペラロのほかに、A. ブジエ、E. コラ、F. ダヴィッド、A. ジロー、A. ギヨーム、マグドネル、J. パルトネ、N. パテ、E. リブレ、A. サンボゼルたち区代表委員会と、国民衛兵小委員会 *sous-comité fédéral* 側として、H. コラン (Collin) <sup>121</sup> や F. ファーヴルとともに、アンドレ、ドルガル (Dorgal) <sup>122</sup>、M. ペリエ (Périer) <sup>123</sup> たちの名前が記載されている<sup>124</sup>。

---

<sup>118</sup> Joseph Jaud(1831- ?). 宝石細工師、第11区警察署長として活動 (*D.B.M.O.F.*, t. 6, p. 378)。

<sup>119</sup> Victor Idjiez(?- ?). 図書館司書、小委員会、第11区調査委員会、ギロチンの焼却処分を実行 (*D.B.M.O.F.*, t. 6, p. 355)。

<sup>120</sup> 西岡芳彦「パリ・コミューンにおける地域組織の形成 — 第十一区の小評議会を中心に —」『明学佛文論叢』第39巻、2006年、42-43頁。

<sup>121</sup> Henri Collin(1844- ?). 区委員会 *delégation communal*、軍事事務所で活動 (*D.B.M.O.F.*, t. 5, pp. 148-149)。

<sup>122</sup> Dorgal(?- ?). 国民衛兵小委員会、区代表委員会、ギロチンの焼却処分を実施 (*D.B.M.O.F.*, t. 5, p. 364)。



前記の 3 月 31 日の区行政組織の創成は、コミューン議会における 3 月 30 日の決定、すなわち、コミューン体制下の区行政の組織化という既定方針に呼応して、コミューン議員の下に区行政を統括する小委員会 *sous-comité* を設置した<sup>125</sup>ことからスタートしたことは本章第一節で述べたとおりである。この小委員会は、第 11 区では 25 名で構成されていたが、メンバーのうち 13 名が国民衛兵の各大隊から選出された者で占められて (52%) おり、国民衛兵を中核とした組織だった。しかし、これは偶然の結果ではない。前述したとおり、国民衛兵が主体となって、3 月 18 日の直後から区の行政を把握していたからである。そして、コミューン議会選挙に向けた選挙活動においても、地域の国民衛兵小委員会が主体となって活発に展開されていたのである。

コミューン議会が各区の行政とコミューン議会との関係について命令を出したのは、第 11 区における一連の動きと併行してか、あるいはそ

---

<sup>123</sup> Michel Périer(?- ?). 会計、国民衛兵小委員会、第 11 区調査委員会、ギロチンの焼却処分を実施、『ル・プロレテール』紙編集委員 (D.B.M.O.F., t. 8, p. 125)。

<sup>124</sup> M.P.F., Clarétie, p. 187.

<sup>125</sup> 西岡芳彦、前掲論文、42-43 頁によれば、3 月 31 日に小委員会 *sous-comité* が開催され、12 名の委員が 9 つの業務を分担することが決定されたという。また、西岡は「小評議会 [*sous-comité*] が元来国民軍中央委員会の下部組織であったことがわかる」と述べている。ただし、この日に C.R. カペラロの名前でバフロワ街の公園に駐屯する砲兵への糧秣の支給に関する文書 (8J 187 d458, Ms.) があり、そこには「第 11 区小委員会」というタイトルが記されている。

の後であった。第 11 区が選出した二人の議員、A. ヴェルデュール<sup>126</sup>と H. モルティエ<sup>127</sup>が区への派遣委員 *Délégués à la Mairie* として、第 11 区の「行政管理の指揮をとる」<sup>128</sup>ために区役所に姿を現したものの、戸籍業務 *fonctions de l'Etat civil* 以外に手を広げることはできなかった。

5 月 10 日の布告<sup>129</sup>では、C.R. カペラロは第 11 軍団の軍事事務所 *Bureau militaire* の業務に就き、所長 *président* に就任している<sup>130</sup>。この事務所には、J. ボー、H. コラン、E. デュドワ<sup>131</sup> (*Dudoit*)、C.

---

<sup>126</sup> Augustin Verdure(1825-1873). 教師、会計、ドゥエ師範学校卒、学校長歴任、フリーメソン、インター会員、第 20 区監視委員会委員長、第 11 区選出コミューン議員、教育委員会を担当、妻と娘が孤児院の設立と運営にあたる、流刑地にて教育施設の設置を願い出た (*D.B.M.O.F.*, t. 9, pp. 292-293)。

<sup>127</sup> Henri Mortier(1843-1894). 木工職人、ブランキー派、インター会員 (プロレテール地区委員会)、第 11 区選出コミューン議員、公共委員会、総合保安委員会を担当 (*D.B.M.O.F.*, t. 8, p. 8)。

<sup>128</sup> 4 月 30 日のコミューン議会の決定では、選出区における派遣議員の役割に関する条文の第 1 条で、「コミューン議員はその選出区の行政管理の指揮をとる」と定められている。

<sup>129</sup> *J.O.* p. 528. (le 11 mai 1871).

<sup>130</sup> 5 月 11 日から 27 日まで、その職にあった。 (*A.H.G.*, 8J 187 d458)

<sup>131</sup> Edouard Dudoit (1838- ?). 家具寄木細工職人、監視委員会、第 11 区調査委員会、第 11 区軍事事務所で活動 (*D.B.M.O.F.*, t. 5, p. 398)。

ファーヴル<sup>132</sup> (Favre)、フェルト-メイユ<sup>133</sup> (Feld-Meyer)、E. ピカール<sup>134</sup> (Picard) が業務に携わっていたが、E. コランを除く 5 名はいずれも第 11 師団の各大隊に所属していた。

---

<sup>132</sup> Claude Favre (1835- ?). 木工金箔師。攻囲期に、第 130 大隊の伍長、後に旗手となり、この時期に第 11 区役所の代表委員 *délegué* を務め、3 月 18 日以降もその職を継続し、さらに軍事事務所の職務にも携わり、大砲用の元込め信管を製造した。『ル・プロレテール』紙 5 月 24 日号に寄稿し、最も暴力的な記事「議会の曲芸師たちへ」を署名入りで書いた。さらに、ローヌ県共和主義者連盟に加わり、5 月 21 日の「官報」には執行委員会の声明を發表した。5 月 24 日または 25 日に軍事事務所を辞職した。7 月 9 日に逮捕され、マザス監獄に送られたが 8 月 3 日には、もとの雇用主の嘆願で釈放された (*A.H.G.*, 8J 187 d458) (*D.B.M.O.F.*, t. 6, p. 27)。

<sup>133</sup> Feld-Meyer (?- ?). 第 11 区小委員会、第 11 師団委員会 *Comité de Légion*、第 11 区軍事事務所で活動。『ル・プロレテール』紙購読者 (*D.B.M.O.F.*, t. 6, p. 31)。

<sup>134</sup> Emile Picard (1838- ?). 歴史画家。1872 年 5 月 13 日、第 5 軍事法廷において、欠席裁判により重禁固刑を宣告されるが、1879 年 5 月 17 日に特赦された。1871 年 5 月 7 日に、玉座の間 *Salle de trone* で開催されたクラブの集会で弁士として発言したとの議事録がある (*A.H.G.*, 8J 187 d458, Ms.)。この他、5 月 2 日付けの、監視委員会代表委員の職名のある文書の写し (*A.H.G.*, 8J 187 d458, Ms.)、5 月 20 日付けの公安委員会宛ての軍事事務所の職名のある文書の写し (*A.H.G.*, 8J 187 d458, Ms.)、軍事委員会 *Commission de la Guerre* 宛てにモンルージュ要塞の大砲 80 門と砲

第 11 区は、前述した第 8 区とは異なり、監視委員会の活動が目立つことはなく、国民衛兵組織が区行政の各分野で任務にあたっていた。そこで求められたのが一般民衆との相互理解と協同の意識の醸成だった。民衆たちとの意見の交換の場所とそれを表明する手段が必要だったのである。その答えのひとつが「アンブロワーズ教会クラブ」の創設であり、もうひとつは『ル・プロレテール』紙の創刊だった。

セーヌ左岸では、第 14 区の監視委員会の委員 30 名のうち、6 名が区の行政にかかわる委員に就任していた<sup>135</sup>。コミュン議員 J. マルトレ (Martelet)<sup>136</sup> が中心となって、区行政を司る区委員会 *Commission municipale* を 9 名で構成し、このうち 4 名を監視委員会委員 (ボワイエ (Boyer)、フロラン (Florent)<sup>137</sup>、ガルニエ (Garnier)<sup>138</sup>、ペルール (Perrere)) を充てていた<sup>139</sup>。また、現場の区業務についての執行委員会 *Comité exécutive* については、5 名

---

弾が使われずにあるので引き取るようにとの連絡をおこなった文書 (A.H.G., 8J 187 d458, Ms.) がある (D.B.M.O.F., t. 8, p.165)。

<sup>135</sup> A.H.G., Ly27, Ms.

<sup>136</sup> Jules Martelet(1843- ?). 装飾画家、インター会員、第 14 区コミュン選出議員、公共委員会、第 14 区暫定区行政委員会 *commission municipale provisoire* で活動 (D.B.M.O.F., t. 7, pp. 270-271)。

<sup>137</sup> Florent(?- ?). 第 14 区暫定区行政委員会で活動 (D.B.M.O.F., t. 6, p. 54)。

<sup>138</sup> Garnier(?- ?). 第 14 区暫定区行政委員会で活動 (D.B.M.O.F., t. 6, p. 132)。

<sup>139</sup> A.H.G., Ly27, Ms.

のうち 2 名（ショーデイ（Chaudey）、V. ルフェーヴル<sup>140</sup>（Lefèvre））を監視委員会委員で充てた。V. ルフェーヴルは同委員会のなかで事務局を担当しており、現場の区業務全体をまとめる立場にあった。

これら 30 名の監視委員会の委員たちは、全てが区役所だけで活動していた訳ではない。新体制の下で、警察権力の執行者として、宗教施設の一部である学校や救貧施設を家宅捜索し、聖職者たちを逮捕、追放した監視委員 L. ベルタン<sup>141</sup>（Bertin）と J. ドラリュエル<sup>142</sup>（Delaruelle）の活動は、コミュニンの施策であった教育の非宗教化が、警察権力との関わりにおいて、実際にどのように実行されたのかを検討するうえで、意義深い証言となっている。

L. ベルタンは、印刷職人、インター会員であり、インターナショナル・パリ支部・マルミト第 3 グループ地区委員会の会員で、第 14 区監

---

<sup>140</sup> Victor Lefèvre(1846- ?). 第 14 区監視委員会書記として活動

(*D.B.M.O.F.*, t. 7, p. 83)。

<sup>141</sup> Louis Adolphe Bertin(1840- ?). 印刷工、インター会員、マルミト地区委員会で活動。3 月末にモンパルナス地区の警視に任命された。3 月 30 日プレイザンス教会を家宅捜索し、主任司祭を逮捕、留置、その他の宗教施設の捜索と逮捕を実施した。関係文書（*AHG, 8J 10 d126*）約 150 点がある

(*D.B.M.O.F.*, t. 4, p. 277)。

<sup>142</sup> Jules Victor Delaruelle(1833- ?). 第 11 区トロワ-スール街 35 番地の靴屋だったが、第 14 区監視委員となり、コミュニン期間中は第 14 区に転居した。第 14 区区役所の尼僧院、孤児院から 4 月 14 日に尼僧を追放した

(*D.B.M.O.F.*, t. 5, p. 276)。

視委員会委員でもあった。熱心なクラブ活動家として、メゾン-デュ街のクラブ *Salle Maison Dieu* に出席し、度々過激な発言を繰り返していたことで知られる<sup>143</sup>。一方、J. ドラリュエルは、インターナショナル・パリ支部の個人会員で、元々第 11 区の皮革職人だったが、攻囲期に国民衛兵第 243 大隊第 6 中隊から監視委員会の委員として選出され、3 月 18 日のモンマルトルにおける騒擾事件の際には、それに呼応して第 14 区区役所の占拠に加わった<sup>144</sup>。4 月 9 日、ブラール街 36 番地の「キリスト教原理の修道院学校」*École des Frères de la Doctrine Chrétienne* で開催された集会において、監視委員会により新たに会員として選出され、調査委員会の委員として活動し報告する任務を与えられた。この二人は、コミューンの布告に従って、第 14 区における教育の非宗教化政策の一翼を担ったのである。

L. ベルタンの活動は、3 月末に A. ブルイエ (*Breuilé*)<sup>145</sup> と R. リゴーが署名した命令を受け、警視としてオノラ広場を担当することになった。その直後も、R. リゴーから幾つかの命令を受け取ったとされる<sup>146</sup>。

---

<sup>143</sup> *AHG*, 8J 10 d126.

<sup>144</sup> *AHG*, 8J 147 d1256.

<sup>145</sup> Alfred Breuilé(1847- ?). ジャーナリスト、ブランキー主義者として多くの革命派新聞の発行に携わる。1871 年 5 月 14 日、公安委員会により検事に任命された (*D.B.M.O.F.*, t. 4, pp. 414-415)。

<sup>146</sup> 第 3 軍事法廷における裁判に備えたベルタンの供述書に基づく。この時期、A. ブルイエと R. リゴーは保安委員会で活動し、R. リゴーは警視庁文民代表を務めていた (*A.H.G.*, 8J 10 d126, Ms.)。

L.ベルタンは、3月31日に、プレザンス教会（サン-メダール教会）の捜索とブロンドー主任司祭の逮捕を実行した。この逮捕の翌日には、同主任司祭の身柄を第14区区役所へ移送し、その後警視庁へ連行してR.リゴー、A.シカール（Sicard）<sup>147</sup>と面会させ収監した。宗教関係者以外では、国民議会議員J.ラティエ（Rathier）<sup>148</sup>の逮捕（4月3日、モンパルナス駅にて）も実行している<sup>149</sup>。

4月10日、修道会系学校（第14区区役所広場）から2名の修道士を追放した<sup>150</sup>。L.ベルタンの活動に関する記録は、ここで一旦途切れる。第14区における教育の非宗教化を警察権力の立場から継続したのが、J.ドラリュエルである<sup>151</sup>。

---

<sup>147</sup> Auguste Sicard(1839- ?). クリノリン製造職人、第7区選出コミューン議員、国防委員会を担当（*D.B.M.O.F.*, t. 9, p. 129）。

<sup>148</sup> Jules Rathier(1828-1887). 国民議会議員、共和連盟（*Union républicaine*）に所属。

<sup>149</sup> J. ラティエ（Rathier）の証言によれば、逮捕はされたが不当な扱いはまったくなく、警視庁へ行き、ヴェルサイユへの通行証の手配をしてくれたと述べた。（*A.H.G.*, 8J 10 d126, Ms.）

<sup>150</sup> ピヴェ（Louis Charles Stanislas Pivet）. 修道院長 L.C.S.ピヴェの証言によれば、差し押さえられた備品、金品は区役所の J. マルトレの元へ運ばれたという。（*A.H.G.*, 8J 10 d126, Ms.）

<sup>151</sup> Johnson, *op.cit.*, pp. 114-115 は第14区における監視委員会の変遷について、3月18日、26日、4月9日に監視委員会の運営方法、構成委員に言及している。

J. ドラリュエルは、4月14日、J.ルロワ<sup>152</sup> (Leroy)、B. デカン<sup>153</sup> (Descamps)、J. マルトレ、ボワイエと同行し、区役所広場にあった幼稚園・救貧院(女子修道院長・マルシク (Maroussig)) の家宅捜索をおこない、尼僧たちを追放処分にした。その後、同園を困窮者のための食事提供施設に再編し、J.ドラリュエルは同施設長に就任し、彼の妻を園長に就けた<sup>154</sup>。

その後、4月18日に、J. ドラリュエルはトンプ-イソワール街の女子修道会へ捜索の指揮をおこなったが、実際に執行したのは、セルメ (Selmet)<sup>155</sup>や O. ベイリ (Bailly)<sup>156</sup>というような近隣に在住する警視たちで、尼僧たちの立ち退きを命じた。なお、この捜索に際して、隣家の人物(シェルヴリエ氏、ドロネー夫人)が修道院側に加担したとして逮捕している。J. ドラリュエルは、第14区監視委員会の下にある調査委員会 *comission d'enquête* の一員でもあった。

---

<sup>152</sup> Jean Leroy(1814- ?). 日雇い、第136大隊所属 (*D.B.M.O.F.*, t. 7, p. 137)。

<sup>153</sup> Baptiste Descamps(1836- ?). 元銅形成工、国民衛兵家族委員会、第14区選出コミューン議員として活動 (*D.B.M.O.F.*, t. 5, p. 321)。

<sup>154</sup> *A.H.G.*, 8J 147 d126, Ms.

<sup>155</sup> Selmet(? - ?). 監視委員会議長 *president*、ジャンティリ街に居住。  
(*A.H.G.*, Ly27, Ms.)

<sup>156</sup> Onésime Bailly(1826- ?). 工事現場監督、R. リゴーによって第14区保安委員会代表委員に任命され、警視として活動 (*D.B.M.O.F.*, t. 4, p. 172)。



5月18日には、L. ベルタンの活動が再び、記録されている。ダンフエール街のサン-ヴァンサン-ド-ポール教会を捜索し、助任司祭、尼僧を逮捕した<sup>157</sup>。

L. ベルタンのこうした活動上の職務名は、大半の書類上に警察署 *commissariat de police* と記されていたが、4月3日付文書<sup>158</sup>には、公安担当警視 *commissaire de la sécurité* と書かれていた。この職責は、他の警視に対して指示を与える役割を果していた。

ちなみに、この公安担当警視という職務について、3月30日に逮捕されたブロンドー主任司祭は、L. ベルンタンが公安担当警視を自称していたと証言している<sup>159</sup>。実際、捜索の際に作成した3月31日付の調書への署名に公安担当警視という職務名を使用している<sup>160</sup>。また、日付はないが、4月18日に実施された、区役所広場の尼僧院の財産（現金、証券）の押収に関する命令書には、単に警視とのみ記している<sup>161</sup>。

以上、参照した多くの史料によれば、L. ベルタンが実施した捜索、押収、逮捕の際には、武装した多数の国民衛兵が同行していた。また、第14区選出の議員であり、同区の行政の責任者でもある J. マルトレの命令書を多くの場合、提示していた。

---

<sup>157</sup> *A.H.G., 8J 147 d126, Ms.*

<sup>158</sup> *Ibid.*

<sup>159</sup> *Ibid.*

<sup>160</sup> *Ibid.*

<sup>161</sup> *Ibid.*

4月10日、L. ベルタンが実行した押収や追放について、その命令書の署名は J. マルトレであったが、その職務名はコミューン議員ではなく、区行政委員会委員 **membre de la Commission municipale** と書かれている。

L. ベルタンは、第14区内のすべての宗教施設を搜索し、聖職者全員を逮捕するよう命令したのは T. フェレであり、尼僧の追放と教会の財産を差し押さえることも命令されたこと、そして、サンポール教会主任司祭のインゲ神父 **abbé Inge** の逮捕（4月15日）についても、保安委員会 **commission de la sûreté général** の T. フェレの指示であると述べている<sup>162</sup>。

その一方、教会の差押えは警視庁 **Prefecture de Police** の命令によって行ったとも供述しており、モンルージュのサン-ピエール教会の搜索も警視庁からの指示であったとしている。L. ベルタンが作成した、ダンフェール街のヴィジタシオン修道院で5月15日に実施した搜索と差押えについての調書（警視庁宛）によれば、5月15日から16日にかけて搜索と差押えを実施したが、その命令はパリ・コミューン保安委員会委員 **citoyen délégué à la Sûreté** からであったと記している。

以上から、区の地域権力を執行する際に、民衆組織（監視委員会、警視）、地域組織（第14区選出議員の J. マルトレ）の指揮の下で警察組織として着実に業務をおこなう一方、中央組織（警視庁の R. リゴアあるいは保安委員会の T. フェレ）の指揮を受けていたことが考察される。

---

<sup>162</sup> *Ibid.*

また、治安、非宗教化政策といった様々な側面を有している懸案については複線的な命令系統をともなっていたこと、そしてその命令を執行するにあたっては第 14 区の行政組織、警察、国民衛兵の協力体制が常に保障されていたことが史料から裏付けられる。第 14 区では、この他にも国民衛兵と協力して教育改革を進め、国民衛兵家族委員会という組織との連携で、コミューン議員たちが 4 月 20 日に教育の義務と無償を宣言した。この宣言では、その実施にあたって国民衛兵の家族委員会に責を負わせ、扶養手当の支給と関連づけ、義務教育の完全実施を両親に迫るという内容であった<sup>163</sup>。

## 2. 民衆組織の運営と実態

第 11 区の区役所と同じく、ヴォルテール大通りに面して、約 500 メートルほどの距離に、アンブローズ教会があった。C.R. カペラロとともに、第 11 区の行政を民衆の手で組織化しようとした活動家たちが設立した「プロレテール・クラブ Club des Proletaires (別名、アンブローズ教会クラブ Club de l'Église St. Ambroise)」は、この教会に設置された。このクラブで集会をもつことによって地域住民の社会的要求を吸い上げながら、クラブや区行政の中で公的意見を確立しようと努めたのである。

一般的に、クラブは、本章第 1 節でみたように、クラブを運営する幹事会員、それに賛同する一般会員、そして集会に参加し、時には発言

---

<sup>163</sup> 神奈川大学 M. ヴイヨーム・コレクション。この宣言には、子どもを就学させない場合は扶養手当を支給しないと、記されている。

する聴衆である多数の集会参加者がいることによって、地域における存在意義を有していた。

5月9日から22日までに開催されたプロレテール・クラブの集会の議事録<sup>164</sup>に基づき、会員による発言の有無を確認すると、名前が判明している78名のうち、37名がいずれかの集会で発言しているという結果になる。つまり、会員の約半数が集会で発言していることになる。会員たちの政治・社会への意識、積極性が一定のレベルにあったこと、集会が活発であったことを示している。ここには、3月26日の選挙ポスターに名を連ね、「委任プログラム」の発起人でもあった、クラブ会員アンドレ氏（André、5月9日、12日、16日、17日の集会で発言）やミシエ（5月12日の集会で発言）の名前もある。区役所の代表委員会のメンバーであったF.ダヴィッド（民事業務代表）、J. パルトネ（食糧調達・補給担当）、E. リブレ（同）、A. ギヨーム（庶務担当）、N. パテ（武器・武装調達管理担当）もクラブの会員であった。

会員の約10%を占めていた9名の女性会員のうち、アンドレ夫人（André）<sup>165</sup>、マドレ（Madré）、シュマケ（Schumacker）、ティ

---

<sup>164</sup> A.H.G., Ly22, Ms. 警察による調査史料で、5月9、12、13、14、16、17、18、19、20、22日の議事録があり、各回ごとに議事内容、議長名、議長補佐名等が記録されている。

<sup>165</sup> André 夫人 (? - ?). 洗濯女、夫婦でプロレテール・クラブに所属、クラブ書記 (D.B.M.O.F., t. 4, 118)。

リウ (Thillious, ou Thiourt)、ヴァランタン (Valentin)<sup>166</sup>、ゲルヴェ (Guerver)、メイエ (Mayer) ら 7 名が発言していることが確認できる<sup>167</sup>。クラブ会員リストにはない女性の発言もあり、キュ (Quille) が 17 日と 22 日の集会で発言している。

集会は会員が議長等の進行役を務めていたが、コミューン成立以前からの形式を踏襲し、集会では議長と議長補佐が連続して担当することは少なく、交代制に近い運営方法であった<sup>168</sup>。5 月 9 日は不明だが、12 日は議長 F. ダヴィッド、第一議長補佐アンドレ夫人、第二議長補佐ベイユアシュ<sup>169</sup> (Baillhache)、14 日は議長 F. ダヴィッド、議長補佐ベイユアシュ、デュロ<sup>170</sup> (Duros または Dureau)、16 日は議長ラ

---

<sup>166</sup> Adélaïde Valentin (? - ?). 第 10 区居住、女性同盟中央委員会委員、プロレテール・クラブやサン-テロワ教会クラブ (第 12 区) で活動 (D.B.M.O.F., t. 9, pp. 260-261)。

<sup>167</sup> E. Thomas, *The women incendiaries*, London, 1966, pp. 83-84; D.B.M.O.F., t. 7, p. 310.

<sup>168</sup> 5 月 16 日はラバテが議長を務めており、議事録 (A.H.G., Ly22) には Rabaté élu と記載されており、集会全体もしくは幹事間における選出方式を採用していたことが想起される。

<sup>169</sup> Baillhache (? - ?). プロレテール・クラブで活動 (D.B.M.O.F., t. 4, p. 178)。

<sup>170</sup> Durau (? - ?). ロケット街に居住し、Bonnet、Carpentier、Junieux、Lecomte、Vaillant とともに第 66 大隊の創設で活動 (D.B.M.O.F., t. 5, p. 440)。

バテ<sup>171</sup> (Rabaté)、議長補佐がベイユアシュ、リュリエ (Lullier)、17日は議長 F. ダヴィッド、第一議長補佐ベルタン (Berthan) と第二議長補佐ティウル<sup>172</sup> (女性、Thiours)、18日は議長ベイユアシュと議長補佐2名だが、ひとりレマヌ (L'Emanne または Emmanne) で、もうひとは判読不能、20日は議長 L. ゴチエ<sup>173</sup> (Gauthier)、第一議長補佐がデュロと第二議長補佐がベタン (Bethan)、(終了時の議事録署名は第一議長補佐ベルタン、第二議長補佐セネカル (Sénécal))、22日は議長 C. ルジュウール<sup>174</sup> (Lesueur)、第一議長補佐がリュリエ、第二議長補佐がラン (Lang) が務めている。このように、議長だけでも F. ダヴィッド以外に、ラバテ、ベイユアシュ、C. ルジュウールたちの名前がある。

アンブローズ教会でクラブの集会が開催された、5月9日から20日という時期は、パリ・コミューン下で展開された教育改革運動全体の流れからみれば、ほぼ終末期にあたる。20日の議事録が書かれた翌日には、ヴェルサイユ側の正規兵がパリに突入し、その後1週間の市街戦を経て、パリ・コミューンは崩壊するからである。

---

<sup>171</sup> Rabaté (? - ?). プロレテール・クラブ集会の議長として活動

(*D.B.M.O.F.*, t. 8, p. 272)。

<sup>172</sup> Thiourt または Thyou (? - ?). プロレテール・クラブの女性活動家、聖職者の逮捕を要求、バリケードの戦闘に参加 (*D.B.M.O.F.*, t. 9, p. 202)。

<sup>173</sup> Gauthier (? - ?). 第192大隊糧秣伍長、プロレテール・クラブ議長として活動 (*D.B.M.O.F.*, t. 6, p. 148)。

<sup>174</sup> Charles Lesueur (1839- ?). ペンキ職人、インター会員、プロレテール・クラブ弁士 (*D.B.M.O.F.*, t. 7, p. 145)。

このような状況の中で、教育の議論がこのクラブでおこなわれていた。5月9日の議事録には、クラブ会員ドマール（Demar）が、カトリック教会の誤ちと迷信を批判しつつ、普遍的な知性の基礎となる、無償で義務制の教育の原則を要求する提案をおこなっていた<sup>175</sup>。14日には、同じくクラブ会員であるシャスドン（Chassdon）が、

世俗教師によって教育される無償、義務制の公教育を要求する。宗派の人びとは労働者階級のあいだに公教育が発展することをこれまで妨げ、同時に自らを解放する能力を労働者たちから奪い、1851年のクーデタが我々を無知の闇におしこめ、そこから永久に出られないようにすることを望んできたのだ<sup>176</sup>、

と述べ、ドマールと同様に宗教界の教育への干渉を批判しつつ、公教育の無償制、義務制、非宗教化の提案をおこなっている。5月12日の議事録には、C. ルジュウールが教会は寡婦と孤児のために役立つべきだと要求したことが記録されている<sup>177</sup>。

この3回の議論に共通するのは、カトリック教会の公教育への干渉を非難しつつも、民衆のために教会を供するという姿勢である。教会の存在を全面的に否定するものではなく、宗教そのものを否定してはいない。このような傾向は3月26日のパリ・コミューン選挙の際にもみられる。同様の主張が選挙組織によって、「委任プログラム」として掲げ

---

<sup>175</sup> Edwards, *op. cit.*, pp. 101-102.

<sup>176</sup> *Ibid.*, pp. 103-104.

<sup>177</sup> A.H.G., Ly22, Ms.

られており、第 11 区住民との公約となっていたのである。そこには、次のように記されていた。

(前略) 第 11 区委任プログラム

(中略) 実践組織－教育について、  
教育は社会的なものでなければならない。すべての人々に対する世俗的かつ義務的初等教育、中等および専門教育は、選抜試験や資格試験に基づき能力に応じて男女市民に無償で与えられる。良心の自由はすべての人々、個々人の自然権であり、したがってどの宗派もその信者によって経費を全面的に負担されるものとし、また、教会と国家との分離は完全なものでなければならない。いかなる礼拝の外面的な実践も禁止する<sup>178</sup>。

この公約は、前述した「第 11 区共和・民主・社会主義中央選挙委員会」が候補者に対して提示し、その公約に応じた候補者名を記載して、選挙ポスターとしたものである。ポスターの下部には同選挙委員会委員の署名があり、そこにはクラブ会員のミシエの名前のほか、後に第 11 区行政組織の中核である小委員会のメンバーに就任した J.ボーヤクザンの名前もみつけることができる。すなわち、パリ・コミューンを成立させるにあたって、議員たちを選出するための選挙公約を討議し検討する段階から、地域の民衆組織が教育についての主張していたことを、この選挙ポスターが示唆しているのである。資料 5 として、「第 11 区区役所小委員会委員リスト」を、次に付した。

---

<sup>178</sup> *M. P. F. 1874, t. 2. pp. 84-85.*



こうして、選挙組織を立ち上げ、男子普通選挙制度に従ってパリ・コミューンを成立させた人びとは選挙後に、ある者はクラブの会員となり集会で発言し、ある者は国民衛兵の大隊から選出され、選挙公約で掲げられた新しい社会理念の実現に向け、行政組織の一員となって活動を続けたのである。

一方、『ル・プロレテール』紙（5月9日創刊）に掲載されている記事は、新聞メディアにありがちな断片的情報を扱い伝えるよりも、固定的な読者を対象に、同紙が掲げる政治理念を解説し、同時に身近な社会問題を取り上げるという姿勢がみられる。

社説として書かれている、〈平等者の論壇〉*Tribune des égaux* では、人民主権に基づく政体としてのパリ・コミューンのあり方について批判的に論評を加え、〈普通選挙制度〉*Du suffrage universel* では国民衛兵を基盤とする間接選挙制度を具体的に提案し、〈コミューン議会議員に告ぐ〉*Aux membres de la Commune* ではロベスピエールの国民公会における人権宣言を引用して人民主権の正統性を論じている。その一方で、身近な問題をくわが論壇〈*Notre tribune*〉で論じたり、〈扶助委員会の会計報告〉により住民同士の扶助活動の報告をおこなっている。その中でもとりわけ、国民衛兵への言及が多い。

さらに顕著なのは、宗教界に対する姿勢である。修道会における不当な食糧備蓄や性的スキャンダルをとりあげている。これらの記事は民衆にとって身近なテーマをとりあげることによって、日常的に鬱屈していた聖職者への不信を利用したのであろう。これらのスキャンダルに続けて、教会の接収の経緯を述べた記事を配置するという方法をとっている。このような紙面構成によって、教会を民衆のための集会場とすることの合理性を確かなものにしようとする意図がうかがわれる。

資料 5 第 11 区区役所小委員会委員リスト

(A.H.G., Ly27) 24 名

Andre, Jules	第 123 大隊 タイル製造職人
Aumont, Eug.	第 237 大隊
Baux	第 232 大隊 機械工 インター派
Beziers 経理	
Cousin	
Couturier	第 141 大隊
David 代表委員	石工 インター派
Denieau	第 67 大隊
Dudoit, E.	第 141 大隊
Feldmayer	第 57 大隊
Giraud, A. 戸籍	
Guillaume 庶務	教師 インター派
Idjiez 図書館	第 180 大隊
Lesueur, Charles	ペンキ屋
Martin, DèS.	
Mayer, Feld.[sic.]	
Mortier, H.	第 11 区選出議員
Patey 武器調達	
Perier	第 180 大隊
Petit	第 141 大隊
Picard, E.	第 130 大隊
Pouchain	第 192 大隊
Sewblatt	
Stypulkowski	第 211 大隊

編集部委員それぞれの主な執筆記事を確認してみると、以下のようなになる。人物のカッコ内は所属している組織（I はインターナショナル、C はプロレテール・クラブ、S は第 11 区役所小委員会、G は国民衛兵大隊の省略記号）である。

C.G.ジャクリーヌ<sup>179</sup> (I) 平等者の論壇（論説）

<sup>179</sup> Charles Gustave Jacqueline (? - ?). 工事管理、校正、添削業、第 8 区居住、『パトリ-アン-ダンジェ』紙校正係、『ル・プロレテール』紙編集

E. パルトネ (C+S)	わが論壇 (論説)
M. L. P. ペリエ (S+G)	普通選挙制度 (論説)
E. ピカール (S+G)	女性たちへ (詩)
F. ダヴィッド (I+C+S)	修道会、教会記事 プロレテール・ クラブ集会報告
C. ルジュール (I+C+S)	雑報

こうしてみると、記事執筆の中心となって、この新聞の論調をリードしていたのは C. G. ジャクリーヌであり、E. パルトネたちであったことに気づく。区の行政に影響力を持ちつつ、同時に、民衆クラブにおいても討論や決議に加わり、さらにインターナショナルの会員でもあった F. ダヴィッドと C. ルジュールは、新聞の中では、どちらかと言えば雑報などの記事を介して読者に区内の身近な情報を伝える役目を果たしていた<sup>180</sup>。

---

委員、インター会員 (パンテオン地区委員会、第 13 区地区委員会)

(*D. B. M. O. F.*, t. 6, p. 364)。

<sup>180</sup> J. ルージュリは F. ダヴィッドが「サン-タンブロワーズ教会に設置されたプロレテール・クラブを指導した *il anime le Club des Prolétaires, ...*」(Rougerie, <L' A. I. T. et le mouvement ouvrier à Paris pendant le événements de 1870-1871>, p. 61) と解説しつつ、F. ダヴィッドの活躍を強調している。また、J. ルージュリを引用するかたちで、桂は「第 11 区の有名なサン・タンブロワーズ *Saint-Ambroise* 教会」の「プロレタリア・クラブ *Club des Prolétaires*」とその機関紙 *Le Prolétaire* のリーダーは、インター会員のダヴィッド *David* であった」記述している。(桂「パリ・

次に注目するのは、この新聞の購読者たちであり、クラブ会員と同じく、パリ・コミューンを生きた人々である。『ル・プロレテール』紙の予約者名簿<sup>181</sup>には、5月3日と4日の予約者53名が記載されているが、3月末に公表された区行政委員 *sous-comité* 25名のうち8名（約32%）が予約者リストに含まれ、4月5日に公表された声明<sup>182</sup>に記載されていた区行政を把握する代表委員 *délégation municipale* である11名のうち8名（約73%）がリストに名前がある。5月7日にプロレテール・クラブが発足しているので、同紙の発行は第11区の民衆活動家たちがクラブの機関紙としての役割を果たさせるべく周到に企画されたものであったことになる。このリストから、読者層の分析を通じて、政治としての区行政と武力権力として国民衛兵中央委員会との関係の密接さが証明される。この地域において、「集合的心性の形成」に果した『ル・プロレテール』紙の意義は大きかったといえよう<sup>183</sup>。

本節では、第8区、第11区、第14区における区行政が、それぞれの民衆組織によって、どのように執行されていたのかを考察した。区の

---

コミューン期におけるインターナショナル組織の動向」、20、24頁）しかし、『ル・プロレテール』紙を分析する限り、F.ダヴィッドの第11区における役割は活動家として中心的存在であったことは裏付けられるものの、この運動をけん引した思想を民衆たちに伝えた人物ではなかったと結論づけることができるのではないだろうか。

<sup>181</sup> *B.H.V.P., Ms. 1125, Fol. 113.* この名簿の表紙には、師団委員会 *Comité de Légion* に所属するフェルト-メイエが作成したと記されている。

<sup>182</sup> *M.P.F.1874, t. 2, p. 187.*

<sup>183</sup> ルフェーヴル『革命的群集』、16-17頁。

行政委員会に占める民衆組織関係者の比率は、第 8 区では区行政委員 8 名のうち区監視委員会委員が 6 名（75%）、第 11 区では区行政委員 8 名のうち 3 名（37.5%）がプロレテール・クラブの会員、第 14 区では 9 名の行政委員うち 4 名が監視委員（約 44.4%）であった。各区の行政に占める割合の違いはあるが、中核的な組織であったことに違いはない。

民衆に支えられた組織であることから、それぞれの社会・経済的事情に応じて、区ごとに活動も多様であった。第 8 区では監視委員会が主導権を握りつつ、コミューン議会から派遣されたという形式をとる区選出の議員と連携しつつ、学校改革を含む区行政を着実に進めていた。第 11 区では、国民衛兵第 11 師団を母体とする武力集団がアンブローズ教会にプロレテール・クラブを設置し、民意の集約を図りつつ、区行政を進めた。第 14 区については、同区の監視委員会に所属する委員が、警視という警察権力を執行する立場から、どのように公教育の現場から聖職者たちを排除したのか、その生々しい状況を考察した。

## おわりに

民衆組織はパリ・コミューンの議会、議員との関係では「命令的委任」という形式をとる直接民主制を志向した。従って、民衆クラブとその会員たちが実際に関与していた行政機構は、コミューン議会ではなく、地域の行政をおこなう区役所であり、区行政だった。

パリ・コミューン議会と各区の間における、このような関係は選挙における命令的委任とそれまでの地域における民衆運動のなかから醸成されたものである。コミューン選挙においては、各区の有権者の意向を選

挙候補者が受諾し、有権者の要求を受託した議員がそれを議会で反映する命令的委任関係に基づいていた。議員たちは有権者の代表者ではなく、代理人であった。その関係は前年 9 月以降の民衆組織の展開と密接に関係していたのである。公開集会から会員制組織へ、会員制組織から革命組織、すなわちコミューン組織の母体へと引き継がれていったのである。そして、コミューン選挙の経験を通して、他の地域（区）、他の民衆組織との関係において上下関係のない連合組織（fusion）を組むことを経験したことにより、人民主権を組織的に実行に移せる可能性を見出したのである。

人民主権の実施に際して、もっとも重要なキーとなるのが地域性の相互尊重と調整である。そこで、本論文では条件の異なる 3 カ所の区、第 8 区、第 11 区、第 14 区の行政の執行状況を比較し、それぞれの地域性があることを明らかにした。それぞれの区における経済、社会状況、民衆組織の政治的傾向の差異など、多層的な要因によるものであるが、民衆組織の活動には、これらの要因が反映されていることを確認した。

さらに、第 11 区のプロレテール・クラブの開催状況について、議事録を中心に考察し、民意の形成を図る目的で発行したクラブ機関紙『ル・プロレテール』紙の記事を分析した。同紙には、区内の日常を伝える記事とともに、民衆組織の思想的基盤が人民主権にあることを述べた社説、区内の経済困窮者のために国民衛兵が中心となって支援活動をおこなった収支報告などの記事が掲載されおり、民衆の「集合的心性」は、集会やメディアなどさまざまな手段により形成されたことを明らかにした。